

濫用

て畢竟投機を目的とするものなれば事一たび其則を踰るに於ては不測の禍を生ず慎まざればある可らず我國に於て行はる買進賣叩轉賣買戻の如きは濫用の傾きありて投機の媒たるの弊なきを得ず則ち表面に於て銳意買進を爲し殊更に高價にて裏面に於ては販賣者をして引渡を爲す能はざらしむる爲め百方妨害を爲し以て之を苦しめ陽に引渡を迫り其死地に陥るに及んで轉賣を申込み其差分(假へば買十圓を以て約束し相手方をして引渡を爲す能はざらしめ十二圓を以て轉賣して差分二圓を僥倖するの類)を利し若くは新代價の金額を收得し諾せざれば乃ち遠約金を徴し以て陰に舌を吐き又陽に巨額の賣叩を爲し殊更に低價にて陰に購賣者をして引取を爲さしめざる様百方其金融を妨げ期日に至り引渡を強ひ其代價の支拂に窮するを見て買戻を申込み其差額を利し例へば賣十圓にて約束し相手方をして代價を支拂ひ能はざらしめ八圓にて買戻を申込み差違二圓を取るとの類諾せざれば乃ち遠約金を徴して以て得々たるの場合なしとせず戒めざらんばある可らざるなり

第四節 差額取引

右の外獨逸民法の認むる所の差額取引即ち「デッフェレンツゲシエフト」なるものあり、是は販賣者が現物を引渡す代りに契約當時の價格と受渡し當日との相場の差違を賠償的に支拂ひ其義務を免がるゝものなり而して又實際に於ては賣買當事者が當初より現物の受渡を目的とせず前記の差違のみを投機的に受授するを契約するものあり獨逸の所謂「ライネ、デッフェレンツゲシエフト」なる者即ち是なり、是は其性質賭博に屬するを以て古來今日に至るまで甲論乙駁殆ど其止まる所を知らず斯の如き取引は實際之を禁斷するを得ず寧ろ賠償解合とし公然之を許し已む事を得ざる事情の爲め引渡の不可能なる事實を生ぜしときは差額を支拂ひ解合を申込み得るの權利を認むる方却て害薄かるべし然りと雖も兎に角相場の下落に赴くは賣主の利益となり其騰貴に赴くは買手の利益に歸すべきを以て動もすれば投機に陥り易し故に是に對して自由に融通を爲すときは多大の弊を生ずるなきを保せず金融機關たる者は前記の延期と共に是處に注意し參加利子等を利用し

巧に市場の冷熱を制せざるを得ず、理世の道固より容易に非ざるも豈に又術なしと云ふを得ん哉

第十一章 市場に於ける投資者の意向

第一節 總論

投資者の意向は千差萬別固より端倪し得べきに非ず、管見纔かに以て其梗概を窺ふに足る耳、然りと雖も其間人情の機微を漏らすと同時に利慾迷想の爲め事物當然の關係を忘れ不測の災害に陥り進退維れ谷まり煩悶の状見るに堪へざるものあり、今退て之が原因結果を探究し冷靜以て之が觀察を下すときは爲に悚然として他日に對する警戒の一助となるものなしとせず、然れども又時と所に依り少々一定の方針運行ありて差違は品質に存せずして分量に存す請ふ少しく之を辯ぜん

抑々資金投下有價證券の場合に二種の目的あり一は利殖の爲にする者にして之を眞正の所有と云ひ、一は其投資せし有價債券價格の昇降に乘し輸贏を決せん

資金投下の目的

と欲する者にして之を投機的所有とす、夫れ然り果して然らば前者は變動少くして基礎確實なる者例へば富強なる國家の發行に係る國債證券の如き者を好み、公債と雖も貧弱國の發行に係る者は確實なる株式より却て變動多し、後者は會社株券の如く變動多き者を尙ぶは蓋し其常情なり、然りと雖も人性誰か慾望あらざらん、又時として市場に一種の傳染質の嗜好を惹起し老若男女、貴賤僧俗、億兆皆同一の物を同時に得んと欲するの事情を發生し附和雷同、妄想、狂奔、事躰、常套を脱却し收拾す可らざるの混亂を生ずることなしとせず、彼の有名なる「チューリップ」投機、ミンシッピー經畫、南海泡沫の場合の如き誠に之が好例なり、往時に於て既に斯の如し況んや方今諸國に於て巨大にして且つ火急なる公債、國債、地方債、共の増加、蒸氣及電氣の使用の爲め生したる工商未曾有の發達及株式會社の増加の如きは資金の放下及投機器具の供給を増加せしこと實に往年の比に非ざるに於て、或や、投機境域の廣大なる又昔日の比に非ざるなり、大勢斯の如くなるを以て有價證券の取扱ひ自然に専門的となり、市場に有價證券仲買なる者顯はれ公衆の爲め其性行地位に適應する所の證券を最も有効に得んことを勤む、則ち例へば或金高を以て或

有價證券の増加

投資の選

輓近佛國に於ける還投資の變

内外債に對する國民の意向

期間中最大の歳入を得んと欲する者の爲には年金證書を選び、靜かに後年の謀を爲んと欲する者の爲には利率輕きも確實なる公債證書を求め、投機的顧客の爲には株券此種の顧客は最も礦山株殊に金銀鑛に傾くを需む

第二節 意向と實利との關係

以上説く所のものは投資大躰の情勢なり、然り而して時勢の趨向に依り又投資の趨勢を異にす、今西曆千八百七十年以來佛國投資の情況を見るに當時佛國政府の公債募集巨額なりしが爲め公衆は其所有の有價證券殊に外國有價證券及鐵道株を賣却し八十二乃至八十四の割合にて五分利公債に乗替へ、西曆千八百七十七年露土戰爭に際しては七十三の割合を以て巨額の露國五分利公債に應じ、當時佛人は伊を露に乗替へたり、兩者の間に利子に於て一步弱の差違の存するを示す、而して後年佛國は五分を三分に、露國は五分を四分に借替へ又一步の差を示す、由是觀之佛國公衆が自國の公債と同盟たる露國の公債との間に差違を置くの梗概を知るを得べし、元來公債價格は自國に於て高く外國に於て低きを當然とす、彼の米

心は利益の觀念に勝つ能はず

西戰爭の當時四分利付西班牙外國公債は巴里に於て三十に下落し三分二厘内債はマドリッドに於て四十五の價格を保てり、即ち前者一割三分三厘三毛後者は七分一厘一毛の利に當り其逕庭亦甚しと云つべし、然るに我國公債が常に外國市場に於て内國に於けるより高價を占る所以のものは彼我利率に常恒の差違あると我國の信用が四海に普きを證するに足れり、輓近露佛の間には一種の關係ありて露國の信用は他國に於けるより佛國に於ては高きは其常體なりと雖も心事の傾向は利益の觀念に勝つ能はず、以て深く恃みとするに足らざるなり、則ち知る彼の米國南北戰爭の起るや佛國の意向は固より南方にありしと雖も其事實は北方の六分利公債の應募を妨げず、佛國人民は之に應じて好箇の利益を得たり、又一種の恐怖心は高利の甲國より低利の乙國へ資本を移すことあり、即ち西曆千八百九十三年北米合衆國に於て銀黨大に跋扈し貨幣本位の基礎危殆に陥るや合衆國資本家は自家所有の弗の價格下落せんことを恐れ之を磅に切り其資本を倫敦に移せし者少なからず、然れども西曆千九百年三月十四日の法律を以て金本位確立せらるゝに當り多くは米國へ復歸せり

市場の變

元來佛國市場は之を外國に比し倫敦は主として内外事業に放下し、伯林は投機的にしてハンブルグは倫敦に彷彿たり、中正保守の性質を帶ぶと雖も、前記の如く資金を低利なる自國の公債に放下し而して地方債亦比較的に低利にして殆ど貯蓄を維持獎勵するに足らざるに至り資金自から會社殊に古參の銀行及保險會社の株式其他社債券に向ふの傾を生ぜり、蓋し是れ市場の常情なり、事是所に止まれば即ち可なりと雖も今一步を進んで諸會社の新設新事業の開設に及ばんとするときは特に注意を要するの期に達せしものなり、彼の總組合(ゼチラル、ユーニオン)、セクレタン銅組合リオ、チント、鑛山會社等其終を全ふせずスエス運河、及鐵道株も所期の利益を生ぜず、西曆千八百九十五年以來大に流行せし「ヲフ」「エフ」「スキ」等の諸會社も非常の不結果を生じ終に第二十三表に示すが如き否況を呈し市場漸やく其情弊に懸き再び中止の態度に歸り常軌に復せり

第三節 豫期の勢力

元來有價證券の價格は其生ずる所の利益の多少に依て決せられ其重き者は從

危險の始

て需用多く其輕き者は隨て需用少きは當然の理なりと雖も公債の場合に於ては其發行者の貧富強弱情況等に由り自から其價格に異同あるは論を俟たず株式の場合に於ても其事業の成否の豫想、會社管理の巧拙、基礎の強弱、特權の有無程度等自から割賦外に其價格に影響するものなしとせず今之を事實に徴するに「ドー」ツ、鑛山會社の如きは西曆千八百九十七年以來未だ曾て一厘の割賦を爲さずと雖も本年(卅八年)二月には五百法の株券は千百法を價し、其他佛國興業銀行、巴里エヂソン電氣會社等の實況左の如し

第十六表

佛國興業銀行	同千九百二十年十月	同千九百五年
割 二六	株式 七四五	割 二七
賦 三五	價格 六八五	株式 七七〇
エチソン電氣會社	割 四〇	價格 一四七〇
賦 三三	價格 九八五	株式 一四七〇
アルヂリ銀行	割 四三	價格 一四七〇
賦 八一		

由是觀之西曆千九百一年には利廻り第一に於て三分五厘、第二五分一厘、第三三分四厘、四毛、同千九百五年には第一三分七五、第二は五分二〇、第三は三分にしてアル

デリー銀行の信用は實に佛蘭西銀行を凌ぐの勢力あり豈に盛ならずや
又獨逸輓近の實況を見るに左の如し

第十七表

社名	四曆千八百九十九年		全千九百二十年	
	割賦	株式價格	割賦	株式價格
ウエストフアリア「ボートランド、セメント」及石灰製造會社	二五、〇〇	三一、七五	八、〇二	〇
鷲印獨逸ボートランド、セメント製造會社	二五、〇〇	二九、〇〇	八、六二	〇
ステツチン、グリーストウエル「ボートランド、セメント」製造會社	一一、〇〇	一六五、〇〇	七、二七	〇
ウヰツキング「ボートランド、セメント」及石灰製造會社	一三、〇〇	一九一、八〇	六、七八	〇
ノイス製鐵會社	二四、〇〇	二二〇、〇〇	一一、〇〇	〇
ライプチヒルヒ株式會社	二二、〇〇	二五八、〇〇	八、五三	〇
サンゲルハウシエル機械製造會社	二二、五〇	二九八、五〇	七、五四	五、〇〇
ドツセルドルフ機械建築會社	一六、〇〇	二一三、七五	七、四六	〇
ルージャス及ブリーニンク色素製造會社	二六、〇〇	四〇六、〇〇	六、四〇	二〇、〇〇
マイレル化學品製造會社	一四、〇〇	二二〇、〇〇	六、三六	一〇、〇〇
ランドシヨッフ及メルグルーナワ化學品製造會社	一一、五〇	一八六、〇〇	六、七二	一〇、〇〇
				一五三、〇〇
				六、五四
				五、五二
				三、九四
				五、五五

由是觀之割賦の輕重は大躰に於て株式價格を左右するの原因たるべしと雖も又
以て之が唯一の原因と爲すを得ず投機の術亦難い哉

第四節 投機と資力との關係

又投資の選擇方法は其當を得るも資力缺乏の爲め多大の損失を被る場合あり
請ふ少しく之を辯ぜん曾て佛國に少壯有爲機敏にして而して且つ偉大なる觀察
力を有する某投機者あり市場の趨勢を洞察し西班牙鐵道株の騰貴購入價格より
倍となれりに乗じ之を賣却し巴里里昂地中海線株の巨額の先物を購入せしに果
せる哉購買株は三倍の騰貴を見たり然るに購入巨大に失し、期日に至り金融の道
を得ず其差分を拂ふ能はずして事終に失敗に歸せり抑々投機は多大の危険を包
含するは論を俟ずと雖も買進の危険夫れ斯の如し若し夫れ賣叩の如きは更に一
層の危険を増すものと云つべし何となれば前者の損失は自己の支拂ふべき金額

投機と資
力との關
係

に止まり其停止する所を知るを得、而して其株式は零價以下に降るを得ずと雖も、後者は自己所有以外の物件を賣却し而かも其物件は流用代替を許す能はざる所の特定物なれば其損失の程度何邊に止まるやを知る能はざればなり、慎まざるばある可らず

第十二章 恐慌

第一節 恐慌の豫防及之に對するの處置

第一目 豫防

恐慌の遠因及近因に就ては諸家の論する所粗々其要を盡せり、故に今一步を進めて其豫防策に就き一言するは敢て無用の業に非ざるを信す、西諺に曰く、救濟の萬滴は豫防の一滴に若かすと宜なる哉、大公曰く、涓々たるを塞かすんは將に江河と爲んとす、熒々たるを救はずんは炎々たるを奈何せんと眞なる哉、夫れ投機の應を起すや、果當初投機は物價變動の果なり、より因、後昆恐慌の因となり、に入り市場生死の域に迷ふ而して起應の始めは行因の利那なり、一髮の間禍福を分つ察せず

合衆國に於ける新説

預金取扱の特色

んはある可らず、抑々恐慌に際會し銀行の最も苦む所のものは預金の引出にあり、而して公衆の憂ふる所のものは預金最後の損失に非ずして必要に應じ之が引出の難易にあり、故に預金の引出に應ずると容易なれば銀行恐慌を感ぜず、公衆亦疑懼の念を抱くなし、輒近米國に於ては國立銀行中相當の規定を設け自己の過失に非ずして不時の取付に逢ふときは預金を他行へ移し共同の力を以て之を支ふべしとの説あり、又以て一考の値なしとせず、然れとも移替を以て債權者の利益を害するの結果を生せしむ可らず其間合意の成立するを穩當なりとす

抑々預金の取扱に就ては本章第九節に於て少しく之を述べ稍や其要を盡せりと雖も、其所論の如きは主として平時に處するの道を講ぜしものにして事變に應ずる爲には尙ほ一層の注意を要するは勢の然らしむる所なり、元來預金事務に就ては銀行は其根底に於て他の事業に於て曾て見ざる所の一種の特色を有すと雖も世之を怪まず、銀行亦深く留意せざるもの、如し、定期は暫く之を措くも、當坐に至りては請求次第之を拂戻さざるを得ず、然るに銀行は之を期限付割引貸付に放下す斯の如くなれば則ち義務は即時となり、權利は有期なり、兩者の間に氷炭相容

改良の方
法

れざるもの在此ること是なり然るに此事古來銀行普通の取扱となり世之を怪まざる所以のものは實地の必要と銀行の精巧なる平時に於て拂戻に差支を生ぜざらしむるとの事實に由來す然りと雖も元來恐慌は事變に屬す豈に常時に處するの道を以て之に應ずるを得んや然らば則ち之に備ふるの道如何預金をして盡く定期たらしめん乎是れ世の需用に應ずる能はず銀行の用其半を失ふものにして事實爲し得べきの業に非ざるなり果して然らば其放下をして盡く通知貸即ち一呼現金に替る者とせん乎是れ亦爲し得べきの業に非ざるなり是に於て乎近時此兩者を折衷斟酌し定期は之を六箇月若くは一箇年とし少しく其利子を高ふし當坐は成るべく之を通知貸(デマンド、ローン)に放下すべしとの説起れり是れ我國に於て行はるゝ所と主義に於て多く異なることなしと雖も今一步を進めて定期の利を厚くし當坐の利子は大に減し當坐預金は成べく低利なる通知貸又は短期の割引貸付に使用し定期預金の放下を以て銀行の維持固本の基を立て當坐を以て業務の發達伸張の術を講ぜば彼是其所を得以て恐慌に備るふ一層厚きを加ふべし然りと雖も抑々通知貸なる者は其素質上緩急に非常なる差違ありて利率に於て

も多大にして且急劇なる變動あるを免れず請ふ其概況を左に表出せん

第十八表 各年一月に於ける通知貸最高利率

西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率
千八百七十年	七	千八百八十年	三一	千八百九十年	四五	千九百年	一二
七十年	九〇	八十一年	六	九十年	九	九十年	六
七十一年	六五	八十二年	五一	九十一年	五	九一年	一五
七十二年	九〇	八十三年	一二	九十二年	七	九二年	一五
七十三年	一一	八十四年	三	九十三年	一五	九三年	一五
七十四年	五	八十五年	一五	九十四年	一五	九四年	六
七十五年	七	八十六年	五	九十五年	一〇	九五年	三五
七十六年	一一	八十七年	八	九十六年	二	九六年	六〇
七十七年	九〇	八十八年	六	九十七年	六	九七年	六
七十八年	六	八十九年	八	九十八年	六	九八年	六
七十九年				九十九年	六	九九年	六

輓近米國に於ても信託會社中には其資金の大部分を會社の整理及起業の爲に放下するを危険とし定期に比較的高利を約し前記の方針を採る者少からず、中央及西部諸州の銀行此方針を採る者多し、近時英國に於ても亦郵便貯金の一口五十磅以下及労働組合の預金西曆千八百九十二年に於ては前者五千二百二十萬磅後者六百萬磅には二分五厘西曆千九百三年以降の公債利子と同率なり、其他同年に於て八千七百八十萬磅には二分の利子を付し以て小額多數(五十磅以下八百七十萬人、五十磅以上八十六萬人)の預入を奨勵し預金の基礎を固ふせんとするの議論あり、共に預金取扱に一步を進むるものと云ふべし

第二目 恐慌に處する大株の方法

預金の取扱に注意すること既論の如くなれば恐慌の災を輕ふすることを得るは疑を容れずと雖も、抑々市場に恐慌あるは猶ほ人躰に疾病あるが如く時に或は免れ能はざる所のものなり、苟くも其徵候の起るあり又は實際に破綻の發するあらば各々其原因を探究し豫防若くは救治の策を施さざるを得ざるは論を竣たず元來恐慌なる者は之を人躰に例ふれば神經統病患の如き素質ありて劇發憂鬱各

々其狀を異にすと雖も其應急手段に於ては殆ど一定の方法ありて當初先づ鎮壓劑を用ひ神心を鎮靜せざる可らず、即ち其初期に於ては銀行の利率を高め中央銀行の如きは其効驗を大ならしむる爲め利率を引揚るに先ち市場より資金を借入るゝことあり、以て投機者流の跳梁跋扈を抑制し、附和雷同無辜無識の輩の深淵に臨むを防支し不幸にして事破れ勢窮り緩急を問ふの遑なく玉石共に碎くるの境遇に際會しては、中央銀行及其他の有力なる銀行は特に各會社各人に付き其確實なる哉否哉を探知し救ふべきは之を救ひ、助く可らざるは之を自然に放任し以て淘汰を施すの必要あり、然らずんば百萬圓の資産を有する商賈と雖も一朝僅々五萬圓十萬圓の負債辨濟に差支へ支拂停止の否運に遭遇することなきを保せず、若し銀行、保險會社等の如き者にして斯の如き不幸に陥ることあらん乎、其影響の及ぶ所廣大にして事情紛糾收拾す可らざるの混亂を惹起すは之を史乘に徴し歴然として争ふ可らず、故に不幸にして破綻の生ずることあらば中央銀行其他の大銀行は玉石を甄別し利率は固より高きを得ざるも大に門戸を開き其助くべきは之を救援せざるを得ず、今一例を引きて利率變更の急劇なる事實を示さん、西曆千

九百五年十一月中には紐育に於ける通知貸の利率は平均一割なりしに一時最高二割五分乃至二割七分に達し同時に六十日期の貸付利子の最高は八分にして十二月に於ては通知貸利率一時十二割五分に上騰し同日六分に下降せり。其他の例證は普通の銀行論等に材料滿々たるを以て復た之を茲に呶々するを要せず。拙著銀行論及經濟史眼第十六章第二欸參觀と雖も、英獨等二三の國に於ける實驗を瞥見する亦無用の業に非ざるべし。請ふ少しく之を述べん。

第二節 英國の恐慌

第一目 西曆千八百十年の恐慌

英は古き貿易國なるを以て恐慌に關する材料甚だ多し、然れども古今自ら其勢を異にし遠く數百年前に遡り之を論ずるを要せず、西曆第十九世紀中に起りし者を略陳するを以て足れりとす。其第一の者を西曆千八百十年の恐慌とす。此恐慌は南米諸國の獨立の爲め市場新たに開け之に對する投機事業の破綻より生ぜしものなり、當時西葡萄牙國ナポレオンの壓迫を蒙むり國勢振はず南米領土の人民之を

機とし西曆千八百七年獨立を唱へたり。英國商賈奇貨措くべしと爲し新地に對し非常の投機を試み、上下之に沈酔し諸銀行の如きも全く其處置を誤り、甚きに至りては僅かに百磅の資力を有する使用人雇傭人等に五百磅乃至千磅の融通を爲し以て大に投機を煽動せり。是に於て西曆千八百十年終に破綻を生じ同年八月に至り會て基礎鞏固の名を得たる某西印度商先づ倒れ其取引先銀行終に支へず其支拂を停止し、商となく工となく多少の影響を受けざるはなく收拾す可らざるの情況を呈し投機の一目的物たる西國羊毛の如きは實に五割の下落を示せり。

第二目 西曆千八百二十五年の恐慌

次に述べべき恐慌は西曆千八百廿五年の其なり、前記恐慌後十數年間は市況頗る平穩なりしも晴雨相次ぐは宇内の常勢にして往年の警戒を忘れ西曆千八百二十四年に至り投機漸やく萌芽を發し大に其勢を逞ふし鐵道、運河、鑛山、瓦斯事業等に狂奔し一朝にして結社六百二十有四其公稱資本額三十七億二千萬圓の多きを見るに至り物價の騰貴甚しく怖るべきの情況を呈せり。然るに銀行は警戒を加ふるの模様なく却て其紙幣を發行して投機者流を援助し終に支へず非常の取付に

遭遇し勢ひ收金す可らず、英倫銀行も之を見て狼狽措く能はず急に其門戸を閉ぢ玉石を識別せずして一般に手形の割引を拒絶せしを以て融通頓に塞かり西暦千八百二十五年十一月二十二日プリモズのエルフォルド銀行其支拂を停止し次てヨークシアのウェントウオルス會社、倫敦のホール會社等亦立たず、其他三四の倫敦銀行の倒産を生し地方銀行の斃るゝ者六十有三の多きを見るに至れり是に於て事の容易ならざるを見、中央銀行も政府の勸誘に應じ玉石を區別し融通を計り西暦千八百二十五年八月流通高千九百萬磅より翌年二月流通高二千五百萬磅まで漸次紙幣の發行高を増し開放主義、庫中の一磅紙幣を發行せしは此時なりを採りて銀行商賈等を援け僅かに市場を鎮定するを得たり、因に云ムケムブリヂ、オックスフォルド、ノルfolk等に於ては銀行か店頭に於て見せ金を爲せしのみにて恐慌治まれば

第三目 西暦千八百三十七年及九年の恐慌

前記恐慌後市場頗る平穩なりしが西暦千八百三十六年に至り市場漸やく活氣を呈し終に其則を踰へ同年より翌年に亘り銀行、保險、鐵道、運河、瓦斯、礦山等の事業

の爲め結社の數約四百に達せり、而して西の方米國を望めば投機最も劇しく次で銀行商業等倒産する者約二百五十に達せり、當時英倫銀行の處置最も其法を得ず株式銀行の裏書したる手形は總て其割引を拒絶し、其在リパブル支店に訓令して米國取引に關する商賈の手形は總て之を割引すること勿らしめたり、是に於て恐慌益々甚しく中央銀行の正貨在高西暦千八百三十四年の九百五十萬磅より減じて同千八百三十七年二月には僅かに四百七萬七千磅となれり、當年の傷痍未だ癒へざるに爾後凶歲引續き、加ふるに米國の市場尙ほ靜穩なるを得ず西暦千八百三十九年に至り復た一小恐慌を來し同年九月に至り英倫銀行の正貨在高僅々二百八十一萬餘磅となり佛國より二百萬磅の借入を爲すの奇觀を呈し、年初以來三分半の利子歩合十月に至り六分となるに至れり

第四目 西暦千八百四十七年の恐慌

爾後十數年市場頗る平穩にして遊資の放下を需むる者漸く増加し中央銀行の正貨在高二千萬磅を超過し、公債證書は平價となり西暦千八百四十五年十月には利子歩合二分半となれり、是に於て投機漸やく萌芽を發し盛に鐵道熱を生じ、鐵價

の如きは西曆千八百四十三年の一噸六磅九志四片より漸次に増加し十磅十五志十片(四十五年なり六年には一〇六八八年には六二一〇に下落せり)となり棉花の投機殊に甚しく加ふるに馬鈴薯の不作の爲め穀物の輸入大に増加し頓に其價を降下し當該商賈の倒産する者甚だ多く中央銀行は大藏省證券其他の有價證券擔保の金融を拒絶し市場鬻擔銀行の破綻頗る多く終に銀行法の停止を以て僅かに市場を救ふを得たり之を停止の始めとす

第五目 西曆千八百五十七年の恐慌

次の恐慌は西曆千八百五十七年に起れり當時前記の恐慌より歲月漸やく隔り所謂咽下一降其熱きを忘るゝの譬に漏れず棉花生絲砂糖製茶獸油の如き商品に對する投機漸やく盛にして米國亦同様の情態を呈し銀行の倒産する者百十五を數へ餘波忽ち英國に延及しリバプールの「ボロ」銀行先づ倒れ一條の導火線となりて英國金融市場の秩序を爆發せり是に於て英倫銀行は西曆千八百五十七年十一月四日利率を八分より一割となし八月廿九日に五分半より八分となせり尋て十二日に至り銀行法の停止を請ひ有價證券擔保の貸附を二千四十萬餘磅より三

千百三十五萬餘磅に増加し割引を年初の八百八十五萬餘磅より千七百七十八萬餘磅十一月四日には千百餘萬磅十一月には千三百餘萬磅に増加し僅かに市場を鎮定することを得たり而して此恐慌の程度は翌年一月前記商品の價格に於て二割乃至三割の下落を示せしを以て之をトするに足れり

第六目 西曆千八百六十六年の恐慌

前記恐慌以後西曆千八百五十八年より市場漸次に恢復し同年より同千八百六十六年に至るまで大小結社の數三百にして公稱資本五十億四千萬圓に達し内同六十六年の開設に係る者七十五社公稱資本六億一千萬圓にして銀行十七個金融會社二十個保險會社九個航海會社二十四個を含めり右の新銀行は主として外國貿易に關係し其成功は専ら外國商況の如何に依りて左右せられ金融會社亦顧客を選ぶの違なく各種の事業の爲め盛んに其手形を取扱ひ所謂走りて地を視ざる者は顧へるの戒に漏れず有名なるオバレンド、ゴールネイ會社を先きとし次で英國株式銀行東亞商業銀行、ニュージーランド銀行會社等銀行の倒産する者都合十有四の多數に達し其他工商の倒産踵を接して起り信用地に墜ち金融の請求英倫

銀行に集まり、三週以前には五百八十四萬四千磅なりし準備金僅に七十三萬磅となり、如何ともする能はず終に銀行法の停止を請ひ、利率を一割(五月二日の六分より漸次七分八厘、九分一厘と増加し二十三日に至り本文の割合と爲せり)に増加し、爾後八十八日間同步合を保ち、正價證券擔保の貸付は千八百五十萬餘磅より三千三百四十四萬餘磅に増加し、割引は初年(二月廿八日)の七百二十五萬餘磅より千六百五十一萬餘磅に増加せり(五月三十日)以て恐慌の如何に劇甚なりしを證するに足れり

第七目 西曆千八百六十六年以來の景況

右の外西曆千八百七十八年のグラスゴー銀行の倒産、英國西部銀行資金停滯資本七十萬磅にして礦山及製鐵事業に五十萬磅を固定し困難に陥れり(同千八百八十二年の凶作、同千八百九十年アルゼンタイン共和國への貸付等に付き多少の動搖を惹起せし)と雖も、英倫銀行處置其宜を得、西曆千八百六十六年以來は銀行法の停止を見ず、而して近年に於ては往時に於ける如く非常劇烈なる恐慌を生ぜず、稍々市場不穩の徴を示すも不景氣若くは商業沈滯等の現象を惹起するに止まる又

以て一進歩と云ふ云ふを得べし

第三節 獨逸に於ける近年の恐慌

第一目 日獨兩國經濟事情類似の點

近時獨逸に於て起りたる恐慌は世の注意を促すもの少しとせず加ふるに該國經濟上の情況は頗る我國に類似し參考すべきもの甚だ多し。抑々該國諸般の經濟施設は事概ね創業に係り、會社員に兼務多く商業銀行にして事業會社の新設擴張に關係するも亦少しとせず、恐慌前に於て殊に然りとす事情複雑禍根此所に伏在し、表面繁盛の狀を呈せしと雖も早晚破綻の生ずべきは私かに識者の豫期せし所なりき。果然其徵候は西曆千八百九十九年下半年に於て顯はれ、同年十二月帝國銀行は其公定利率を七厘なる未曾有の高率に引上げ、取引所法改正以後専ら世人の注意を惹く所と爲れり。蓋し定期取引の束縛、取引所法第五十條を以て鑛山及製造企圖に關する會社株券の定期取引を禁じ、其他の證券は會社の資本二千萬馬以上の場合のみ之を認許し、其他造粉機械及穀物類の取引所的定期賣買を禁止せり)は

我邦に於ける限月改正の結果と等しく其當然の結果として大に取引市場に打撃を加へ、西暦千九百年四月を以て最高に達せし諸株式等の相場も爾來下落の一方に傾き同年下半季に於ける獨逸經濟界は正に恐慌の狀態に陥れり是に於てか西暦千九百年普國政府は議會開會の初に於て恐慌の危惧を過大ならしめざるの注意を與へしと雖も時期漸やく後れ勢ひ既に成りて終に之を如何ともする能はず、市場萎靡して振はず、國初以來最も安全鞏固なりと信せられたる「フアンド、ブリフ、マルクト」「ランドシヤフト」即ち地主組合の發行に係る債券の市場と雖も尙且つ動搖を免れず、況や其他の證券市場に於てをや

第二目 恐慌の原因

元來恐慌の原因は内外兩様の差あり、蓋し外部の原因とは例ば戰爭政治上の變動又は革命等の如き經濟界以外より來るものを云ひ、内部の原因とは例ば生産の方法、貨物及所得の分配貨幣及信用の關係等の如き經濟界内部の一般の組織及作用と相關係するものを云ふ、而して獨逸今回の恐慌は内部の原因其主位を占むと雖も、亦全く外部の影響なしとせず、即ち南阿及米西戰爭、北清事件等は直接間接に

獨逸市場に影響し、獨逸政府の外國に對する政策殊に通商貿易の關係上に來したる變動の如きは外部の原因を構成す、今回の獨逸の恐慌に就て重要なる内部の原因は固より種々の事情ありと雖も之を約言すれば左の如し

- 一 生産超過
 - 二 過度の投機及之に伴ふ過度の投資
 - 三 過度の信用擴張
- 又之を事實に、徴すれば

- 一 工業の擴張及銀行の未熟
 - 二 土地經濟か受けたる影響
- 等是なり

今工業に就て之を見其例證として試に鑛業に就き其概略を述べんに、西暦千八百九十五年一月一日より同千九百年四月一日に至る五箇年三箇月間に發行せられたる新鑛山株は四億千九百五十萬馬即ち凡そ一箇年八千萬馬の巨額に達せしに拘はず株券の騰貴著しく、西暦千八百九十五年一月一日に於ける伯林取引所

に於て公認せられたる鑛山株の現在高は額面六億六千百萬馬にして其價額七億七千七百萬馬なりしに、前記の五箇年三箇月の間に於て凡そ七億馬の騰貴を示し、西曆千九百年四月一日には十四億七千五百萬馬となり、前記新發行に係る四億九百五十萬馬も亦二億八千一百萬馬を騰貴し、西曆千九百年四月一日には七億五十萬馬の價額となれり是等の騰貴は主として投機に基づき、右二口合計九億八千萬馬即ち約十億萬馬にして五箇年三箇月の期間に於て單に鑛業に關するのみにても全く投機の爲に需要せられたる金額は一箇年に凡そ一億八千萬馬に達せし割合なり、今之に前記新鑛山株發行高一箇年の平均額凡そ八千萬馬を加ふれば右の期間に於て鑛業の爲に資金の需用を増加したる平均年額は實に二億六七千萬馬の巨額に上るの計算なり、由是觀之當時同國に於ける事業の膨張並に投機の盛なりし一斑を知るに餘りあり、蓋し工業と投機とは親密なる關係を有し、工業株券の如きは動もすれば投機の目的物となり、其賣買及所有に依りて行はるゝ所の投機は廣く一般公衆の間に行はれ、投機取引中頗る重要な範圍を占め、工業株券の相場は以て工業の盛衰を卜するに足るものとす

第三目 株式相場と工業との關係

斯の如く工業株券の相場が工業の狀況に依りて左右せらるゝと同時に、工業も亦工業株券の相場高低の影響を受け爲に浮沈を免れず、即ち工業株券の投機賣買繁昌を極め其價格騰貴するときは之が爲に或は新會社の設立を促し、或は既設會社の増株となるを通例とす然れども其目的事業の擴張、需給の調和に非ずして單に拂込金額と市價との差益を得んとするもの、又は英語に所謂「ウヲートリン、ストック」即ち株式水膨れの如き惡弊は到底其終を全ふする能はざるは論を俟たず、不幸にして當時獨逸に於ては是等の事例に乏しからず其結果配當の増加を要し従つて營業範圍の擴張を求めざる可からざるの事情を生ぜり、然るに収益は漫然之を増加するを得ず、投機の時機に際しては競争盛にして收利少く到底着實なる方法に依りて其目的を達するを得ず、情窮まり勢屈し遂に破綻を來し恐慌を生ずるに至るは殆ど其定數なりとす、是れ増資の場合のみならず新株發行の場合に於ても亦屢々見る所の現象なり、當時獨逸が是等事情の下に使用したる資本及信用は非常の巨額に達したるは既述に依りて之を想像することを得、而して此處に注意

株券及増資の結果

すべきは資本及信用の使用をして工業の膨脹より來るものたらしめば之が爲に生産の増加を生じ、其過度なるに方りては供給に過剰を來し、其價格下落して新需用を生じ、自然に需給の調和を誘發すべしと雖も、過度の投機に基ける資本及信用の使用に至りては、毫も斯くの如き實質的結果を生ずることなく、信用の使用一たび膨脹せば其瀾縫の爲め愈々其度を強むることは是なり、然れども其經濟界に及ぼす所の終局の結果に至りては相類して大差なし

第四目 生産超過

今又生産過度の點に就て之を見るに、其之を來たすべき場合は概要左の如し

- 一 過剰生産の處分に苦むこと
- 二 消費力の減少
- 三 需給の關係調和を失ふこと

等是なり、當時獨逸に於ては是等の原因盡く具備せり而して是等の事項は互に因となり、果となり、實際に於ては事情頗る錯綜す、例ば生産者が其生産物の過剰を處分し得ざるの結果は、其收益の減少となり、以て事業の縮少を來すべく、事業の縮少

は労働者の需用を減じ、其消費力を減少し、併せて生産者の消費を減ず、而して是等消費力の減少は更に生産物の過剰を來すに至ること必然なり

斯の如く經濟上の變動は一進一退前後相伴ひ、諸般の事情相合して其勢を急ならしむるの傾向あり、例へば市況の上向に方りては世人は單に其上向を見るに止まり、其他を顧みず、買手群出して大に市價を昂騰す、之に反して下向に方りては賣手群出して賣崩の勢劇烈ならしむ、而して市場の狀況は上向に對する希望より下向に對する恐惧一層甚しきを通例とす、故に下向に方り生産者争ふて其貨物を賣却せんとするも容易に之が買手を得る能はず、是れ蓋し必ずしも其の貨物に對する需用者なきが爲に非ずして、買はんとする者が其貨物を引き取るに方りて、其買入價格を以てしては勿論假令其價格を引下ぐるとも、尙ほ或は再買者を得る能はざるに至らんことを恐るゝに因るなきを得ず、是に於てか下向期に於ては商業の最大要素たる信用行はれず、其結果延ひて實際生産の過剰を生ぜざる工業と雖も、尙且つ其影響を免るゝことを得ざるに至るは、蓋し免れ難きの數なりとす、今回の恐慌に際し獨逸の織物業、化學的工業、製紙業等の如きは即ち其好例なり、元來斯の

如き場合にありては假令實際に於て需用供給其平衡を保ち得る者と雖も市場に於ては兩者の關係に調和を失す、況んや事實需給の平を得ざる者に於てをや是に於てか企業心の崩壊となり、之に伴ふて銀行の引締りを來たし、更に信用の動搖を惹起するに至るは必至の情勢なり、即ち今回の恐慌に於て是等事項併發し互に因となり果となり、有名なる獨逸恐慌となりしは世人の認て疑はざる所なり

第五目 恐慌の結果

當時獨逸恐慌の原因概ね斯の如し、今一步を進めて其結果に就て之を見るに諸般の事業多少の影響を受けざるものなし、今其主要なる者の配當の實況左の如し

第十九表

「セメント」機械製造及電氣事業 「セメント」會社 機械製造會社 電氣事業會社	四曆千八百九十九年			同千九百二年		
	無配當	五分マテ	五分以上一割以上	無配當	五分マテ	五分以上一割以上
一四三個	二六一個	一五三二個	一八一個	一九六個	一〇二八個	一八三三個
					六二〇個	六二〇個
						〇四〇個

化學品製造事業	化學品製造事業會社及同盟	其他各種事業	石炭	鑛山及炭	鹽	陶磁器及玻璃	金屬類	毛類	麻及綿	紙類	皮革	麥粉	製糖	釀造	燃料	木
一	一	三	〇	七	二	一	二	四	七	〇	〇	四	三	一	一	一
二	二	六	一	一	五	三	二	二	六	二	二	九	二	三	三	八
五	五	一	五	〇	五	三	一	八	一	五	五	一	五	四	五	五
〇	〇	一	六	二	三	三	五	四	二	一	三	三	三	三	三	一
三	三	七	一	一	一	〇	二	四	三	一	一	一	一	一	一	〇
〇	〇	四	二	〇	一	一	〇	二	四	三	一	一	一	一	一	〇
〇	〇	二	五	四	〇	二	五	三	〇	二	一	一	一	一	一	三
一	一	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	四	二	五	〇	二	三	〇	二	三	〇	二	三	〇	二	三	〇
三	三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

印	〇	〇	〇	〇
護	〇	〇	〇	〇
建	〇	〇	〇	〇
業	〇	〇	〇	〇
及	〇	〇	〇	〇
飲	〇	〇	〇	〇
食	〇	〇	〇	〇
物	〇	〇	〇	〇
築	〇	〇	〇	〇
謨	〇	〇	〇	〇
刷	〇	〇	〇	〇

次に主要なる會社の株式價格の變動を見るに左の如し

シユツケルト電氣會社	二四七、六〇	七〇、二五	アンナイホルヒ磁器製造	一三三、二五	七二五〇
コローン電氣會社	一三四、〇〇	一八、五〇	獨逸磁器製造	九〇、二五	四四二五
共通電氣會社	二六七、八〇	一六三、三〇	シツチエンドルフ陶器製造	八四、〇〇	三四〇〇

第十一編 附錄 第三節 附錄一 及び 附錄二 附錄三 附錄四 附錄五 附錄六 附錄七 附錄八 附錄九 附錄十 附錄十一 附錄十二 附錄十三 附錄十四 附錄十五 附錄十六 附錄十七 附錄十八 附錄十九 附錄二十 附錄二十一 附錄二十二 附錄二十三 附錄二十四 附錄二十五 附錄二十六 附錄二十七 附錄二十八 附錄二十九 附錄三十 附錄三十一 附錄三十二 附錄三十三 附錄三十四 附錄三十五 附錄三十六 附錄三十七 附錄三十八 附錄三十九 附錄四十 附錄四十一 附錄四十二 附錄四十三 附錄四十四 附錄四十五 附錄四十六 附錄四十七 附錄四十八 附錄四十九 附錄五十 附錄五十一 附錄五十二 附錄五十三 附錄五十四 附錄五十五 附錄五十六 附錄五十七 附錄五十八 附錄五十九 附錄六十 附錄六十一 附錄六十二 附錄六十三 附錄六十四 附錄六十五 附錄六十六 附錄六十七 附錄六十八 附錄六十九 附錄七十 附錄七十一 附錄七十二 附錄七十三 附錄七十四 附錄七十五 附錄七十六 附錄七十七 附錄七十八 附錄七十九 附錄八十 附錄八十一 附錄八十二 附錄八十三 附錄八十四 附錄八十五 附錄八十六 附錄八十七 附錄八十八 附錄八十九 附錄九十 附錄九十一 附錄九十二 附錄九十三 附錄九十四 附錄九十五 附錄九十六 附錄九十七 附錄九十八 附錄九十九 附錄一百

第二十一表

		株式 價格		株式 價格	
		西曆千八百九十九年同千九百二年		西曆千八百九十九年同千九百二年	
セメント製造業	ウエストフアリア、ポートランドセメント及石灰會社	三二一、七五	一一一、二五	マツセン 礦山會社	一六八、〇〇
	鷺印獨逸ポートランドセメント製造會社	二九〇、〇〇	一〇五、〇〇	ヒベルニヤ 礦山會社	二二一、六〇
	ステツチ子ル、カモツテ製造會社	四二一、〇〇	二六三、五〇	シュワイレル 礦山組合	二四〇、〇〇
	ヘムモールポートランドセメント製造會社	二二一、〇〇	九一、五〇	鑛山及鐵業	
	ステツチン、グリストウエルポートランドセメント製造會社	一六五、〇〇	三五、〇〇	シヤルケル礦山及鑄鐵會社	五八八、〇〇
	ウヰツキンケポートランドセメント製造會社	一九一、八〇	七四、九〇	蝶番、挾金等製造會社	三六四、五〇
	アルゼンポートランドセメント製造會社	三〇七、七五	二〇一、五〇	カスイウアイテル製鐵會社	三一六、二五
	ヘキストル、ゴナナルハイムポートランドセメント製造會社	一四六、〇〇	四〇、〇〇	ブリーセンバヒ 礦山會社	二〇八、〇〇
機械製造業				ロムパーヘル 鑄鐵會社	二七六、七五
	野戦用及輕便軌鐵製造會社	二六四、二五	一一七、四〇	ハルゼル 製鐵會社	二〇四、五〇
	「アルキミーナ」式機械製造	二六二、五〇	一四七、〇〇	ビスマルク 鑄鐵	二〇七、二五
	ブラオンシュワイグ機械建築會社	一九二、二五	五二、五〇	ウエストフアリア鋼鐵會社	二二九、〇〇
	プレスラウ、リントケ車輛製造會社	二八九、五〇	一六〇、〇〇	テレンサキソン鑄物會社	二八〇、五〇
	ゲーセルドルフ機械建築會社	二一三、七五	七五、〇〇	フリードリヒウキルヘルム鑄鐵會社	二二一、〇〇
	アイゼンアヒ造船會社	一四五、〇〇	四三、〇〇	カイルロツテン 鑄鐵會社	一八〇、二五
	フロインド機械製造會社	四二五、〇〇	二八五、〇〇	ミロウイセル 製鐵會社	一八一、七五
	ライプチヒ、キルヒ子ル株式會社	二五八、八〇	九〇、七五	ヘルデル 礦山及鑄鐵組合	一六一、〇〇
	伯林ルドウツキ、ローエウエ株式會社	四一一、〇〇	二四六、〇〇	ライン、ナツソ 鑛山會社	二二五、一〇
	ノイア 製鐵會社	二二〇、〇〇	一一一、七五	ウイツチ子ル鑄物會社	二五九、〇〇
	オツテンス 製鐵會社	一七四、五〇	七二、五〇	鹽業	
	サンケルハウシエル機械製造會社	二九八、五〇	一七〇、二五	集合 鹽業	二二四、五〇
電氣事業				イゲストルフス 製鹽業	一四一、〇〇
	グリーム 電氣會社	二二一、〇〇	〇、四〇	アツセルスリーベン 鹽素業	一五七、〇〇
	旭 電氣會社	一九一、〇〇	八、〇〇	チーテルハール 製鹽會社	一一六、〇〇
	シュツケルト 電氣會社	二四七、六〇	七〇、二五	陶磁器及玻璃業	
	コローン 電氣會社	一三四、〇〇	一八、五〇	アンターホルヒ 磁器製造	一三三、二五
	共通 電氣會社	二六七、八〇	一六三、三〇	獨逸 磁器 製造	九〇、二五
	大陸 電業會社	一三二、二五	三五、二五	シツチエンドルフ 陶器製造	八四、〇〇
	ヨツキス及グネスト 電氣會社	二〇九、〇〇	一二四、〇〇	家具文房具製造組合	二六〇、〇〇
	ラーメール 會社	一四七、二五	六七、〇〇	條鐵車輪等製造會社	二六五、七五
電業會社				獨逸銃砲器製造會社	二九三、〇〇
	ホーエセー蓄電機製造會社	一四三、〇〇	六八、〇〇	ウオルヘルム、チルマン建築鐵材	二〇三、五〇
化學品製造事業				ライン金屬器具機械製造會社	一九三七、五〇
	上シュレスウフ、骸炭及化學品製造會社	一七三、〇〇	一一五、六〇	鉛印金櫃製造會社	一八三、五〇
	ルシヤス及グリーンケ色素製造會社	四〇六、〇〇	三六〇、〇〇	ハイン、リーマン株式會社	二五四、一〇
	マイレル化學品製造會社	二二〇、〇〇	一八一、〇〇	毛類業	
	クリスハイム化學品製造會社	二六〇、〇〇	二二三、〇〇	ブレイメン毛類取引所	三三九、〇〇
	クニリーナウ化學品製造會社	一八六、〇〇	一五三、〇〇	北獨逸羊毛及毛絲製造會社	二〇七、九〇
化學的物産製造同盟				ステール毛絲製造會社	一九一、七五
		一六七、五〇	一三七、七〇	サガ子毛絲製造	七五〇〇

アルゼン「ボートランド、セメント」製造會社	三〇七、七五	二〇一、五〇	フリーゼンバヒ 礦山會社	二〇八、〇〇	四八、〇〇
ヘキストル、ゴニナル「ハイム」ボートランド、セメント」製造會社	一四六、〇〇	四〇〇、〇〇	ロムバーヘル 鑄鐵會社	二七六、七五	一五〇、二五
機械製造業			ハルセル 鑄鐵會社	二〇四、五〇	七八、五〇
野戦用及輕便軌鐵製造會社	二六四、二五	一二七、四〇	ビスマルク 鑄鐵	二〇七、二五	九九、〇〇
「アルキミイター」式機械製造	二六二、五〇	一四七、〇〇	ウエストフアリア鋼鐵會社	二二九、〇〇	一一二、〇〇
ブラオンシユロイグ機械建築會社	一九二、二五	五二、五〇	テレンサキソン鑄物會社	二八〇、五〇	一八二、一〇
プレスラウ、リッケ車輛製造會社	二八九、五〇	一六〇、〇〇	フリードリヒウキルヘルム鑄鐵會社	二二二、〇〇	一一九、〇〇
ザーセルドルフ機械建築會社	二一三、七五	七五、〇〇	カールロツテン鑄鐵會社	一八〇、二五	七六、三〇
アイゼンアヒ造船會社	一四五、〇〇	四三、〇〇	ミロウイセル製鐵會社	一八一、七五	七九、九〇
フロインド機械製造會社	四二五、〇〇	二八五、〇〇	ヘルテル礦山及鑄鐵組合	一六一、〇〇	八七、〇〇
ライプチヒ、キルヒチル株式會社	二五八、八〇	九〇、七五	ライン、ナツソ 礦山會社	二二五、一〇	一四一、七五
伯林ルドウツキ、ローエウエ株式會社	四一〇、〇〇	二四六、〇〇	ワイツテチル鑄物會社	二五九、〇〇	一五三、〇〇
ノイア製鐵會社	二二〇、〇〇	一〇一、七五	鹽業		
オツテンス製鐵會社	一七四、五〇	七二、五〇	集合鹽業	二二四、五〇	二〇四、九〇
サンクルハウシエル機械製造會社	二九八、五〇	一七〇、二五	イゲストルフス製鹽業	二四一、〇〇	一三七、八〇
電氣事業			アツセルスリーベン鹽業	一五七、〇〇	一四五、五〇
クーム電氣會社	二二一、〇〇	〇、四〇	チーデルハール製鹽會社	一一六、〇〇	九八、七五
旭電氣會社	一九一、〇〇	八、〇〇	陶磁器及玻璃業		
シユツケルト電氣會社	二四七、六〇	七〇、二五	アンターホルヒ磁器製造	一三三、二五	七二、五〇
コローン電氣會社	一三四、〇〇	一八、五〇	獨逸磁器製造	九〇、二五	四四、二五
共通電氣會社	二六七、八〇	一六三、三〇	シツチェンドルフ陶器製造	八四、〇〇	三四、〇〇
大陸電業會社	一三二、二五	三五、二五	金屬製品		
ヨツキス及ゲネスト電氣會社	二〇九、〇〇	一一四、〇〇	家具文房具製造組合	二六〇、〇〇	七二、二五
ライメール會社	一四七、二五	六七、〇〇	條鐵車輪等製造會社	二六五、七五	一〇八、七五
電業會社	一五〇、二五	八〇、〇〇	獨逸銃砲器製造會社	二九三、〇〇	一六五、〇〇
ボーエセー蓄電機製造會社	一四三、〇〇	六八、〇〇	ウホルヘルム、チルマン建築材料	二〇三、五〇	八三、五〇
化學品製造事業			ライン金屬器具機械製造會社	一九三、七五	七五、〇〇
上シユレスウ井ヶ嶽炭及化學品製造會社	一七三、〇〇	一一五、六〇	錠印金屬製造會社	一八三、五〇	七二、五〇
ルシヤス及アリンケ色素製造會社	四〇六、〇〇	三六〇、〇〇	ハイン、リーマン株式會社	二五四、一〇	一四六、〇〇
マイレル化學品製造會社	二二〇、〇〇	一八一、〇	毛類業		
クリスハイム化學品製造會社	二六〇、〇〇	二二三、〇〇	ブレイメン毛類取引所	三三九、〇〇	二〇二、五〇
クエリーナウ化學品製造會社	一八六、〇〇	一五三、〇〇	北獨逸羊毛及毛絲製造會社	二〇七、九〇	一三九、〇〇
化學的物産製造同盟	一六七、五〇	一三七、七〇	ステール毛絲製造會社	一九一、七五	一四三、〇〇
石炭坑			サガール毛絲製造	七五、〇〇	四〇、〇〇
アーレンホルヒ石炭及鑄鐵會社	一〇五、〇〇	五八八、〇〇	サキソン毛絲製造	九〇、七五	五五、五
エツセン、ウキルヘルム王礦山組合	二九四、七五	一八五、〇〇	バントホルグ毛類業	一三〇、〇〇	九〇、〇〇
集合礦山會社	四〇二、九〇	三五三、〇〇	ランケンファールツァー毛布製造會社	五五、五〇	八、五〇
コローン礦山組合	四三〇、〇〇	三七四、〇〇			

右の外麻及綿業以下大同小異なるを以て之を略す

當時の恐慌が直接經濟上に影響せしこと斯の如し、今又間接に犯罪の種類に如何なる變化を來せしやを見るに頗る翫味すべきものあり、請ふ之を左に掲載せん

第廿一表

西曆年次	贓品取扱		竊盜		金錢私借		其他の普通犯		風紀犯	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一八九九	四,九一三	二,四六七	六,九八三	三,〇四一	一六,七三三	三,四五三	四〇,八〇四	一四,七〇三	九,九一	一,六三一
一九〇〇	四,八九二	二,四三五	七,八一〇	二,九四一	一六,五三九	三,四八三	三九,一〇〇	一三,七六〇	一,〇九三	一,五九一
一九〇一	五,〇九五	二,三六七	七,七〇三	二,四六五	一七,二九一	三,五六三	四一,三九四	一四,四七七	一,四九三	一九三
一九〇二	五,四八三	二,三六七	七,八九五	二,四九〇	一八,三五二	三,八一八	四三,八八一	一五,三三八	一,七五四	二,五五六

由是觀之表中の初年に對し末年には竊盜凡そ一割三分を増し(男以下準之)、私借に於て凡そ一割を増加し、普通犯に於ては約五分の増加に止まる、末段風紀犯の如きは實に異狀の惡徴を呈す、古人曰く衣食足つて後ち禮節を知ると宜なる哉此言哉事實の能く之を證するあり又吾人を欺かざるものと云つべし

第六目 銀行の不注意

次に論ずべきは銀行銀行の不注意是なり。當時工業の進歩及投機の勃興は著しく資本の需用を増加し手形の割引及制限外兌換券の發行高亦非常に増加せり。元來斯の如き時に方りては利率を引上げ不健康なる信用の膨脹を抑制し外國より資本を吸収し、且つ外國に對する債務の辨濟を延引するは機宜を制するの最好手段たるは論を俟たず、是に於てか帝國銀行は西曆千八百九十九年十二月を以て其公定利率を七分に引上げたり。抑々利率引揚の事たる世上既に一定の説ありて今更之を喋々するの必要なかるべしと雖も、内國市場の逼迫するに際し外國に對する債務の辨濟は重大の事項に屬し頗る趣味ある問題なり、請ふ少しく之を陳述せん。

方今資本家が其資本を外國に投ずるに方り容易に之を回收し得るの方法を以て之を爲すを通例とす、今獨逸が恐慌前に外國の資本を吸収したる方法も此例に漏れず、今其主要なる形跡を擧ぐれば左の如し

一 銀行の手形振出即ち「フィナンツヴェクセル」と名くる融通手形の振出し

外資借入
の手續

て諸種の方法中此方法に依るもの最も巨額を占めたり、

二 當座勘定借り

三 公債證書を質とする借入

是なり。外國に對し長期の貸付を爲すは方今既に過去の歴史となりたり。然れども斯の如く短期又は流動的の形を以て外國資本を使用するの危険なるは獨逸に於ける恐慌に際し充分に經驗せられたり、即ち是等の債務は獨逸の經濟界が最も資本に缺乏し最も資本を需用する時に當りて頻りに回收せられたり。是れ固より獨逸自身の恐慌に基きたるものなりと雖も、尙ほ他に外來の原因なきに非ず、彼の南阿戰爭の如きは即ち其一にして其結果獨逸は西曆千八百九十九年の秋以來既に倫敦に於て融通手形「フィナンツヴェクセル」の切替に困難を感じつゝありしに搗て加へて一面に於ては恐慌の進行するに從て外國資本の取付を急ならしめ一面に於ては南阿戰爭の進行するに從て倫敦に於ける資金の需用愈々増加し、流石の英國も單に自己の資本のみにて其需用を支辨すること難く、外資を招くの必要を生じ、巴里の資本を吸収するに至り、獨逸は此兩面の原因に基づき單に英國よ

内外の需
用一時に
集まるに

金融の緊
縮

り借用せし資金を回収せらるゝのみならず、巴里より借用せる者も亦之を返却せざる可らざるの否運に際會し遂に「フィナンツンゲクセル」の逆流を來し著しく外國手形の需用を生ずるに至れり。斯の如く獨逸の銀行は内外の需用を一時に引受けざるを得ざるの難境に陥り、西曆千九百年の初頃より非常の困難を感ぜり、蓋し當年の二三月頃は獨逸に於ける信用の膨脹其極度に達し、公衆の株式投機に投じたる金額未曾有の巨額に上りたるの時にして其如何に盛なりしかは前記鑛山株の投機に付きて之を察するを得べく、且つ單に内地に於ける株式の投機のみを以て満足せず尙ほ指を倫敦に於ける投機株に染めたるの事實に徴しても亦之を知るを得べきなり。

事情斯の如く伯林の諸大銀行は西曆千九百年の二月及三月に於て其得意先に對し債務を過大ならしめざるの警告を與へたり。然りと雖も時機既に遅れ諸銀行は其手元益々逼迫し遂に前掲の警告を爲したる後間もなく即ち同年四月を以て急劇なる取立を行ひたるの結果市場を逼迫し一層恐慌を早め且つ重からしめたり。然り而して茲に一言すべきは當時公衆が甚だしく投機に従事したると其投機

銀行の不當
注意及座
注の自由
に慣行する
過る事由

の大部分か銀行の融通に依り煽動されたる是なり。即ち恐慌の原因は必ずしも投機其者に非ずして、寧ろ實力以上の投機を爲したること及當初銀行が公衆をして實力以上の投機を爲さしめ、一旦自己の囊中逼迫するに至りては急激に取立を行ひたるに在りと云はざる可らず。事是に到りしは一面に於ては銀行の不注意に基けるものなりと雖も、一面に於ては伯林の諸銀行に普通なる一つの勘定制度其者の自由に過るに基ぬすと云ふを得へし、其勘定とは「コントロール」と稱するものにして即ち得意先の爲に公債證書、株券又は外國手形等を賣買するを以て目的とし、其貸方には得意先の爲に購入したる是等の證券の代價を記入し、借方には是等の證券を購入するか爲に得意より拂込みたる金額又は得意先の爲に是等の證券を賣却したる代金を記入し、以て兩々相對し半年毎に之か貸借の決算を爲し其間に於ける差額に對して借越となりたるものより利子を支拂ふものなり、尤も利子の計算方は銀行に依り又得意先に依りて必しも同一ならず。投機熱盛にして株券等の市價騰貴し、資金の需用多き場合に依ては、銀行も其間に知らず識らず貸越をなすに至るは蓋し免れ難きの勢なりと云ふを得へし、而して獨逸政府は是等

及其他根本的原因を見ずして、單に取引所法改正の末に依り過度の投機を禁止せんとしたるは抑々亦一誤謬たるを免れず、鑑みずんはある可らざるなり

第七目 農業の被りたる影響

今本目を終るに臨み獨國輓近の恐慌か如何に同國農業に影響せしやに就て一言せん。抑々今回の破綻は其端を工業界の投機と信用過度の膨脹とに發したるは既述の如しと雖も、恐慌の進行に伴ひ是等の工業又は銀行業と其趣を異にする他の方面に於て著しき動搖を來し、フアンドブリーフマルクト即ち農業債券市場の崩壞を見るに至れり。元來獨逸國は久しき間農業國として存在し、土地に關する制度は夙に發達し之か金融機關の如きも頗ぶる整備す、其所謂「ランドシヤフト」なる者は地主を以て組織せられたる組合にして營利的設備に非ず、而して其貸付を爲すの方法は所謂「フアンドブリーフ」即ち自己の發行したる債券を借主に交付するものにて、是等の債券は常に取引所の相場表に上り最も確實なる放資物件として信用厚く、「フアンドブリーフ」を以て貸付を受けたる者は何時たりとも之を處分して所要の金額を調達することを得るものと信せられたり。是等の「ランドシヤフト」

農業信用の發達

都部金融機關の差異

土地抵當借入の巨額と大なること

借入の種類

は往昔より存在し其目的は専ら農業地方に貸付を爲すに在り、市街地の土地家屋に對する貸付は「ヒポテケンバンケン」即ち不動産抵當銀行主として之に當り比較的の新しき設立に係り且つ營利的の者にして、其貸付の方法も亦「ランドシヤフト」と異り現金を以て借主に交付するを原則とし、自から市場に向て債券を發行して其資金を得るものとす、而して其債券を以て貸付を爲すは借主との合意ある場合に限るものとす。斯の如く獨逸に於ては土地に關する金融機關發達し、土地に關する負債亦頗る巨額に上り、同國人の調査に據れば西曆千九百年に於ては其金額實に四百二十億馬に達せり、是れ他國に於て見ざる所の類似なり、而して輓近其増加毎年十七億五千萬馬なりと云ふに至りては更に驚くべきの現象と云はざるを得ず。果して然らば獨逸に於て是等土地の負債の爲に要する利子を四分二厘二毛と假定するときは利子支拂の爲め毎年凡そ十八億馬を要すべく、以て土地の負債が獨逸經濟界に及ぼす影響の重且大なるを知るに足れり

元來土地の負債は土地の改良耕作若くは家屋の建築等に起因する實質的のものあり、又は單に土地家屋等の投機賣買の爲に起る空商的のものありて、恐慌以前

増加の實例

兩者共に著しき増加を示せり。當時商工業の發達と共に市街繁榮し、地域の擴張を要し、土地家屋の需用を増加し、従ふて之が賣買及賃貸價格の騰貴するは自然の勢にして、爲に市街に於ける土地の賣買及家屋の建築等頻々として起り、是等に要する資金の需用大に増加せり。斯の如くして其工業の場合に於けるが如く不動産の場合に於ても投機的借入(主として市街の土地家屋に關するもの)の増加は遙かに農業改良等實質的負債の増加に超過せり。今バイエルン一州の例を以て之を見るも西曆千八百九十五年乃至九十七年に於ては前者の金額二億四千萬馬、後者の金額は二億八千萬馬の巨額に達せり、而かも後者は主として繁盛時期に於て起債せられたるものなり。元來是等の土地に關する負債は其實質的なる否とを問はず、從來償還せられしこと甚だ稀なり。蓋し此種の土地所有者は概ね眞實に之を所有するに非ずして目的他に存し、其土地の負債愈々多ければ愈々彼等の爲に便利なるものあり、是れ一見奇なるが如しと雖も獨逸に於ては土地の供給漸やく缺乏し、賣却の際其負擔を買手に譲ること比較的容易なるの實あればなり。斯くの如く負債永きに亘りて償還せられざる時は假令當初は實質的たりしも、之に依りて經營せ

負債の實例
皆無なり

投機的に
騰貴する
地價の
騰貴を
懸念し
て之を
抵當と
するの
危険

られたる事業の消盡するに從ひて遂に其本質を失ふに至るなきを保せざるなり。輓近の事蹟に就て之を見るに獨逸に於ける土地負債の大部分が實質的のものに非ずして投機の爲に起りたるもの多きは殆ど争ふ可らざる事實なりとす。蓋し投機に依りて過度に土地の價格を騰貴せしめ、其騰貴の度に從ひ之を抵當とし更に負債の増加するときは所謂抵當なるものは畢竟投機的水泡に過ぎず。斯の如き抵當を基礎として營業する不動産抵當銀行は、其基礎の薄弱なる論を埃たざるなり。然るに不幸にして此方面に於ても亦投機信用の膨脹甚だしきものありて貸付に對し慎重の注意を缺き、金融市場の逼迫するに伴ひて遂に破綻を來たし。從來吾人の曾て疑ふことなく、最も鞏固なりと信じたる「フアンドブリーフマルクト」の動搖を生し世を驚かすに至れり、慎まざるばある可らざるなり。

第八目 結論

以上論述する所を以て之を見るに獨逸に於て最も重要な生産要素たる土地は非常なる負債を擔ひ、而かも之が償還は過去に於て其幾分を行ひたりと雖も、其大部分に至りては未來永劫に亘りて償還せられざらんとするの勢あり、而して利子

は固より年々仕拂はざる可からず、是に於てか一面に於ては人為を以て其價格を高め、正當なる經濟行為に依らずして其收入を増さんとするの情を生じ、一面に於ては強ひて其生産を増加せんとし、禍因此處に伏在す、近時有名なる獨逸恐慌の事情概ね斯の如し、而して其原因は既述の如く生産超過、過度の投機及水腫的信用の膨脹等に在り、然りと雖も其最も重要な勢力を爲したるものは蓋し過度の投機及信用の膨脹なりとす、抑々獨逸經濟界の情況は我國に酷似するもの少しとせず、近時少しく恢復の色ありと雖も、之を西曆千八百九十九年の頃に比し株式會社新設の爲にする投資額大に減少し、同年の金額は約二十三億圓なりしに同千九百二年には十七億七千五百餘萬圓、社數三千五百九十六、同千九百三年には十一億五千六百餘萬圓、社數三千六百九十二にして數に於ては少しく増加の模様ありと雖も、金額に於ては盛時の半額に減少せり、是れ西曆千八百九十年の會社法改正の爲め、投機的結社及投資の減少に依るものなしとせずと雖も、亦以て獨逸經濟情況の未だ全く回復せざるの微なりと云ふを得べし、前車の覆へるは後車の戒めたらざるを得ず、鑑みずんはあるざる可らざるなり、而して最近獨逸の經濟事情を見るに利

子割引歩合の増減は資金放下の情況を左右するを知るに餘りあり、其實況左の如し(フランクフルトツアイツング)

西曆千九百七十年上半年平均利率 <small>公定五・九三 市場四・七九</small>	同千九百六年同上 <small>公定五・〇〇 市場三・六一</small>	
内國應募	二七三、〇〇〇 <small>千兩</small>	三一四、〇〇〇 <small>千兩</small>
外國	二五、五五〇	七五、三四〇
内國地方債	一六〇、〇〇〇(之か多きのみ)	一四二、二八〇
獨逸勸業債券	七五、〇〇〇	一二五、一八〇
諸債券	五八、六七〇	一一二、六六〇
銀行株	三六、〇八〇	六三、九〇〇
鐵道株 <small>(市街鐵道を含む)</small>	一三、〇〇〇	一一、五五〇
工業株券	七三、一九〇	一一五、五七〇

第四節 露國に於るけ近年の恐慌

第一目 總論

露國近年の恐慌は主として保護政策の爲め生産事業其序を失ひ、物價異常の變動を生ぜしに原因す、抑々同國保護政策は今日に始まるに非ず其源をピートル大王に發し既に二世紀を經過し、輓近に至り世上の風潮に伴ひ漸く其勢を増長し爲に物價の騰貴を生じ以て外資の輸入を促し、一時事業勃興の勢を呈し、射利投機の弊之に加はり需給其調和を失し、市場紊亂して支へず終に近年の慘狀を呈せり。夫れ然り而して其資を露國に投ぜし者を主として佛白兩國とす、佛は多く公債に投資し其高都合凡そ百億法、白は多く鑛山及製造事業に投資し其高凡そ十億法と傳へらる。元來保護政策に補給政策及關稅政策の二種あり、蓋し前者は政費の増加を來し加るに一部人士に厚うして一般消費者に薄きの譏を免れず、後者は物價を騰貴し消費者の利益を害し隨て國民の貯蓄力を減し、國富の進歩を妨ぐと雖も、事間接にして外面に顯はれずして以て衆庶の環視を脱し、加ふるに國家の收入を増加するの觀あるを以て施政家之を便とし各國多く之に依る。露國亦其例に漏れず主として第二の方策を採り、西曆千八百九十一年の關稅率は實に未曾有の高度に達し、就中綿業及製鐵事業に至りては實に絶大の保護を受け、絹絲の如きは一留の課

保護の二方法

税に止まるも、綿絲は英三十八番の晒さざる者四留八十哥、同五十番以上の晒さざる者八留五十哥、晒し及染めたる者は更に數層の重を加へ、二筋以上の織絲は十一留の重税を負擔す、而して二十六番以上の葉鋼鐵は一留、二十九番以上の鐵針金は二留、同上銅針金の如きは六留を賦課せらる。以上は從量税にして單位は一「ブロード」なり、「ブロード」は三十六英斤餘、然るに亞細亞國境より輸入する物品は多くは無税にして有税品と雖も五分の低率を超過せず、又砂糖の如きも粗糖一本十三貫五百四十七匁三分弱に付一磅九志七片、精糖同上、一磅十九志五片即ち殆んど我二十圓の高税を負擔す、今之を英國の糖價甘菜一本八志三十九年三ヶ月までの最高八志五片二五、最低七志十一片五〇に比すれば税金のみにて既に凡そ五倍なりとす、英國も方今砂糖は有税品にして五百七十餘萬磅の收入を生ず、露の砂糖稅收入(同年度)は約五百五十五萬磅にして如上の高税を課するも尙ほ英國に及はす而して英國の人口は約四千三百萬にして露は一億四千有餘萬なり、加ふるに露は氣候の關係より喫茶を要すること英民より多し、然るに砂糖稅を負擔すること斯の如し其困難思ふべきなり。

第二目 航海鐵道及製造事業等の保護獎勵

航海事業も亦政府の保護獎勵する所と爲り或は露國船舶の輸入に係る貨物に對しては輸入税を輕減し、或は直接航海の補助となり、西曆千八百四十五年以來小沿海貿易權を露國船舶に限り、同千九百年に至り同權利を擴張して大沿海貿易に及ぼし、更に進みてスウェーデン運河通行權を買得し、航海補給は勿論政府直接に航海事業に關係し一會社に商船隊を組織せしめ之を海軍省の監督に附す、所謂義勇艦隊なる者即ち是なり其他海運事業發達の獎勵細大漏るゝ所なく、輒近尙ほ對外保護策を講じ商船管理の爲め一大中央局を設置せんとするの企圖あり、而して皇帝自ら之に關與すべしとの説あり、亦盛なりと云ふべし水運に於て既に此盛舉あり、然るに元來露は海國に非ずして陸國なるを以て其本分を忘れず陸運に於ては其企圖更に驚くべきものあり請ふ少しく之を辯せん

抑々露國鐵道事業の盛大なるは夙に世人の認る所にして西曆千九百五年七月一日に於ける開業線路の延長は既に四萬二千三百三十三哩に達し内三萬六千五十一哩(内二千十六哩はフィンランドに在り)は歐洲露領に在りて六千三百七十二哩

航海

収入の不足

は亞細亞線に屬す。由來露國政府の企圖は甚だ遠大にして勇往邁進鬼神尙ほ且つ之を避く況んや亞北の氷雪に於てをや、彼の有名なるサイベリヤ鐵道は實に西曆千八百九十一年を以て開業の業に就き既に全通開業す亦盛ななりと云ふべし而して露國鐵道は國有多く既に其全部の凡そ六割九分を國有に收む(餘は九個の會社に屬す)故に其開業賣收の爲に巨大の費用を要し、其費用は多く之を外債に仰けり未來の結果は暫く之を措くも亞細亞線路の如きは收支尙ほ未だ相償はず西曆千九百年には収入二千五百萬留にして營業費は三千三百七十萬留なりとす、鐵道収入全軀に於ては輒近二千八百萬留の収入(通行券收入其他類似のものを包含す)ありと雖も、鐵道公債の元利支拂の爲め要する所の金額亦少しとせず、今ウヰッテ氏の報告に依るに西曆千九百一年に於ける鐵道収入の不足額は三千二百九十萬留、同千九百二年は四千五百萬留を降らず、同千九百三年に於ては五千一百萬留を超過すべく、之に東清鐵道の不足額九百萬留を加ふるときは同年の不足額は六千萬留を超過すべし(實際は七千三百萬留に達せり)然るに西曆千九百四年に於ては東清鐵道収入の不足額は右に二倍すべく、實際は約四億留に達せり、然れとも是は

戦争の爲めに生せしもの多かるべし同千九百五年に至りシトツポロゴイエ及オ
レンブルグタシケンドの兩線開通すべく然らば即ち更に一千五百五十萬留の支
出を要すべくして該年の不足額は實に八千四百五十萬留の巨額に達すべし云々
右はウキッテ氏の豫想なりしに實際は西曆千九百五年度の豫算報告に顯はれ
露國鐵道は西曆千八百八十七年より同千九百四年まで同千八百九十六年を除く
の外常に收支相償はず近年に至りて最も甚だしく鐵道の爲め國庫の損失する所
は西曆千九百年には六千六百六十一萬留同千九百二年には一億一千四百萬留同千
九百四年には九千二百七十七萬留に達し而かも軍隊輸送の爲め陸軍省より支拂
ひし高は收入に編入しあり是れ多くは外債を以て支拂ひし所なり由是觀之露國
政府は一切の敷設費の外維持費の爲め年々巨額を支拂ひ前記十七ヶ年間に其高
合計七億五千八百萬留に達せり露國政府の鐵道に熱心なる驚くに堪へたり是れ
或は陸國の真相を表示するものに非ざらん乎

露鐵道收入の不足額の巨大なる實に驚くに堪へたり造作制に過ぐれば成と雖
も必ず敗るとは夫れ是を云ふ乎然るに其運賃は之を獨佛に比して更に低廉なる

運賃

は實に世人の意表に出づ元來比較的高利の外資及高價の材料を以て建設する所
の鐵道にして運賃の廉價なる斯の如きは數理外に經濟事項の調和を求めざるを
得ず燃料の價格興業費及營業費の多少營業日數人口及貿易の多寡貨物の種類等
露國鐵道は果して獨佛に優るものある乎匈牙利に比して尙ほ廉にして合衆國の
旅客率に比しては三割二分廉く實に穀物輸出の爲にはオツデサ、リীগ等の海港
に向て營業費以下にて運送するとあり是等の點に對しては世上自ら目標の存す
るあり固より深く論究するを要せず其他露國政府は銳意國土の開発を力めツオ
ルガの大平原に模範開墾地を開設し外國種を輸入して麥作の改良を試みボクハ
ラの野に米國式の機械を設置し以て大に綿業の發達を計り鐵道の開通を以て農
工業の開發を促すと同時に貨物の増加を以て鐵道事業の維持發達を期し彼是相
待ちて以て國運の伸張を企圖す其結果の如何は暫く之を論外とし施設の雄大な
るピートル大帝の遺業に耻ざるものと云つべし

製造事業

製造事業に就ては露國は既説の如く關稅保護政策を採り殊に綿業の如きは粗
品製造品共高度の關稅棉花「プロット」に付き二留十哥紡績絲は前記の如し織物は

一「フント」十六平方「アーション」以上のもの一「フント」に付き一留四十五哥一「フント」は六千三百十九「グレイン」餘一「アーション」は二十八「インチ」を以て之を保護し、方今棉花の需用高三分の一（西曆千九百一年の同品輸入高は五千七百二十三萬一千餘留なり）は國産を以て之を供給し、綿製品の如きは上等品若くは新規の珍品に非らざる以上は殆ど國産を以て需用を充すに足るに至れり、然れども「ミルユーク」氏の調査に據れば此保護の爲め露民が綿類に向て要する所の費用は一億二千三百一留を増加せり、毛布類も品質分量共に非常の増進を爲し、輸入税「フラチル」、毛氈類は一「ブート」に付き五十五哥、敷物は一「フント」に付き四十哥其他の毛布一「フント」に付き十三哥より三留まで、絹製造所は西曆千八百九十年には一ヶ所なりしに爾後十年を経ざるに既に十有四ヶ所となり、絹絲の關稅率は前記の如し、手巾、織物等は「フント」に付き七留五十哥、化學的藥品製造の進歩亦他業に後れず、殊に曹達輸入税一「ブート」に付き九十哥の如きは同時間に十倍の増加を示し、甘菜の耕作、製糖事業の如きも保護獎勵の爲め大に發達せしと雖も價格大に増加し其消費も之を外國に比して非常に小量にして獨の消費高一人一年二十七英斤、英は八十四英斤、而して

製糖事業の保護

合衆國は六十九英斤なるに露は僅かに十三英斤に止まる、抑も露民は世界第一の茶消費者たるに此異狀を呈す生計上蓋し已を得ざるの事實ありて存するに由る其税金の高きは既述の如く夫れ然り、然るに輸出は常に之を獎勵し輸出の爲めは一圓五十錢を價ひする同量同質の砂糖に對し内地消費者は二圓六十八錢を支拂ふを要す、而して茶も亦非常の高税を負擔し、傳茶英一斤は八片其他の茶は全上一志十片、印度及セイロン茶には全上に一片を附加す、今之を英國と比するに英國に於ては茶は約六百五十萬磅の輸入税を負擔するに拘らず、卅八年三月までの最高市價は英一斤四片七五、最低は三片七五にして露の税金より遙かに廉なり、其他鑛山事業の如きも亦大に發達伸張せり

第三目 保護政策併に外資輸入

今露國實業界輓近の實況を達觀するに西曆千八百八十七年より同千八百九十七年までは非常の進歩を爲し、其より事業漸やく投機に馳せ弊端百出支持するに由なく終に破綻を生し、西曆千九百一二年に至り未曾有の恐慌を惹起するに至れり、抑々露國稅關率は製造事業保護の爲め非常の増加を來せしは既説の如く、其結

保護政策

果として棉花、生絲、茶、珈琲、木實等を除き或種の外品の輸入大に減少し機械器具諸地金屬類の如きは其最たる者にして其實況左の如し

第二十二表

	西曆千八百九十九年	同千九百年	同千九百一年	同千九百二年	同千九百三年	同千九百四年
機械類	九九四三五 <small>千留</small>	七六、七〇三 <small>千留</small>	五六、七〇三 <small>千留</small>	五一、三五九 <small>千留</small>	六〇、七七六 <small>千留</small>	五五、二六五 <small>千留</small>
金屬器具類	三六、三三三	三〇、五三六	二八、八五九	二六、五七七	二七、一二三	二九、八九五
諸地金	四五、五〇六	三六、六六〇	三〇、一五五	二八、六九六	二八、二一四	三二、〇六一
石炭及骸炭	三〇、六六八	四二、一三八	二一、四〇八	二一、八八〇	二一、五五三	二四、二八一
諸色素	一一、〇三〇	一一、〇〇七	一一、五二一	一一、三三九	一二、二五九	一〇、八二八

由之觀之西曆千九百四年は戰爭の爲め金屬器具類、諸地金、石炭及骸炭に於て多少の増加を示すと雖も尙ほ往時に及はず。露國の保護政策は頗る其効を奏し該國へ輸出するに便利なる者は物品に非ずして貨幣なるの事實を呈せり。夫れ資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く露國の内政保護に傾き物價騰貴し、佛白の如く資本内に充實し有益なる投資の道を求むるに汲々たる國の資本家の爲には露

外資輸入

國は實に屈竟の投資場となり、廿七八年日清戰爭の結果は東洋に新局面を開き、露國サイベリヤ經營に一層の活氣を添へ餘響同國一般の事業界に及び外面頗る活潑の狀況を呈し物價爲に騰貴するに至り西曆千八百九十四年以來佛白の資本の輸入を誘致し、同年より五ヶ年間年次に千萬法、三千六百萬法、一億二千萬法、一億八千萬法、三億六千萬法の巨額を注入せり、而して此間露に入りたる外資總額は十四億二千餘萬留にして結社の數九百二十七に達せり、越へて西曆千九百一年に於ては佛白兩國人の露國に於て結社する者二百六會社、内百六十六は白、他は佛に達し、資本額十五億法以上と註せらる、而して内十億は白に屬し他は佛人の放下に係るものとす、其他獨逸人の施設に係る者、三十英人に屬する者十九會社にして多くは西曆千八百九十五年以降に設立免許を得たるものとす

第四目 投機の發生及大破綻

情況既に斯の如し、投機の之に伴ふは勢の免れざる所にして當時露國會社の株式は歐洲大陸殊に佛白兩國市場に於て投機賣買の目的物となり、一時非常の好況を呈し異常の高價を示せり、然るに露國人口一億四千萬中歐洲文明流の物品を需

用する所の者は其上流に位する二百萬乃至三百萬に止まり人口の約八割五分は所謂「ムジックス」(下級農民)に屬し其購買力甚だ乏しく其他約三千萬の亞細亞種族は嗜好購買力共に缺如し新事業生産品の需用は前記小數の人民と陸海軍及鐵道事業の爲め生ずる政府の需用に止まり需給其平を失し保護の結果忽ち生産超過となりウヰッテ氏は更に外債を起し鐵道を延長し此困難を救はんとせしと雖も時勢一變し中央及西方歐洲諸國に於て商況漸次恢復し西曆千九百一年以降頗る盛況を示せしを以て資を露國に投ずる者大に減少し同年に至り流石の佛も無限の信用を其同盟に與ふるに躊躇し一億五千萬留の募債に應せず露國政府は已を得ず歩を伯林及アムステルダムに移し清國債金を質とし僅かに其目的を達し露國信用か清國の信用を以て支へらるゝの奇觀を呈せり外債僅かに成りしも尙ほ之を以て支ふる能はず終に法律を無視し中央銀行をして鐵事業の爲め巨額の融通を爲さしめ其高西曆千九百一年には四千萬留同一年には七千五百萬留同三年には一億留の巨額に達せり然れとも終に救ふを得ず大破綻を生し證券の下落實に甚しきものあり而して前記七千五百萬留中九百萬留は既に損失に歸し其高漸次

所謂借債
政略

大破綻

増加するの勢あり、請ふ左に主要なる露國會社に就き其株式價格の變動を表出せ

第二十三表

西曆年月	市	會社種類	製造會社		鑛山會社	
			全上	全上	全上	全上
千八百九十二年六月	セルブルク	プリヤン ド ネ イ ン ス	100	100	100	100
千八百九十三年六月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十四年六月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十五年七月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十六年七月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十七年七月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十八年七月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千八百九十九年七月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100
千九百年一月	セルブルク	ドネイ ン ス	100	100	100	100

第十二章 恐慌 第四節 露國に於ける近年の恐慌 第四目 投機の發生及大破綻

全 年 十 二 月	三 七 〇	一、七 七	六 三	三 〇 五	一、〇 〇	一、五	二 七 四	九 五	三 三	六 〇
全 年 十 二 月	二 九	一、九 〇	六 三	四 〇	九 六	一、七	二 五	九 五	二 六	二 〇
全 年 七 月	六 〇	二、六 〇〇	七 三	四 九	九 三	八 〇	五 〇	九 五	四 〇	三 〇
全 年 一 月	六 五	二、九 〇	六 五	五 九	一、〇 五	一、二 四	八 七	九 五	六 〇	五 〇
全 年 六 月	一、二 〇〇	四、〇 七五	九 〇	五 八	一、〇 〇〇	一、二 四	一、〇 五〇	一、二 五	六 〇	六 〇

夫れ斯くの如し、後の下落は前の騰貴に比して更に甚しきものあり。此恐慌の爲め在露外國會社の倒産せし者百四十六個にして其資本高七億六千五百萬留に達し其五分の四は佛白兩國に屬し、一億二千二百萬留は獨に約一億留は英に屬す、而して露國最上の有價證券と認められたる、ノール石油株及土地銀行の株式も非常に下落し前者は一株七十留後者は一株百四十四留を下落せり

第五目 善後策の困難

今回の恐慌に於て最大の悲境に陥りし者を製鐵事業とす、此の所に其梗概を述べふるは敢て無用の業に非ざるへし抑露國に於ける製鐵事業は非常の保護を受け、(條鐵、蹄鐵用は「ブロード」六十哥、葉鐵同上八十五哥、餘は準之)一時著大の發達を爲し、

西曆千八百九十九年は既に其盛時を過ぎ漸やく衰勢を顯出せしと雖も、同年以降西曆千九百一年に至る迄は尙ほ其面目を保ち、其間各年上半年期の銑の産出高は一億六千三百萬乃至七億七千三百萬「ブロード」を維持せり、然れども西曆千九百二年に至りて大破綻を生じ勢終に支へず同年半期の生産高八千三百萬「ブロード」に減少し、二十六箇所は全く事業を停止し、僅かに事業を維持する者も其所屬溶鑛爐中八十箇の火入を止め、六製鐵所は債務の辨償を爲す能はずして司法處分を受け、其他アレキサンヅロウスク、フランスク等ウイッテ取立の屈指の製鐵鐵道器具機械製造所十二個も大に動搖し西曆千九百二年一月には其株式七割乃至九割五分の下落を示し、グレボフ工場の様子は全く倒産の悲運に陥れり、是に於て政府も之を黙止するを得ず、西曆千九百二年十一月主要なる當業者を召集し救済法に就き彼等の意見を徴せり、然れども禹力到らざる所河聲西に向て流れ一も採るに足るものなし、其條項左の如し

第一 生産高に制限を置くこと

第二 外國より原料品を輸入する製造所には一切注文を爲さしめること

所謂救済策

第三 爾後新に製造所の開設を許可せざる事

等是なり。斯の如きは政府をして事業に干渉せしめ國家の進運と事業の發達とをして互に相伴はしむること能はず。需給自然の調和を失し非常に有害なるや多辯を要せず。前には保護の結果徒らに供給を増加し以て生産超過の弊に陥り、後には漫に壟を吹きて生産を制限し以て供給の缺乏を來すを顧みず、國家の發達と衆庶の困難を度外視す、偏見の士往々斯の如きの説を爲す豈に戒めざる可ん哉。當時彼のウイツテ氏の如きは説を爲して曰く

保護政策が一時多少の犠牲を要するは實に已を得ずと雖も而かも政府は此犠牲を輕視せずして成べく速かに此過渡時代を經過する爲に最大の力を盡さざるを得ず(中略)事業者の或者が其生産品相場の下落の爲め損失を受け又は得べきの利益減少するに對して不平を唱ふるは多少恕すべきの情なきに非ずと雖も、此物價の減少が國家經濟の爲に危険なりとの念慮を抱くが如きは甚しき誤謬と云はざるを得ず、抑々露國製造事業の發達及國內競争の結果か此下落を來すは政府の望む所にして其政策に伴ふ所の効果なり云々

ウイツテ
氏の説

或は姑息
策の必要
あるべし

露國藏相の言斯の如し、只恐る所謂一時の犠牲或は永遠に渉るの虞あらんことを由是觀之露國上下の近年の恐慌に對する意中の梗概は粗々之を窺知するを得べし、前陳の所謂救濟策の如きは固より採るに足らずと雖も、既に根底に於て其方策を誤り一部の供給超過を惹起せし以上は之を救ふに亦姑息の策を用ひざるを得ず、外國に市場を求め又は一時生産を制限して異常の下落を防ぐも亦是れ臨機の方策にして蓋し事情の已を得ざるものなしとせず、然りと雖も方今各國各々其業を勵み殊に鐵類の如きは其最も努むる所にして多く他國品を要せず、鑛產品の如き重量多き物品を遠く千里の外に致すは固より容易の業に非ず、實際に於ては生産制限は殆ど唯一の方法にして、西曆千九百三年一月ウーラル地方の製鐵所も南部同業者の例に倣ひ一同盟を組織して其生産品價格の減少防遏の方法を講ぜり、抑々恐慌の原因は意外の邊に伏在す豈に鑑みざる可けん哉

第六目 恐慌後の情況

當年の恐慌僅かに治まり傷痕未だ癒へざるに戰雲漠々北亞の天に漲り農となく工となく商となく大に露國經濟界の秩序を亂し、ローツ、ワルソ、ペツロコフ(共

にポーランドに在り等の工業地最も其影響を蒙むり小製造所は之を維持するに能はず既に廢滅に歸し、大製造所は其工程を減じ之を平時に比して僅かに八割乃至五割を保ちサイベリヤ地方へ長期信用を以て賣却せし製造品の代價は之を收容することを得ず、同所の農産物は軍用の爲め鐵道の便を得ること能はず食品の價大に騰貴し肉類は五分乃至九分の上騰を示し其他の日常品は其以上に騰貴し、ビロウスクに於ては千八百人ウイデブスクに於ては三千六百人其他リガリ、バウ等北海々岸の市府に於て事業の沈滞最も甚しく庶民市に饑へて犯罪暴行至らざるなく殆んど收拾する能はざるの勢を呈せり。加ふるに農民は第五編第二章第二節に記載せしが如き情態に陥り明治三十七年の農作亦豊穰と云ふを得ずベサラビヤ、イリサベスグラット地方の麥作の如きは皆無を報じ其他ホルタワケルン等準皆無若くは收穫不足等を告る所枚擧するに暇あらず。抑々露國は宇内の強國にして其面積全世界の六分一を覆ひ前記少分部の凶嫌の如きは聊か留意するに足らざるに似たりと雖も其所謂六分の一の大部分は四季氷雪絶ゆるなく地亦礪確にして五穀を産せず、禽獸魚鼈亦棲生し難し、之に反して前記の數地方は

豊饒膏腴を以て稱せられ所謂露國の選拔地なり豈に其凶嫌を以て寒心する所なしとせんや而して近時新聞紙等の傳ふる所に據るに三十八年亦稔らず歐露四十九縣中二十三縣は饑饉地と認めらる。翻て金融界の情況如何を觀るに近時卅七年十月銀行の破産する者少からず就中ラジボ、ベトシヤトキン會社アンヅレジュウエ銀行の如きは其最たる者にして第一は清算上七百萬留の不足を生じ第二は其高千萬留に達するの勢にして目下債權者の調査中に係り、第三の實況は未だ之を詳かにするを得ず、其原因は投機にありと云ふと雖も亦戰爭の影響たる哉疑を容れず加ふるに卅七年九月までの輸入は之を前年同期間に比して七十萬圓を減少し其主因は棉花の輸入に在りて前年の九百三十萬圓より八百五十萬圓に減じ而して輸出に至りては約四千萬圓の減少を示し爾來情況日に否なり。此等經濟事項にして其當然の結果を生ずるに於ては近き將來に於て一大恐慌を生ぜざるなきを保せず果せる哉本年(卅八年)一月以來の騷擾となり事情紛糾殆ど收拾す可らず其何處に止まる哉之を知るに由なし、政治上の事は暫く論外とし露國經濟事情亦困難なりと云つべし

第二編 第一卷 商業信用

三

第二編 第一卷 終

增訂 財政と金融

坤

第二編 第二卷

農工信用

併に信託事業

第二編第二卷目錄

第二卷 農工信用併に信託事業

第一章 農工信用と商業信用との區別

第一節 長期信用及年賦償還併に資金の解放

第一目 長期信用及年賦償還

第二目 資金の解放

第二節 農業信用

第一目 農業信用機關の關係

第二目 下級機關の必要

第三目 農業倉庫の創立

第四目 地券制度の恢復

第三節 工業信用

第一目 工業信用の神髓

第二目 勸業債券と興業債券との區別……………二五

第二章 信託事業……………二六

第一節 信託會社の効用及業務……………二六

第一目 効用……………二六

第二目 業務……………二八

第二節 信託會社の發達及制度の比較……………二九

第三節 銀行と信託會社との區別……………三三

第四節 我國に於ける信託事業の現況……………三五

第二編第二卷目錄終

第二卷 農工信用併に信託事業

第一章 農工信用と商業信用との區別

第一節 長期信用及年賦償還併に資金の解放

第一目 長期信用及年賦償還

商業信用機關に就ては略ぼ之れを陳述せり故に今一步を進めて農工に對する金融機關に論及せん。抑々農工信用は商業信用と大に其趣を異にし、後者は所靜イナミックに屬し前者は所動(スタチック)に屬す、而して農工商の三者は國家經濟上鼎足の勢をなし其長短を論するを得ず、三者平行して鼎中の水甫めて其平準を保つを得べし、然りと雖も其信用期限の長短に至りては固より同年の論に非ざるなり、蓋し農工に投ずる所の資本は容易に其還歸を見るを得ず、長期なるは三十年以上に亘る者なしとせず故に其償還は一時に之を爲すを得ず、年賦を要するは數の方さに然らざるを得ざる所なり、例へば牧場の開設、葡萄樹の培養等を以て之を論せん、其投資より收入を得るに至るまで數年を要し、其資本を償還するは更に數

第一章 農工信用と商業信用との區別 第一節 長期信用及年賦償還併に資金の解放 第一目 長期信用及年賦償還

星霜を閱せざる可らず、故に例へは資本金一萬圓の銀行を起して一旦其金額を農業に放下せは資金は土中に埋没して更に貸付を増加して其事業を擴張することを得ず工業に於ても資本の還歸商業の如く速かなるを得ざるは數の然らしむる所なり之を商業手形の割引と比し固より同年の論に非ざるなり而して我國に於て農業信用に對し償還に据置年限勸業銀行法第二十一條農工銀行法第十三條を設けしは眞に一頭地を抜くものと云つへし

工業に對しては國家の進運上主として株金拂込の爲め例へは一回拂込の株式を質として第二回拂込の爲め貸付を爲すの類便宜を與ふる所の機關なきを得ず例へは一製造會社の起るありて株金を募し其四分の一の拂込を以て機關室を建て機械を据付け之を運轉して製造事業に従事し、相當の利益を得たるを以て更に四分の一の拂込を爲し以て事業を擴張せむと欲するに當り、株主をして盡く富有者たらしめは他より資金の融通を求むるの必要なるへしと雖も株主と雖も盡く富有者たるを期するを得ず新規拂込の爲め融通を要する者なしとせず然るに茲に人あり其の四分の一拂込の株を質とし金融を得んと雖も商業銀行は既論

工業に對する特設の機關の必要

の如く株式に對するの貸付を便とせず故に斯の如き場合に應ずる爲め特設の機關あるを便とす此の機關は即ち動産銀行にして我國に於て興業銀行と云ふ者即ち是なり工業信用は農業信用の如き長期の者たるを要せずと雖も資金の還歸固より商業手形割引の如く速かなるを得ず故に農工信用殊に農業信用に於ては資金の停滯を解くを必要とす學術上に「モビリゼーション」即ち解放と稱するもの是なり請ふ少く之を説かん

第二目 資金の解放

我國に於て農業信用特設の機關は勸業銀行及農工銀行の二者なり今勸業銀行か其資本金一千萬圓を貸付するとせば其還歸は長きは五十年短きも尙ほ五年以内にあるを以て其資本金額を貸付し盡すの後ち更に千萬圓の借入を請ふ者あるも之に應ずる能はず斯の如き事情に際會するときは債券を發行して資金を募集し之を貸付け以て農業の發達を圖り事業を擴張す其狀恰も曩に資本金千圓を貸付け爲に抵當としたる土地を債券に切替へたるの觀あるを以て之を解放と云ふ而して貸付の抵當は法律の規定に依り固より大に之を選はざるを得ず斯の如く

必要に應じ幾回となく前回の貸付の爲め得たる所の抵當に依り債券を發し以て資金を解放し、農業の發達を幫助し、銀行の業務を擴張す、農業信用の發達と其効用の如何とは實に債券發行の難易如何にありて存す、故に諸文明國に於ても大に勸業銀行の債券に注意し之に對し特別の利益を與へ殊に割増金付債券の發行を許可す、元來割増金附加の事は德義の一點より之を論すれば固より論義を免れざるへしと雖も國家全體の利益より之を論すれば割増金付債券の發行は事情に由り有益の結果を生ずることなしとせず、故に諸國皆此除外法を設く、我國亦此例に倣ふ、然りと雖も茲に注意すべきは其除外の理由なりとす、元來特設營造物なる者は特種の任務を帯ひたる獨占的の機關にして、特別の必要ある場合に非れば之を開設すべきものに非ざるなり、若し夫れ之を競争の出來得べき普通の事業に與へん乎其弊害孰れの邊に達する哉計り知る可らず實に恐るべきの甚しきものあり、其之を他に許さずして之を勸業銀行に限るは抑々亦故あるなり立法の注意實に慎重なりと云つへし

割増金の
必用併に
之に對す
る注意す

第二節 農業信用

第一目 農業信用機關の關係

勸業銀行は日本銀行か商業界の中央機關たるか如く主として農業界の中央機關にして、日本銀行が他の商業銀行を率らる如く、勸業銀行も其地方機關として農工銀行を率ゆ、而して其關係は前者の場合より一層深密なり是れ其業體より生ずる自然の結果にして固より其所とす、元來商業界に於ては資金の運轉繁劇にして債權債務の關係か甲、乙、丙、丁、戊、己、等の間に速かに移轉し再割引ならば手形、貸付ならば之れに對する相當なる擔保品は多く之を中央銀行其他の大銀行に占有することを得へしと雖も、勸業銀行の貸付は長期にして其抵當物は主として土地なるを以て抵當物の監視は之を其所在地の農工銀行に委託するを以て最も便利とす且つ哉債券募集に際しては農工銀行は勸業銀行の爲め其運動者となり、又農工銀行の債券は地方債に就て論じると同様の不便あるに反して勸業銀行債券は全國の歡迎する所にして、兩者の間には國債證券と地方債券との間に成立するか如

勸業銀行
の關係は
日本銀行
に於ては
一層深密
なる一層
の關係に
なり

き差違あり、而して勸業銀行も亦た自ら債券を發行し、其募集金を以て農工銀行の爲に其債券を引受くるときは其債券の爲に支拂ふべき利子と農工銀行より受る所の利子との差違を制するを得べく、兩者の關係實に深密にして其間殆ど親分子分の如き觀あり、殊に我國に於ては曩に責任代理店に付て論したる如く農工銀行は勸業銀行の責任代理店として中央より資金を受取り、自己の勘定を以て貸付を爲し、其利益を分配するを以て其關係一層深密なり

第二目 下級機關の必要

斯の如く我制度に於ては中央機關と地方機關との關係深密にして頗る巧妙なるが如しと雖も、農工銀行も其營業區域一府縣に涉り小村落の末に至るまで其餘澤を及ぼす能はず所謂牛刀の憾なしとせず、故に農工銀行の下に尙ほ村落銀行と云ふ如き下級金融機關を設くるの必要あり、然れども百石の車は滿たすに斗筲の粟を以てす可らず所謂下級機關は純然たる銀行よりは却て組合と爲すを過當とす、或はライフアイゼンの土地同盟組合に則るも可なり、其名稱如何は敢て問ふ所に非すと雖も、要は一村若くは數箇村を一團體とし、其一區域内は農工銀行の下働

下級金融
機關は組合
組織を以て
便とす

を爲す所の下級機關を要するや論を竣たす、而して其資金は重に組合員の掛金より成る其高が若干圓に纏りたるときは之を持分に組替ふるか、又は掛金拂込人の望に依り、拂戻の方法を併用し、貸付事業と貯金事業とを併せ行ひ、一は以て農業の發達を幫助し、一は以て貯蓄を獎勵する亦可ならず哉、而して掛金拂込には嚴重なる規約を設け、遅延若くは不拂の場合に於ては遅延利子を徴し、又は拂込済の資金は之を沒收する等種々の制裁を設くるを要す、又此場合は農工銀行其他より其名義を以て資金を借入れ、組合員に例へは其持分限り、若くは其倍數までを限り、之を轉貸し相當なる抵當物を取り直ちに右よりして左へ其抵當物を農工銀行其他の債權者へ移すが如き方法を設くるときは、大に農工銀行の事業を助け、其德澤小農に普及して遺憾なきに至るへし、其方法は現行の組合法に少しく増補を加ふるを以て足り別に新法を要せざるへし、今や我國高等金融の機關粗々定まる、然れども斯の如き下級金融の機關に就ては未だ遺憾なしと云ふを得ず、進て社會經濟に注意し、一は以て農業の發達を促し、一は以て村民の貯蓄を獎勵するは實に方今の急務とす、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

下級金融機關に於て其趣を異にするを要す

第二編 第二卷 農工信用併に信託事業

村落に於て斯の如き下級金融機關を要すると同時に、市街地殊に工業地方に於ても之に類似する機關の必要あり、然れとも都鄙自ら其情勢を異にし、且つ前者に於ては人口常に移動し、後者に於ては數代相傳し移動甚た稀なり、故に其情態に伴ふて下級金融機關の組織も其趣を異にせざるを得ず、即ち前者に於ては組合員の利益が組合に附着したる財産と成らず、成丈組合員の身體に附着し何時何地へ移轉するも差支なきを期せざるを得ず、之に反して後者にありては利益は成べく組合の共同積立金又は基本財産の如く組合に附着するものと爲し、組合員の身體に附着して賣買金融等に便利なるより寧ろ基本を養ひ永年に涉り漸次に生活の度を増進するを好しとす、獨逸に於ては組合分散の場合に於ても其積立金を分配することを許さず之を町村に預り置き他日同種の組合成り其基礎確實なるを待つて之を其組合に寄附することあり、若し又或期間に相當の組合起らざるときは之を町村の公益事業に使用する方法を設るの例少しとせず、又一考の値なしとせず、約言すれば都會に於てはシュツエー、デイリツの方法に則り村落に於てはライフアイゼンの方法に則るを好とす

第三目 農業倉庫の設置

一 農業信用の發達と共に農産物の保護を行ふへし

農業信用の運用に下級機關の必要あるは既説の如し、然るに一方に金融機關を完成するも他の一方に之に依て生したる貨物の保護缺くるときは機關の効用其半を失ふ、是に於て哉農業倉庫の必要あり、抑々農業は天候季節に依り其成敗を分ち、工商事業の如く人爲を以て貨物の増減を左右する能はず、所謂出來秋後には供給増加し價格降下し、播種前には供給減少して價格昇騰するの傾向あるは時に或は免れ難きの數なりとす、而して其間奸商の輩之に乗するものなしとせず、農家貧にして資力に乏しく、加ふるに負債ある場合の如き殊に然りとす、豈に懼れざる可ん哉、然るに我國の實況農業者は全國人口の大多數を占め其利害は則ち國家の休戚に關す、今此弊を防かんと欲せば前記下級機關の發達と共に義倉若くは郷倉の如き組織を設くるにあり、則ち倉庫は農工銀行及前記下級機關と聯絡し、收穫の後ち農産物賣り崩しの弊起らんとするときは其收穫物を倉庫に收容し之に對し相當歩合を以て金融を爲し徐ろに市場の情況を計り好き價を求めて之を販賣し以

勤業の意
味を加ふ
へし

て決算するものとせは前陳の諸弊雲散霧消して其跡を止めず皎々たる白日農界を照す哉疑を容れず而して又倉庫は收容物に對し一定の標準を設け品質優等なる者に對しては融通の歩合を高ふし例へは最高八掛け劣等なる者に對しては之を低ふし例へは最下五掛け其劣惡にして採るに足らざる物に對しては全く融通を拒絶するものとせは農家の損失を防ぐと共に農業獎勵の一端となるを得べく一舉兩全の結果を得る亦難きに非ざるなり豈に努めざる可ん哉

二 一般に及ぼす利益

右の外農産物倉庫組織は其價格を常平するの効力ありて大に吾人を利す元來貨物の需要は其大體に於て價格の昇降と反比例を以て増減す故に收穫の後ち農家賣崩を爲し其數量多大に至るときは一時需用を増加し終に至りて供給不足して價格騰貴し生民爲に疾苦を感ずることなしとせず加ふるに斯の如き變動に際しては奸商動もすれは之に乗し價格非常に騰貴し一層不良の市況を呈するは蓋し免れ能はざる所の勢なり果して然らば其災豈に吾人消費者のみに止まらん哉正直の商賈亦其不便を免れず元來農産品の如きは國民一般の消費に充る所の食

品に非すんは即ち工業に缺く可らざる所の原料品にして其價格の動搖は努めて之を避けざる可らず而して賣買兩者の利害は互に相背馳せず結局一に歸するは經濟上動す可らざるの原則たり乃ち知る當初賣崩に際して買者に利なるか如しと雖も其原因自然の供給増加に非らずして一時の金融上の必要より生ずるものたらしめは終に至りて供給不足し價格騰貴して買者に便ならず又賣者の爲には當初不利なるか如しと雖も後に價格騰貴し却て利あるなきを保せざるを是れ所謂因果應報輪回の理にして亦何を乎疑はん斯の如く人爲的に價格を變動するの不可なるは多辯を要せず夫れ天候自然の結果に因り價格に變動を生ずるか如きは眞に已むを得ざるの數あるも苟も施し得るの術を施さずして生民を苦しめ經濟の發達を妨ぐるは志士の忍ひ能はざる所なり豈に努めざる可ん哉

三 米券の發行

倉庫事業と附帶して論すへきは預り物に對し證券を發行することは是なり今倉庫に於ける主要なる寄託物は米なり抑も米券發行の事は熊本及庄内地方に於て著しき發達を爲し其成績頗る見るべきものあり元來本券は商法第三百五十七條

より第三百八十三條に至る倉庫營業に關する規定に依る者にして賣買買入分割内出合併書替等總て十分なる法律の保護を受るを得寄託物保管の義務亦完全に缺る所なく剩つさへ寄託物は之を保險に附するを以て些少の危險なく總ての點に於て安全なり今哉其設備ある地方に於ては小作は之を以て小作米を納付し農家は之を以て商賈と取引し金融運搬手數費用等各方面に於て多大の便益を成す倉庫設立の上は大に之か發行を擴張すること冀望に堪へず輒近行政當局に於ても其便を察し大に之を獎勵するの意あるに似たり果して然らば是れ吾人の意を得たるものと云はざるを得ず其詳細は載て明治三十八年八月十日發行中央農事報第六十五號第四十三頁以下にあり參觀あらんことを望む

一 外國ノ例

農業倉庫の農事に必要なる概要斯の如し是に於てや近時歐洲諸國に於ても其必要を論ずる者少からず就中佛國衆議院議員クレメンテル氏の如きは大に其利益を論し左の如き言を爲せり

農家にして金錢の缺乏を感せされは其必要なるへしと雖も不幸にして彼

等は屢々其必要を感ず彼等の中稀には倉庫を所持する者ありと雖も其設備不完全にして長期の貯藏を爲すに便ならず收穫後間もなく穀類を賣却し一方には金錢を得一方には長期の貯藏を避るの必要なしとせず故に其賣却は市場の需要に伴ふを得ず價格の下落するは數の免れ難き所なり而して終に於ては農家自己の食料に不足を告げ之を購賣せざるを得ずして爲に穀價を昇騰す此間利益を得る者は獨り投機者流のみにして組織不十分なる農業は其周圍に密接し間陣を作れる仲買人跋扈の裡に萎縮し終るの外なし農民にして若し之に對する適當なる仕組を立つる能はずんば農業者は遂に市場に立脚の地を失ふに至るの窮境に陥るなきを保せざるなり

と是れ頗る吾人の心を得たるものと云つべし同氏は更に一步を進め穀倉組合の利益を説き之を左の四項に分てり

一 穀物の賣却が一ヶ年を通して行はれ穀物收穫後永續して消費者に供せられ長く貯藏せられ得へし農家は必らずしも穀倉組合に依らすとも長期の貯藏を爲し得ざるに非すと雖も多くは長期間には穀物の品質を損ふの危險あり凡そ

穀質の保存は適當なる科學的の注意を要す、而して近時穀倉組合に於ては穀物の精製及改良に關する科學的の設備殆んど完成し、勞費を節すること頗ふる大なり

二 受渡及急辨の利あり、凡そ穀倉は出来るだけ農場に接近し且鐵道又は運搬の便ある河川に近く設置せらるべきを以て消費者所要の分量の取引に對し農家各戸に交渉を爲す代りに之を一纏にして直に用辨するを得るの便利あり、已に穀倉にして設立せられたる以上は消費者の穀物取引注文か例へは路道惡しき時或は挽馬に耕耘に使用せられつゝある時の如く受渡に不便なる場合に來るとも直に辨せらるゝを得へし、獨逸及奧太利に於ては此利益の爲に大に農業者に穀倉の設立を獎勵せり

三 品質の改良穀倉の利益は生産者に止まらず廣く消費者に延及す、生産者は賣却方法の改良及穀質の改良に依り價格騰貴の利益を受くへし、例へは收穫期に於て天候惡しく穀物濕氣を帶ふるの虞あるか如き場合に於ては其儘受渡に適應せざるを以て乾燥、調製選別等の手段を取るの必要あり、然るに之に對する設備

は農家各戸に之を爲すこと固より容易ならず、假令各戸之を爲すとも、穀倉組合に於て進歩したる器械を備へ時間及勞力を節して行ふの優れるに若かさるは多辯を要せず

四 商標の添付、穀倉組合は組合員所産の穀物を適當に混合して大製粉業者(我國なれば米商)が希望する同質多量の商品を纏むることを得、蓋し此組合が全國に區域を擴め得たりとせば全國の穀物は一纏に同一品質に調へられ且一纏に數種の商標を附し以て需要者より高價を請求するを得へし

組合は組合員に最良の種子を分與し之に依て土質に適し需要者の好みに最適の種類を耕作せしむるの方法を講ずることを得へし、此方法は實に不良種類の絶滅を促かすに最も可なり、今一例を擧げんにリマ^{リマ}グに栽培せられたる小麦の如きは堅質にして蛋白質物を含むと多く不良の種類なりしに拘はらず二十五年前には毎年百六十萬「ブッセル」を産せり、然れども今や殆ど其跡を絶てり、惟ふに改良せられたる土質、耕作法及近世穀倉組合に依る販賣上の商業的組織を以て農産物に大變化大進歩を起さしめ市場に優勢を保たしめ農業の面目を

改むるは決して爲し難きの業に非ざるなり

又近年に至りては獨逸兩國に於て頗る其必要を認め政府は之に補助金を下附して保護獎勵するのみならず、屢々政府自ら此倉庫を建設せり、今其概況を見るに西曆千九百二年に於て獨逸の農業的産業組合の數は實に一萬六千餘に上るの盛況なり、而して其内譯は左の如し

一一、一二〇 信用組合

一、四二二 農産物販賣及購賣組合

二、三九七 「バター」製造販賣組合

一、二五八 雜水車、パン製造穀倉、醸造「ホップ」の販賣、果實、蔬菜、鶏卵、蜂蜜、煙草、罐詰、瓦等の販賣、運搬機關及收穫器の貸貸、家畜相互保險組合等

(因に云ふ我日本帝國に於ては産業組合法發布せられてより已に殆ど四ヶ年を経過したるも組合の設立數は總計僅かに一千餘に過ぎず)

近年の實驗によれば各地に單純なる貯藏用の穀倉(餘り大ならざる)を設け而して之を集め販賣する爲に中央に大なる穀倉を設くることは商人の競争より生ず

投機的競争の防遏

外國の事例

販賣の方法

る所の悪弊を避け最も好果を奏するもの、如し販賣の方法には三種あり(一)組合か一度農家より購入して更に販賣するの法(二)委託販賣(三)一ヶ年の平均價格を分配するの法是なり、獨逸に於て多く用ゐらるゝ方法は第一即ち一度購入して組合の有と爲し組合の危険負擔を以て賣却するの法なり、然れども此法たる穀物を市場に供給する上に於て不規則となること多く(組合の目的に反す)且つ貯藏の期間に於ける穀價の下落の爲に大恐慌を招くことあるを以て之か採用には注意を要す、第二の委託販賣の法は前者に優り、第三の平均價格の法は蓋し最良の販賣方法ならん、何となれば此方法に依るときは組合員は共同事業の利益に一樣に均霑するを得ればなり、獨逸の穀倉に於ては組合員の多くは其の生産は必ず穀倉に出荷することを約し、穀倉は又肥料を大量に購入して是等組合員に分つの法を取れるもの多し

獨逸に於ける穀倉組合の濫觴は眞に近時にあり、而して獨逸に於ける如く産業組合は既存の農業團體の企畫成立する所たり、西曆千九百一年に於ては生産物販賣組合三十一ありて中央團體に結合せらる、是等の産業組合及穀倉には國庫或は

地方の補助金を下附せられ或は無利息の資金を貸與せらる、是等事業の目的は無
論農業者の地位を改良するにあり、而して獨塊兩國に於て主眼とする所は特に中
小の農民の利益を計るに在り

穀倉組合の設立に依り農業者は既に地方市場に良好の地位を占め、穀質改良の
結果消費者より多額の代價を要求し得るに至れり

左に掲ぐる所は前記クレメンテル氏か調査列舉したる實例の一なり

或農夫は小麦及豌豆(一割二分)合計七二四本をハナンの穀倉に送れり、其穀物は
外觀甚た粗末にして商人は一本十三貫六百十九匁餘に付六志の値を付けたりし
か、穀倉に於て之を三回精製機にかけたる結果實に左の如き改良を見たり

穀物精整
の利益

小麦	六二〇 ^本	八三替 ^{志片}	二五五 ^{一五志}
豌豆	八四	五〇替	三一、一〇
粉穀(養鶏用)	一二	三〇替	三〇〇
塵	六		
合計		二九〇 ^{一五志片}	五〇〇 ^{一五志片}

右より一切の費用
を減し紗収入

一五、九、六
二七四、一五、六

なりとす、若し之を直ちに商人に賣却したりしならば僅かに二一七磅四志を得る
に過ぎざりしに、組合事業の爲め實に差引五十七磅十一志六片を利するに至れり
以て其利益の一斑を窺ふに足れり

第四目 地方制度の恢復

農業信用の發達に關しては有力なる特典を要し併せて諸般の機關を完ふする
の必要あるは既説の如し、今哉幸にして前記下級機關の外大躰に於て法度其宜を
得復た遺憾なきか如しと雖も、現制の下に於ては農業貸付には抵當の目的物に對
し、登記を要し、其契約には公正證書を要する等時間と費用とを要すること頗る多
し。蓋し現行制度の下に於ては勸業銀行、農工銀行の貸付に前記の手續を要するは
已を得ざるものあるへしと雖も、夫れ特別の事項には特別の規定を要す焉、萬篇
一律事物の素質と場合の如何とを問はず、豈に普通一般尋常の法則にのみ是れ依
るを要せん哉、今退て其所謂特別規定の如何を惟るに徒らに新規の妙案奇計を求

方今には
手續に過
ぎに時間
を要する
ことを多
し

めんよりは寧ろ吾人の知悉する所の地券法を復するにあり、則ち従前の地券法を恢復し土地抵當貸の場合に於ては登記及び公正證書の使用を要せず、單に債權者に地券を引渡すを以て抵當權設定の効力を生ずるものとせば、繁を避けて簡に就き而かも其効力と確實との點に至りては彼是選ふ所なきに至らん、而して登記機關も亦之が爲に其繁務を免るゝを得ん、豈に一舉兩全の策に非すや。

我國古代の先例

抑々地券使用の事は我國の古例にして維新中興の初年始めて之を用ひたるに非ざるなり、謹て古史を按するに延喜二年春三月

近時の先例

勅して曰く、自今後云々中略、百姓以田宅賣與權貴者、不論蔭贖、決杖六十、但承前傳爲莊家券契分明、無妨國務者、不在此限と、由是觀之地券の制は上古に於て既に之あり、其沽券今日に存し尙ほ好古家の秘藏する所と爲る、近世明治中興の業成り百般の政務未だ全く其緒に就かず封建の制僅かに廢せらるるに、當り當時の政府は既に國土の整理に着手し明治五年二月第二十五號布告を以て地券渡方規則なる者を發布し、同七月大藏省第八十三號を以て地券渡方手續を定め以て地券を發行し當時上下頗る之を便とせり、然るに後ち二十二年法律第十三號を以て地券を廢止し

名を美に
捨てて實を
捨つたる
の憾あり

外國の例

地租は土地臺張登記の地價に依り其記名者より之を徵收すと規定し、尋て同年勅令第三十九號を以て土地臺張規則を定め、地券は地所持主たるの確證前記第二十五號の第六たるの特質を失へり、爾來我國の法律大に改まり民法、競賣法、登記法、公證人規則等の發布ありて諸般の權利確乎動かす可らざるの基礎を得、抵當權の設定貸借契約の履行等細大漏らす所なく法律の保護する所と爲り其確實の點に至りては殆と間然する所なきの域に進めり、然りと雖も隴を得て蜀を望むは人情の常にして現行法の權利行爲保護の上に更に一便宜法を樹立せんこと冀望の至りに堪へざるなり、地券制度の恢復夫れ或は此望を達するに幾からん乎、夫れ地券法は我國の古制にして明治の初年先輩の士之を利用せしこと既説の如し

又之を外國の例に徴するに西曆千八百六十一年濠洲に於て發布したる不動産法一名トレンス法なる者ありて我國地券法に酷似す、西人之を評して該法は不動産を確實にすると同時に其移轉を安全ならしめ、其變更を容易且つ敏滑ならしめ大に經濟上の利便ありと、蓋し至評と云つへし、今該法を繕き其内容を見るに該法の保護を受けることを得べき財産所有者の資格、地券發行に對する抗告、地券の發行

登録、登記所の職務権限、動産の移轉、抵當權の設定等細大規定して漏さず大に參考すべきものあり。法文の節畧は掲げて附録にあり(甲種第四號參觀)故に該法は大に諸國の倣ふ所となり英國は西曆千八百八十八年、西國は同八百九十年類似の法案を議會に提出せり、然れども不幸にして決議に至らずして止めり、然るにフヒリツピンは西曆千八百八十八年、チューニス¹は同千八百八十五年以來同様の方法を施行す、其他アルゼリー、シンガポール等にも其例あり、其便利なる知るべき耳

以上論述する所のものを以て之を見れば地券の便利なる論を埃たす、而して内外其例を同ふす亦奇と云つへし、方今我國大體の經濟上農業信用の發達頗る其急を告るものあり、國家之を慮り既に勸業銀行、農工銀行法を發布し其業務を監督し着々其歩を進む、固より吾人の多とする所なり、今一步を進めて前記の下級機關及穀倉の發達を促し更に進んで本目論する所の地券再興の方法を講せば其農業信用發達に効力ある哉疑を容れず豈に努めざる可ん哉終に臨て一言す地券法を再興すと雖も敢て登記法等に改正を加ふるの要なく彼是併行し只場合に依り是を便とする者は是に依り、彼を便とする者は彼に依らしめば則ち彼是相應して以て

現行法と併行して可なり

全部の圓滿を保つに至らん、例へは土地抵當を以て勸業銀行若くは農工銀行より資金を借用せんと欲する者は相當の手續料を納めて地券を受け之を質入として必要の資金を借り受け又土地を子々孫々に傳へ之を賣買若くは抵當物とするの要なくして登記し置くを便とする者は則ち登記法に依ること、せは事其目的に合ひ、物其場合に適し終に遺憾なきに至らん、凡そ理世の要は事其則を失はず、運用其宜きを得るにあり、本目所論亦焉を活世變通の場合に適合するものなしとせん哉其抵當權設定の敏速を望ます現制に依んと欲する者に對しては固より之を存續するを妨けす焉を新法の爲に現制を廢止するを要せん哉、然れとも人情の便に就くは猶ほ水の低に就くか如く新法一たひ行はれば衆心滔々として之に向ふは期して埃つへき耳、復た何をか疑はん

第三節 工業信用

第一目 工業信用の神髓

興業銀行即ち動産銀行にありては其資本の停滯すること勸業銀行の如く甚し

動産質貸
の必要

からすと雖も、之を商業銀行に比して固より同日の論に非ず債券の力に依るに非ずんは決して其目的を達するを得ざるなり例へは既説の如く四分の一拂込の株券を發行して設立したる會社が其事業を擴張する爲め第二の四分の一の拂込を要し、正當の手續に依り株主へ拂込の催告を爲したるときは株主は之に應せざるを得ず、然るに株主は固より拂込豫備金の如きものを有するものに非ずして、此場合於ては多くは金融の必要を生ず、然るときは株主は其四分の一拂込の株券を興業銀行へ質入と爲し百圓株なれば一株に付二十五圓を借入れ第二の拂込を了することを得べし、然れば銀行の爲にも亦二十五圓を貸付して五十圓拂込の株券を質に取るを得るを以て其株式を發行したる會社にして確實なる者なれば聊か差支を生ずることなく此貸付は有益の放銀と云ふを得へし蓋し會社事業の如きは三五年にして其投資の金額を償還するが如き暴利ある者に非ず、貸出資本が銀行に復歸するは數年の後に期せざるを得ず、故に他に資金を得るの道なきに於ては其年月間は確實にして有益なる會社株金の拂込ありて之か爲め融通の請求に逢ふも、之に應ずることを得ず、其資金を得るは必ず債券の力に依らざるを得ざるなり

なり

第二目 勸業債券と興業債券との區別

然りと雖も興業銀行債券の發行は之を勸業銀行債券の發行に比して少しく其情況を異にす、即ち農業は之を工業に比して薄利なるを通例とするか故に、勸業銀行に於ては出來得る丈低利を以て債券を發行し低利の貸付を要すと雖も興業銀行に於ては必ずしも然らず、元來商工會社の事業は一時の浮沈甚しきものあるを免れずと雖も、其事業の擴張を要する時の如きは概ね商況活潑なる時期なるを以て、少しく高利を以て債券の發行を爲し多少貸付歩合を高うするも妨げなし、是れ前者の債券に特典ありて後者に於て之なき所以なり、抑々是等の事は、大體の通義と先進諸國の經驗とに依り自ら定まる所にして復た疑を容るの餘地を存せず、緩急自ら其區別ありて敢て之を犯すを得ざるなり

第二章 信託事業

第一節 信託會社の効用及業務

第一目 効用

方今文明諸國に於ては國富大に増進し確實を旨とする資本の放下を要する者年に増加し、各種有價證券の性質効用及之に對する諸事業會社の關係等に付て手廣き調査と、専門の智識とを要する者頗る多く、又財産上法律に關係する事項頗る繞密となり、其間個人の力を以てするを便とせず、一種の組織の力を藉るを便とする者少からず、故に輓近是等の便宜に備んか爲め信託會社なる者大に起れり、是れ當然の勢にして自然の發達と云ふを得へし、米國の如く特設銀行の發達せざる國にては分業の爲め特に必要なり。我國に於ては信託事業は尙ほ幼稚なりと雖も、既に法律の許す所と爲り興業銀行營業科目中の一項たり、故に今其素質及職務に付て一言するは敢て無用の業に非るへし、請ふ少しく之を述べん。

信託會社の効用

信託會社の預金と銀行の普通預金との別

信託會社の業務

元來信託會社の素質は銀行に類似し預金を受けて之に利子を付すと雖も、其預金は保管利殖を旨とし運轉は普通の銀行より概ね長期にして短期のものは概ねは通知貸に放下す(紐育市に於ては電話通知を以て有効とす然れとも通知は午前中に爲すを以て徳義とす)而して擔保物の撰擇も一層慎重にして其擔保價格も八掛以下を以て常規とす。元來信託會社の預金は普通商業銀行の其れの如く手形割引より發生したる者に非ずして、委託預りに起因する者なれば其放下は全然會社の撰擇に任するを得べくして、彼の商業銀行の預金の起因たる手形か不渡等の不幸に際會し、全然自己の過誤怠慢又は預け人の直接の不正行爲に因らす、間接に災害を被り帳簿上の義務は歴然と存し之に對する權利は消滅して其跡を残さるか如きことなく、一層確實なるを得べきなり、而して又實際に於ては預金の運轉は預金者の利害と、會社の利害と混同せず、以て會社の浮沈の爲め利害を預金者に及ぼさるることに注意す(法律を以て預金と資本とを分つことを命す)斯の如く信託會社は公衆の爲め預金を受取り銀行事業を爲すと雖も、割引事業を主業とせず、以て普通銀行との競争を避け主として普通銀行の爲し得ざる事業にして公衆の爲

め大に便利なる受託事業に従事す

第二目 業務

今其主要なる者を掲ぐれば左の如し

- 一 死後財産取纏者(エキゼキユートル)
- 二 遺言信託者(ツロスチ、オンドル、ウイルス)
- 三 保護者(ガーヂヤン)及癡狂者の委託者(コミチ、フォール、インセイ、ボルン
ス)
- 四 不動産登記賣買世話人及支配人
- 五 證券受渡及登記世話人(是は英語の「ツランスフォルニイゼント」及「レヂストラ」
にして證券の發行者と受渡人若くは登録者とを異にし不正の發行及受渡を
防くの効力あり)
- 六 身元保證引受及證券保證前者は英語の「ファイデリチ、インシュランス」にし
て身元保證を確實ならしめ、後者は「タイトル、インシュランス」にして會社の保
證したる證券に對し訴訟起る場合に於て被保護者をして損失を免れしむる

を以て目的とす

- 七 抵當不動産管理人(ツロスチ、フォール、コルボレイト、モーゲージ)
- 八 會社の整理及分散等に關する世話人
- 九 保證及貯蓄預り其他の銀行事業資金の放下増殖
等にして其他右に類似する事項の世話人又は保護者となり、其職務執行に就ては
司法上の監督を受け、又公衆の依頼に應じ金銭の取扱をなし之を依頼人の爲め有
益に投下す而して我國に於ては中央銀行の制ありて其必要なしと雖も、米國には
之なきか爲め地方の銀行は信託會社を利用し豫て其準備金を預け置き都鄙の間
の金融を圓滑にするの用に供す

第二節 信託會社の發達及制法の比較

輒近信託事業は非常の發達をなし合衆國の州中信託會社の設置を見ざる者殆
と稀なり、今試みに西曆千八百八十年と同千九百二年の實況を比較するに資本金
額は千八百萬弗より一億八千萬弗に増加し積立金は六百萬弗より一億五千萬弗

信託會社
の發達

に増加し、會社數は三十個より四百十七個(政府の調査に依る、最近合衆國信託會社の調査に依れば前者は五十四にして後者は七百六十四なり、此差違ある所以のものは政府は強制的に信託會社に關する報告を得る能はず好意的に得能ひし丈の數を掲げしなり、合衆國信託會社の方は同業の事なれば總ての會社より好意的に報告を得ずめて全數を網羅することを得たり以下準之となり、其預金の如きは十五億二千六百萬弗即ち國立銀行の預金高の凡そ半額を占むるに至れり、而して國立銀行は其數凡そ二百萬弗なりとす、而して西曆千九百六年に於ては社數七四二個預金總額は約二十億九百弗となり、準備約三億四千八百弗を有するに至れり

是に於て紐育州は信託會社の準備に制限を加へんと欲し西曆千九百六年一法案を議院へ提出せり、其原案は多少の修正を経て通過せられ同州知事の準許を得て實施せらるゝに至れり其原案は紐育州内の信託會社は原則として少なくとも公衆預金額の一割五分を準備として保持せざる可らずと定め内五分は正金、五分は合衆國政府公債又は紐育州債にて保有し殘餘の五分は他銀行への預金として保持すへしと規定せしか上院は之を修正して公債若しくは州債にて保有することを

許せる五分の分は之を一等二等の市債に投ずることをも得せしむることゝし尙ほ紐育市外に主なる營業店を有する信託會社は公衆預金總額の一割を最低度として準備金を保有することを得と定めたり

本法の實施は毫も紐育の金融市場に影響を及ぼさざりしか如し、是れ正金にて保有すへき五分は其實施に猶豫期限を與へて先づ當分は二分を準備し七月一日より三分とし十月一日より四分となし愈々五分を準備するは明年一月一日よりとなしたるのならず本法實施の當時に於ては各信託會社は已に二分乃至三分の準備金を擁したるを以てなり

元來信託會社は除外の場合なきに非ざるも主業として割引事業に従事せず其預金は主として現金若しくは振替勘定より生ずるものと見るを得へし豈に盛ならずや、今西曆千九百年以降に於ける紐育州信託會社の實況を見るに左の如し

場所	紐育州		州	
	預金	手元在高	資力總高	有價證券
一九〇〇	六三四	八一	六七二	三二八
			三二八	三二
				一六九

(各年一月一日の金高は四拾五入百萬弗止め)

一九〇一	六三八	一〇六	七九八	三八八	四一	四〇	一九七
一九〇二	七九二	一一一	九六九	五四〇	四五	四二	一九一
一九〇三	八二四	一三九	一、〇四〇	五五五	五二	四二	二一九
一九〇四	八〇七	一五二	一、〇四二	五一一	六〇	五七	二二五
一九〇五	一、二三四	一八一	一、四八七	七六三	八四	八三	三四二

又シカゴに於ても非常の發達を爲し之を十年前に比するに卅七年より前の十年會社數は八個より十二個に、資本は四百萬弗より二千萬弗に、預金は千五百萬弗より二億三千萬弗に増加せり。今之を同時期に於ける同市の國立銀行の増進に比するに資本は銀行の二割五分に對し四十割、預金は十一割五分に對し百四十割の増加を示はせり、實に驚くべきの増加と云はざるを得ず、其他ポストン、フヒラデルフ、セイント、ルイ等の情況亦大同小異たり。今哉我國文物の發達頗る見るべきものありと雖も獨り信託事業に至りては本年法律第五十二號擔保附社債信託法發布の外未だ見るべき者なし、然れとも勢の趨く所數年を出すして其必要を生ずる

比較法制

哉論を竣たす、凡そ事は其初を慎まされは末を全ふること難く、當初の施設其宜を得されは所謂惡因茲に成りて惡果を生ず、信託事業の事亦方今研究を要すべきの事たるや疑を容れず豈に努めざる可んや

曩に第一銀行は行員「ドクトル」高木正義氏を米國に派して同國信託會社の實況を調査せしめしに、卅四年二月同氏は詳細なる報告を同行に致し狀況を詳悉せり、就中「ニュー、ジェルシー州」の法律を基礎とし紐育外三州の法を比較對照し、信託會社法の一節を示されし如き特に參考の便あるものとす。依て同行に請ふて其全文を掲出することとし之を附録に掲載せり請ふ參觀あれ甲種附録第五號

第三節 銀行と信託會社の區別

輓近信託會社の發達夫れ斯の如し、是を以て一部人士中には其或は銀行事業の領土を奪ふを怖るゝ者なしとせずと雖も、抑々信託會社の本領は幼者、婦女子其他の無能力者、神社、佛閣、病院、慈惠院等の如き自ら其財産を處分するに便ならざる者の爲め其取扱の信託を受けるにありて、顧客の素質全然其類を異にす、豈に之を以て

之を侵す者と云ふを得んや。斯の如きは其素質起因を知らざるに坐するものにして固より一杞憂たるを免れざるなり。信託會社と雖も時に或は商賈の爲に預金を爲さるるに非るも是れ専ら其準備金を預るものにして固より手形割引より生し其他の敏捷なる商取引の爲め要する所の當座預に非ざるなり。其他紙幣發行の權なきこと、合衆國々庫の預入を受ること能はざること準備都府の諸銀行の如く銀行準備を預るを得ざること等の如きは彼是の間に衝突を起すの虞なし。而して銀行は主として其資金を商賈より得之に對して割引貸付を爲すを要し、需用者一時の餘裕を以て之を刻下の必需の用に充て峻險危劇其間髪を容れざるものなきを得ず。隨て預金放下選擇の區域廣濶なるを得難しと雖も、信託會社は其預金を前記の如き資金の共給者より受け、其本源の保管利殖の任に當るを以て之か放下は其自由の採擇に任するを得べく、而して出納緩慢なるを以て放下の期限も從つて長きを得六ヶ月乃至十二ヶ月事務亦寬にして普通銀行にして二十萬弗の預金を出納する者は之か爲め七十五人乃至百人の使用人を要すと雖も、信託會社は二十人を以て足れりとす。故に一面に於て比較的高利を附するを得一面に於ては取扱の

費用を減少することを得預金者を利すると同時に會社收入を多大ならしむるの便あり、是れ亦銀行と差違ある所以なり。

第四節 我國に於ける信託事業の現状

從來我が國に得ては經濟的法制の不備なるか爲め企業と資本との連絡充分ならず當事者は僅かに手形の割引債券の發行等に依りて資金の融通を爲せる情況なり。然れども手形の割引は其償還期限短くして不便此上なく債券の發行は無擔保なるか爲め不利の條件を付せざる可らず。從て有望の事業あり豊富の資金あるも其資金を充分事業に利用すること能はず。經濟界の一缺點なりしか。明治三十八年三月鐵道、鑛業、工場等の諸抵當法發布せられ是等に依り擔保附債券を發行するを得ることとなり、同時に信託法制定せられ之に依り一方には事業家の爲に社債の應募者を纏め他方には社債權者に代りて抵當物を監視し以て相互の信用を確保する機關を認むることとなり、試に擔保附社債及擔保附社債信託法の要領を掲ぐれば左の如し。

- 一 信託會社とは擔保附社債に關する信託事業を營む會社を云ひ銀行事業を除くの外他の事業を兼ねることを得ず
 - 二 其主要なる事業は一會社か物上擔保動産質證書ある債權質不動産抵當船舶抵當鐵道抵當工場抵當鑛業抵當に限るを附する債券を發行する場合に其委託を受けて債券の發行元金の償還利子の支拂等に任し
 - 三 更に委託したる會社にして一朝元利の償還支拂を實行せざる曉には自ら社債權者の爲に催告を爲し且つ債權の辨濟を得るに必要な一切の行爲を爲し得べきこととす
- 要するに右法律に於ける信託會社は事務は經濟界の新事業に屬するか故に之に従事する者も之を利用する者も共に誠意を以て之に當り經濟界の囑望に背かざらんことを欲して止まざるなり

第二編第二卷終

改訂版 財政と金融

坤

第二編 第三卷

銀行の管理

第二編第三卷目錄

第三卷 銀行の管理

第一章 經營及處理

第一節 經營の概要

- 第一目 役員へ融通の制限……………一
- 第二目 資金放下の制限……………二
- 第三目 報告を明確にする事……………三
- 第四目 資金の固定其他の不當行爲……………五
- 第五目 共同經營の擴張……………六

第二節 處理の概要

- 第一目 職員の兼掌……………八
- 第二目 役員の勤務替……………一
- 第三目 通帳及小切手帳の交付……………二

第四目	競争の要點	一二
第二章	銀行の監督	一四
第一節	總論	一四
第二節	銀行監督に就ての輿論	一六
第一目	監督を必要とする論	一六
第二目	前目に對する駁論	一七
第三目	獨逸銀行の不成績及其他の實例	二〇
第四目	英國銀行の健全なる發達	二五
第三節	特別事業に對する特別監督の必要	二七
第一目	銀行事業は其素質上特別監督を要す	二七
第二目	近年の實例	二九
第三目	監督に付き寛嚴の兩説	三一
第四目	検査	三三
第五目	株主の不注意	四二

第三章	結論	四七
-----	----	----

第二編第三卷目錄終

第三卷 銀行の管理

第一章 經營及處理

第一節 經營の概要

第一目 役員へ融通の制限

銀行員は當該銀行の資金を貸付け若くは當該行員の手形を割引するは弊害生し易きものなるを以て本編第一章第十節に陳述せし如く米國に於ては之に關し精密なる調査を遂げ既説の如き結果を得たり、然るに爾後同國貨幣局長は職務上の經驗より其必要を感じ政府へ之か制限を置くを可とする旨を報告せり、我國の經歷殊に近時の情況は不幸にして此事の必要を感じるものなしとせず、獨逸に於ても過般の銀行界の困難は一般經濟より來るに非ずして銀行役員の不實なるに原因するもの多しとするの論者少からず、此點に於て多少の監督を要するは之を内外の經驗に照し疑を容るゝの餘地を存せず、抑々外面法規上の檢束は内部

事務取扱の精神と相伴はされは其効力甚た薄しと雖も又全然之を内部の警戒に一任し外部の監督を怠るか如きは固より是れ處世の道に非ざるなり須らく内外相應して其効力を全ふするの策を講せざる可らざるなり

第二目 資金放下の制限

一口の貸付割引は資本金若くは全資金と幾分の比例を保つを要す例へは其極度を資本金額の五分若くは一割となすか如きは是なり元來一口の貸付割引の過多なるの弊害は著明なるものにして特に説明を要せず其法律の規定は之を米國の國立銀行法及我舊國立銀行條例に於て之を見るを得べく而して其實例は前設のライプチヒ銀行我國の舊第三十三國立銀行米國ヂットロイト銀行トベカ第一銀行(資本三十萬弗にして一口の貸付百二十萬弗に達し破綻を生せり)等にあり般鑑遠きに非ざるなり北米合衆國紐育州は是に觀る所ありて西曆千九百五年四月二十二日の法律を以て左の如く制限を設けたり

一口の割引若くは貸付は資本金及積立金の十分の一(従前は五分の一)を超ゆ可らず但確實なる質物を以て擔保せられたる者は同上の四割までを許すことを

得質物の實價は融通金高に對し一割五分以上高きを要す

然りと雖も本問題も前項問題と等しく假令外面制度上に限度あるも内部に於て之を顧慮すること深からされは其效用極めて薄弱にして只成規の表面を蔽ふか爲め幾分の手敷を要するに過ざるへし去れと又國家が金融事業を保護する上に於て固より慮らざるの一事項に屬し其效用全く之なきに優れる哉論を俟たず第一目及本目の如きは銀行事業の尙ほ幼稚なる時期に於ては實際の必要より寧ろ教育的の効用あるものとす而して兩者共に多少營業の自由に干渉する氣味あるを以て其必要あれば法律を以て之を規定するを要す

預金の放下に就ては本編第一章第九節及第十七節に於て論したるか如き方法注意の必要ありと雖も預金取扱の如きは營業の自由行動に任ずべきものにして法律を以て之を支配せんと欲するが如きは所謂是れ小鮮を煮るものなり故に銀行は之か爲め國家を煩はさす之を大にしては國家の爲め之を小にしては自衛の爲め自ら適當の方法を設け以て過なきを期せざる可らず

第三目 報告を明確にする事

諸般の報告を明かにするの必要は論を俟たず、然れども是れ亦程度と區域とに就て論なきを得ず、凡そ天下の事其公的たると、私的たるとを問はず、多少の秘密なきを得ず、金融機關に於て殊に然りとす、徒らに誤解を招き、株式價格等に影響し、又は營業上の障害を及ぼす者の如きは、多少の斟酌なきを得ず、又報告煩累に、回數多に失するときは、所謂過ぎたるは猶ほ及はざるか、如しの譬に漏れず、看者倦怠して之を重んぜず、高閣に束ねて報告其要を失ひ、徒らに會社の費用を増加するの不經濟の結果を生し、却て定期の簡明なる報告の簡易にして其要を摘發するの易きに若かさるものあり、屢々煩累に過るの報告を爲すは、所謂黒人の爲には必要なく、素人の爲には誤解を招くの虞なしとせず、夫れ事に節ありて物に度あるは、天下の通義なり、事大小となく、其中を得るを必要とす、然りと雖も、知らしむ可らず、據らしむへしは、是れ未開時代の陋習にして之を今日に學ぶ可らざるは、論を俟たず、然らば即ち公衆をして之を知らしめ、自由に其撰擇力を使用せしむるは、報告を措て他に求むる所なし、正に適當の方法を設け、正確の報告を爲さしむるは、銀行の經營監督上最も必要にして、且つ有効なる事の一に屬す、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉。

因に記す前目掲載の紐育州法にて信託會社の報告に左の改正を加へたり
營業報告は毎三ヶ月を一期とし一週年に四回呈出すへし(舊法に六月末十二月末の二回なりしに此度は事業の發達と共に之を四回に増加せり)

第四目 資本の固定其他の不當行爲

資金を固定するは商業銀行の最も忌む所なるを以て、有價證券殊に株式に資金を投ずるには多少の制限を設くるも不可なかる可し、然れども其擔保價格設定の如きは所謂營業の駆引に屬し法規を以て規定すへきものに非ざるなり、又監督廳と雖も高低顯著にして其不當なる十目の視る所十指の指す所となり、之を黙過すること能はざる場合の外漫に干涉す可らざるは勿論なり、然りと雖も流込株式の賣却期限、準備金、積立金の放資の爲め、選ぶ所の有價證券の如きは立法行政の力を以て或は之を制限し、或は有効的勸告又は友誼的誘勸を爲すは亦以て無用の事に非ざるへし、又近時卅七年十月倫敦「タイムズ」新聞は左の五點を掲げて銀行の不良行爲なりと論ぜり

一 漫りに長期市町村債の應募勸誘に屈服すること

- 二 特定不動産はに限ると云ふ如き事情付のものに對し貸付を爲すこと
 - 三 半成の建物を抵當とすること
 - 四 年賦償還の如き長期に亘る貸付を爲すこと商業銀行に就て云ふなり
 - 五 準備を薄弱ならしむること
- 是れ實に吾人の意を得たるものにして一號は動もすれば資金を固定し二號より五號に至るまでは競争を恐るゝに出るものにして殊に第五號の如きは割賦を減少するを虞るゝより生ずる弊習なりとす豈に戒めざる可んや

第五目 共同經營の擴張

既に共同經營の利益を察し交換事業を擴張し利率手数料等を一定し相互間に特種の貨幣を供給し其他必要に應じ友誼的援助を爲すの美風流行して其結果頗る見るべきものなしとせず然れども隴を得て蜀を望むは人情の常にして尙ほ一二の冀望なしとせず何ぞ哉曰く危險の分配及共同參考帖設置の事はなり蓋し危險の分配とは再保險の名稱の下に夙に保險會社中に行はるゝ所の當然の原因より生ずる損失の度合或程度以上に達するときは同盟會社中に之を分配して共同

危險の分配

負擔とし以て相互に應援する方法に倣ひ同盟銀行中自己の過失に非ずして損失を受け其度合或程度以上に達するときは同盟の共同負擔とし相互に應援するを云ふ者にして彼の預金保險と共に此方法を行へば銀行界の基礎に更に一層の鞏固を加ふるや論を竣たす

共同參考帖とは銀行所在市中に一中心を設け是に同盟各行に於て見聞若くは經驗したる市場の情况及顧客取引人等に關する事項を報告し參考局に於て之を編纂し同盟各行の閱覽の便に供する者を云ふ方今顧客は必要ありて其對手者の内情を知らんと欲するときは之を其銀行に就て探知するを通例とす然れども銀行と雖も盡く之を知るを得ず其確答を爲すには夫々相當の人物に就て之を聽かざるを得ず然れども其所謂相當人物は常に同所に在るを得ず又閑日月を有するを期する能はず參考帖に就て之を求むれば忽ち其要領を得べくして效用の多大なる多辯を要せず參考帖には事實を歴史的に編纂し各行は自己の得策失策及内外より受けたる詐僞手段等を詳細に報告して參考帖に記入し置くを要す如上二様の方法は近時英國に於て専ら唱導せらるゝ所にして未だ實施を見すと雖も其

共同參考帖

銀行界に大效あるは論を俟たず一は保險會社に其例あり一は興信機關の發達にして之を行ふに難からず、只同盟の德義を要する耳、採りて以て利用せは亦以て大に益する所あるを疑はず

第二節 處理の概要

第一目 職員の兼掌

役員重役の職
務兼掌の兼務は可成之を避るを好しとす、即ち取締役と監査役の如きは性質上固より兼攝するを得ざるものなるを以て其不可なるは論を俟たず、而して重役か數會社の役員を兼ねるか如きは時に事務上の便利なしとせずと雖も同業なるときは所謂「商賣敵」となるの場合なしとせず、生産分配の事業なるときは資本の供給者と需要者を同一人に併せ、運輸會社なるときは亦た將に商工の利益と衝突することなしとせず、造船會社又は原料品生産業亦た然り、其他曰く何曰く何殆と枚擧するに暇あらず、斯の如きは勿々の際或は免れ難き情勢ありて、日本の近況獨逸の實況其已を得ざるを示すもの少しとせずと雖も是れ常態に非ずして一時の變態な

るを以て事情の許す限り可成速かに之を避けざる可らず、蓋し創業の際は事情單純人心剛直、意氣旺盛にして仁義を先にし得失を後にするの美風存し弊害或は少くして暫く恕すへきも、歲月漸やく積み事情纏綿人老ひ氣衰へ所謂智は狡に理は利にし德義を後にして得失を先にし而かも其得失個人に關する者を主とし、面皮漸やく胼胝を生するに至りては不知不識の間牢として抜く可らざるの情弊を生するなきを保せず、軌近卅五年五月發覺したる埃國の「ランデル」銀行の盜難の如きは實に銀行員の他業に關係するの不可なるを證するに餘りあり、同行は資本八千餘萬「クローネ」を有し破綻の前年には二割の配當を爲し名聲内外に嘖々たりしに其支拂方の一人指を種々の投機事業に染め剩さへ數箇所の自轉車製造所の社員となり暴富を得んと試み其重役に信用を博せしを奇貨とし同行の交換所との出納に關する通帳を濫用し六箇年の久しきに涉り行金を竊取し調査の結果其高四百六十萬「クローネ」の巨額に達し歐洲銀行界を震動せり豈に戒めざる可ん哉

職務兼掌の事は只に重役間に止まらず支配人以下に於ても亦大に慮らざるを得ざるなり、例へば支拂方と支拂原簿の主任者とは決して兼掌せしむ可らず、何と

支配人兼下掌の注意

支拂濟手の形返

小切手か巡廻すかしは詐欺易

なれば若し此兩者をして兼掌せしむることあれば、一面に於て支拂方として手形小切手の振出人か使用する所の署名の筆跡を研究し之か偽筆をなし以て手形小切手を贋造し自ら之を拂ひ一面に於ては原簿の主人として自ら其支出を原簿に記入するを得るを以て詐欺行れ易ふして發覺困難なればなり。若又此場合に於て外部の共謀者と心を合せ竊かに贋造の手形小切手を彼に與へ彼をして振出人又は其代理者たるを装はしむるときは外面に缺點なく詐欺容易に行はるゝを得べし我國に於ては未だ其例を聞かすと雖外國に於ては方今注意深き銀行は手形及小切手の支拂はれたる者は塗抹の上之を其振出人に返戻するを以て通例とす。此注意をなす銀行に於ては斯の如き詐欺長く行はるゝの餘地なしと雖も前記の業務行はるゝときは發見の道なし又小切手か他店に於て支拂はれ交換所を廻りて宛てられ銀行に歸るときは其間日數を閱するを以て詐欺行はれ易し況や前記返戻の方法を採らざるの銀行に於てをや通帳の出納に注意すれば可なりと雖も多忙中には隨分行はれ難し右の注意を缺くときは數年の間其發見を免るゝことなしとせず、過般の有名なるリバブル銀行の行金竊取金高十六萬九千五百磅に達

實例

し内九萬九千六百十五磅は裁判官の注意注意とは成るべく宣告を延へ出來得る限り回収に便宜を與へしものなりを以て銀行に回収せり事件も右に類似の方法に依り行はれたり該行は右の返戻法を行はず殆と三年の間其使用人の不正を發見する能はさりき前車の覆るは後車の戒め以て鑑みすんはある可らず又通帳の交付を掌る者は其交付回収の元帳の主任若くは支拂方と兼務せしむ可らず何となれば前者は通帳の重複交付及改描後者は過振の弊を容易ならしむればなり

第二目 役員の勤務替

役員の兼務と共に注意すべきは役員勤務替の事はなり蓋し同一人をして長く同事務に従事せしむるは利害相伴ひ其害利に勝ること多し宜しく適當の期間に勤務替を命し事務停滯の弊を排し改良を容易ならしめ併せて事情の纏綿を豫防すべきなり又休暇は分割即ち例規の時日は引續て休暇を取らしむるを好しとす分割休暇例へは隔日休暇の如きは行務の爲にも役員の爲にも好都合なるを得す而して其休暇中は互に他の掛長をして臨時に兼務又は代理せしむへし然るときは事務の停滯を免れ併せて新らしき眼を以て他掛を見て改良を促すの近因と

なること多し、俗に所謂岡目八目亦用なきに非るなり

第三目 通帳及小切手帳の交付

通帳及小切手帳は之を本人に交付し代理人に交付す可らず本人に交付し難き場合に於ては郵送するを本則とす元來通帳は其所持人懐中の寫真なれば漫に他見を許さざるは論なき耳而して小切手帳は他人の手に渡るとき濫用生し易し、萬一代人が真正の代理に非ず又は不正を働き預け入金額を改描し又は署名を似せ若くは印影を贗造し第一目に記載せしか如き詐欺の仲間となるときは通帳の所持人は勿論銀行に於ても非常の損失若くは面倒を免れざるへし、斯の如きは事小なるか如しと雖も一片の注意能く厄難を避るを得べく忽諸に附すへきに非ざるなり

第四目 競争の要點

抑々銀行の競争は其確實なると華主に便宜を與ふるとの二點に存し争は義にありて利にあらず、利子手数料の高低、支店の濫設等を以て之を試みるか如きは最も不可なり、斯の如きは同業中の申合を以て固く相戒めざるを得ざるなり、然るに

利子手数料を以て競争するに非ざるは最も不可なり

當座に附する利率を漸次減少す

銀行か資金を招くに急にして預金利子に高率を約し定期は暫く之を措くも當座の率を高ふし甚しきに至りては貯蓄預金の利率を著しき高度に定むるか如き實に恕す可らざるの行爲と云はざるを得ず、而して當座に日歩を附するか如きは本編第一章第十一節第六目に於て論せしか如く小切手過振の弊を誘發す況や其高低を以て競争を試みるに於てや其害何れの邊に達すへき哉、豫め測知するを得ず、豈に戒めざる可ん哉、然れとも斯の如きは立法の規定行政の監督を以て有効に之を矯正し難し宜しく内部の申合を以て相互の間に固く戒めざるを得ざる所の者とす、輓近歐米の繁盛なる場所に於ては概ね當座に利子を附せず、而して紙幣發行銀行は預金を附せざるを以て本則とす、蓋し他の銀行の如く資金を呼ぶの必要なく又既に發行權を有するを以て他行の如く預金拂戻の爲め準備を保有するの要なく發行餘力あれば預金の全額を拂ひ出し得るの自由あるに因るものとす、獨逸帝國銀行の知きは其資本額及準備金額を限度とし利子附預金を爲すの權能を有す、銀行法第十三條第七項と雖も他行に對し振替勘定の増加するに従ひ資金裕かにして預金を爲すの必要なく當初普漏西銀行より引受けたる利子附

預金は既に西曆千八百七十九年中之を返附せり該行は豫告の上返付を爲すの權能を有す佛國中央銀行亦利子附預金を歡迎せず方今文明諸國に於ける大銀行が預金に對するの態度概ね斯の如し然るに預金の高非常の巨額に達すること第一章第九節に記載するか如きは一見甚た奇なるか如しと雖も是れ奇に似て奇に非す何となれば預金の多きは主として商取引の爲め手形の割引と振替勘定の多きとに由ればなり我國の現況急に當座の利子を全廢するを得ざるへしと雖も先づ周圍の情況を改善し漸を以て歐米先進國の躉に倣はざるを得ざるは論を俟たざるなり

第二章 銀行の監督

第一節 總論

情々古今内外銀行事業の盛衰浮沈の事蹟を惟るに其冷熱は恰も四季の循環するか如く而して時に暴風を起し黒雲天を覆ひ土沙を捲き怒濤を騰け天地暗澹咫尺を辨せず激浪商海に漲り渦中に投せらるゝ者は皆將に災の身に及ふを見て叫喚救助を求めて已まず偶々幸運にして沈没の災を免れたる者も産を破り家を失ひ茫然自失爲す所を知らず漫りに行政當局又は中央銀行に向て種々の注文をなし號して救濟策と稱するは其例に乏しからず甚しきに至りては更に進て立法府に向ひ或は潮水の汎濫なからしめ或は既に破壊したる堤防の修覆を望み喧々囂々騒然として其止まる所を知らず而して風雲稍やく治まり旭輝明かに月高く風清うして白露將に降らんとするに及ては曩の叫喚苦熱を忘れ喉下一降其熱を忘るゝの譬に漏れず捲土重來再ひ黒雲を起し狂瀾を揚げ其災之を前回に比して更に甚しきものあるを見ざるものゝ如し斯の如きは畢竟民間當事者刻下の情況に眩惑し冷靜なる頭腦を以て諸般の現象を分疏し永久の利益を圖るを忘れ奸譎の徒之に乗し不良を圖るもの多きに居るの致す所にして固より大に愼まざる可からざるものあり而して立法府及行政當局の有司亦時に同様の誤謬に陥るなきを保せず須らく之を深遠なる學理に徴し古今の事實に鑑み以て大に研究する所なかる可らず

第二節 監督に就ての輿論

第一目 監督を必要とする論

近時銀行の破綻に就き米國に於ては既に預金保險の所に於て記載せしか如き調査ありて其基礎をして確實ならしめんとするの計畫あり我國に於ても輓近銀行條例改正の聲稍く高く既に數年の宿題となり獨逸に於ても之を最近の事實に鑑み株式會社に向て一層嚴重の監督法を設くるの必要を説く者少しとせず彼の有名なるワグネル氏の如き即ち其一人なり同氏は商法中の株式會社に關する條項の如きは畢竟形式的規定に過ぎず故に之に加ふるに經濟上の關係に基ける特別行政の規定を以てし株式組織に成る者は勿論場合に依りては他の組織に成る者をも總て事業を其經濟上の目的に依り區分し各種類毎に之に相當する特別の規定を設くるを要すとの意見を把持し大に其説を主張し一世を警醒す意見深刻眼光紙背に徹り頗る時勢に剴切なるものあり今之を我國の近況に照すに大に鑑みる所なしとせず氏は更に進んで獨國銀行行爲の諸弊を論し痛く其投機事業に

特別の必要ある者には特別の規定を要す

關係するを戒め就中土地の賣買上秘密に投機を試み外國の債券發行に關與するを戒め殊に露國の有價證券に資金を投ずるを危険とし且つ彼等銀行が景氣好き時期に當ては或は取引所に於ける取引を援助し或は新會社を起し舊會社を變更し其資本を増加する等種々の方法に依りて過度の投機を獎勵し爲に經濟上の變動をして一層激甚ならしめ其反動の勢を強うするの結果を招くを慨し憂世の情言外に溢れ議論懇懇にして所説甚だ懇篤なりロツセル氏の如きも亦今を去ること十二年前既に露國への投資を戒め外國金主は唯に紙片を得るのみして而かも此紙片は露國の機嫌を損せざるのみ價格を有すへしと云へり當時露の國情審かならず世其危大に眩惑し妄信是れ事とせしに氏の所見の如きは實に一見地を抜くものと云ふへし

第二目 前目に對する駁論

然るに又一方にはワグネル氏の意見は稀に見る所の現象を捕へ來りて直ちに之を一般に推するものにして獨逸銀行が露國有價證券の投機に關係したるが如きは西曆千八百七十九年乃至同千八百八十一年に於て其事伯林商業會社中行

れたる時に過ぎずして敢て一般に流行せしに非ず且つ其國際上の關係に於ては寧ろ好すべきものありと論じ之を恕する者なしとせず然りと雖も是れ銀行事業と國家の高等政略に屬すべき國勢擴張の必用とを混同したるものにして中央銀行か國際政略上或場合に於て普通經濟方策以外に進出するが如きは大躰上時に或は特に免れ能はざるの事情あるべきも斯の如きは是れ一般銀行事業として其軌道を脱するものにして固より正鵠を得たるものに非ざるなり豈に慎まざる可ん哉

又彼等はワグネル氏の銀行が過度の投機を促すと云ふの意見に對しては西曆千八百九十九年のブレスデン銀行營業報告中の一節に

金融界の正に逼迫を告ぐるに當り公衆は漸やく有價證券の買入に熱中せり是に於て本行は可及的之を抑制し特に是が爲に生ぜし資金借入の請求の如きは斷じて之を止むるを以て義務と信じたり

とあるを捕へ來つて銀行は相當の注意を爲すものとなし得々たるの狀あり然るに墨痕未だ乾かず早くも西曆千九百一年ブレスデン銀行は獨逸銀行中彼のライプチヒ銀行に次ぎて大困難に陥りし者の一にして而も其顯著なるものなりしは

駁論の不當

蔽ふ可らざるの事實なり嗚呼何ぞ其言の事實と一致せざる此の如きや財界の變は猶ほ陣頭鬪戰の如し兵家の所謂敵は常に最上の手段に出て障礙は常に最大なるべしとの金言は商家亦常に之を服膺せざる可らず豈に深重の注意監督の要なしとせん哉獨逸銀行が内商工業の發達を幫助し外自國の名聲を宣揚せしの功勞は固より没す可きに非ざるも其本末を誤りたるは同國近時の經濟界を紊亂し商界に沈滞を惹起せしの一因たらざるを得ず其功罪相償ふや否やに就て世上論なき能はざるなり然るに彼等は銀行が外國の證券に關與せしことに就て論して曰く

活潑なる國際的關係を有する邦國に在ては相互の債務を調理する爲め外國の有價證券を所有するは甚だ望ましきことにして殆ど必要已む可らざる事に屬す方今獨逸が年々外國より吸收する所の五億餘萬馬の利子は獨逸國民の繁榮の爲め並に其債務の平均を保つ爲に最も重要な働を爲すものなり是の如く外國が獨逸に對して債務を負ふの事實は即ち獨逸が益々繁榮に赴き其商業の隆運をトすべき健康なる徵證なりと謂つべく其資本の輸出に伴ふて商品の輸出を増進し且つ外國に於る獨逸人の職業を廣め其結果國民一般労働者に至るまで之が爲に利益を享げざるなし西曆千八百六十年乃至同千八百九十二年の間に獨逸が單に米露兩國の有價證券を收得したる高のみにても凡そ十億萬馬に達し實に非常の成績と云ふべし嘗て外國の證券を買收し

るが爲に招きたる多少の損失は畢竟此の如き好成績を得る爲の「月謝」と稱して可なり、而して之に伴ふて生ずる間接の利益亦少しとせず。其一例を挙げば獨逸の銀行の發行したる手形は海外に於て獨逸勸定にて金融上の取引あるが爲に現に到處に名聲あり、是れ商品取引のみを以て到底期し難き好果なり云々

第三目 獨逸銀行の不成績及其他の實例

彼等の所論斯の如し今單に一片の議論とし之を見れば其論旨敢て不可なるものなしと雖も、抑々獨逸は其經濟事情に於て一個新開の國たるを免れず、輒近商工業の隆盛なる實に旭日冲天の勢ありと雖も、諸般の施設尙ほ内國に於て資金を要するもの多し、加ふるに其殖民政略に於て近時地金缺乏の歎聲漸やく高く英國の如き老成國に比するは勿論、佛國の如く資金内に充實する者に比して同日の論に非ざるは輿論の認むる所にして、漫りに外國に放資するは其時期に就て疑なき能はず、ワクネル氏の所論蓋し當らずと雖も遠からざるに似たり、然りと雖も世人の事を觀るに差異あるは尙ほ其面の如きの譬に漏れず、彼等更に其論鋒を進めて曰

蓋し是の如き金融上の活動は屢々商品貿易の先驅を爲し因て獨逸をして英國の仲間商業の羈絆を脱することを得せしめたり即ち西曆千八百七十年代に至り彼の獨逸

銀行(是は銀行名なり)は獨逸の對外貿易上必要な金融上の取引を獨逸金融界に誘入するの目的を標榜して外國に於て代理店を開き支店を設け外國の事業に關與する等着々其歩を進めて爲に一層英國の羈絆を脱するの期を早めたり。當時世人の之に賛する者甚少かりしと雖も幾もなく他の諸銀行も亦相次て其聲に倣ひ而かも著しき成功を得たり是に於て獨逸の輸出入業者の爲に倫敦市場に於て金融の途を啓きたるのみならず海外各國に獨逸貨幣を注射し獨逸宛の爲替を買ひ以て爲替の出入を圖り本國市場の融通を助け殊に各銀行は貿易業者に其輸出入の爲に信用を與へ以て海外貿易を擴張進歩せしめたるの功力は實に蔽ふ可らざる所とす。獨り海外貿易に付て然るのみならず、獨逸國內の生產業の發達に關する獨逸各銀行の功亦實に偉大なるものあり、即ち或は自ら直接に工業に關與し或は小規模の事業を變して株式組織たらしめ、或は平素各種企業者に向て融通を圖る等百方工業者を援助し、之に因て始めて起る所の企業者を助け其成立を容易にしたるの事實は實に枚擧するに暇あらざるなり云々

前段論する所は外國貿易に關係する銀行の當然なすべきの事業にして別に論すべきものなく彼の外國有價證券の應募に關係なく、只外國爲替に従事する銀行は其資金裕かなるときは爲替の目下の出合には差支へなきを度とし一時資金を之に放下するを妨げざる耳、後段論する所の「自ら直接に工業に關與するか如きは斷じて不可なり、而して事業の發達を幫助せんか爲め株金の拂込を容易ならしめ其他起業者に向て融通するか如きは別に相應の機關を設くるを要す、斯の如きは

獨逸銀行
事業の不成績

一般商業銀行の能く安然になし得る所に非ざるなり般鑑遠からず彼のライプチヒ銀行等により復た何を乎疑はん抑々該行は資本四千八百萬馬の大銀行にして名聲内外に高く獨逸銀行中屈指の者なりしに一朝行爲の經營を誤り八千五百萬馬資本及積立金の總高を超過せり(の巨額をキヤツセル、ツレンベル、ツロクニユング)會社に融通し資金固定して動かす終に倒産の否運に陥り市場に一恐慌を惹起し中央銀行をして爲に二億八千五百二十二萬餘の紙幣を發行し二億八千六百四十六萬馬の融通を爲すの已むを得ざるに至らしめ一億七百六十八萬馬の正貨準備の減少を見るの結果を生ずるに至りたるは再昨の出來事にして吾人の目撃せし所なり而して其餘響明治三十五年に至り尙ほ止まず卅四年五月と卅五年の五月とに於ける勞力需用の實況を比較するに卅四年は男工百人の募集に對する應募者百四十五人にして卅五年は百七十二人に達し女工百人の募集に對し卅六年は應募者百七十七人九分に止まりしに卅七年は二百二十四人三分の多に上れり又卅五年六月下旬の獨逸ゲノツセン銀行の三百四十七萬馬の損失となり多少の動搖を醸せり元來同行は西曆千八百六十四年の設立に係り李漏西政府の用達となり

奧國の實例

屢々資本を増加し三千六百萬馬の大銀行にして確實を以て名あり然るに一朝其專務取締役の施設宜しきを失し深く新會社の設立に關係し正に前記の大損害を生ずるに至れり其他ボヘミヤのセイント、ウエンチエルス、スバルカセルは同國屈指の貯蓄銀行なりしに數年の間帳簿書類の整理を缺き其亂雜なる殆ど名狀す可らず、卅五年十月終に破綻を生じ調査の結果二十有六年の間虚偽の記入を以て行金四百萬クローチ窃取せられしを發見せり抑々本行は古參の銀行にして其名内外に高く主として宗徒の預金を爲し其頭取は知名の高僧にして破綻の數月前羅馬法皇より名譽ある勳章を得たる人なるに翻つて破廉恥の罪に坐し囹圄の人となる豈に異數の感なきを得ん哉又卅七年二月ブレームンに於けるリユールマン父子の設立に係る銀行は有價證券の投機に關係し外國へ對し七百萬圓の負債を辨濟する能はず内國へ對する分は殆ど算なく是等に對し僅かに百萬圓の擔保を残して倒産し之と同時に伯林に於ては銀行家某は深く内外露國を含む公債又鐵道株の投機に關係し其額千三百五十萬圓に達し百萬圓の負債に對し五萬圓の擔保あるのみにして倒産し其踪跡を暗ませり

獨逸の實例

米國の實例

歐洲の實況既に然り今眼を轉して米國の狀況如何を見るに亦以て寒心すべきものなしとせず其一例を示せば三十五年二月のチッロイト市貯蓄銀行の倒産の如き其最たるものと云はざるを得ず元來同行は同市に於ける屈指の銀行にして其副頭取某氏は同市の政治上實業上に敏腕家の聞へ最も高く出世甚だ速かにして頭角嶄然として顯はれ非常の才名を博せり而して其倒産の際まては行員の忠實精勵なるは該行の誇る所にして全市の許す所なりき然るに一朝前記副頭取指を投機事業に染め遂に洗滌するに由なく出納方と共謀し腐敗甚しく既に市場の顧みざる所の株式を質物とし行金を借入れ又無擔保にて九十萬弗の引出越を爲し内六十六萬二千弗は銀行をして小切手を保證せしめ以て擔保物を引出し更に融通を試み倒産當時には該副頭取が行金を私借せしもの百五十萬弗以上に達するの不始末を暴露せり又三十九年八月有名なるキャナダのオンタリオ銀行の支配人某が指を投機に染め行金七十五萬弗を私借し銀行と共に斃れたり是等の事例實に數ふるに遑あらず戒めずんばある可らざるなり

佛國に於ても亦一種の論者ありて佛國輓近の事物に不満を抱き其工業を以て

佛國一部
人士の辭説

萎靡不振の否境に陥りたるものとし之が原因を銀行が工業に向て冷淡なるに歸し頻りに獨逸銀行の行爲を賞揚し佛國青年に向て必要の企業心を缺きたる佛國銀行を去り獨逸銀行に入りて其業を習ふべしと勸告する者あり然るに獨逸人なるワグネル氏は卓然見る所ありて獨逸銀行をして可成速かに英國の所謂預金及割引銀行の域に入らしめん事に努むるものゝ如し是れ頗る吾人の意を得たるものと云つべし

第四目 英國銀行の健全なる發達

英國の銀行が夙に盛大にして殆ど完全の域に達したるは羅馬帝國衰滅以來引續き大陸の政況久しく安固なるを得ず伊太利は勿論獨逸の如きも國內四分五裂し戰亂相繼ぎ殆ど寧日なく隨て諸般の事業萎靡して振はず佛國亦革命の多きに苦み經濟上の發達最も之が影響を蒙りたるに反し英國は夙に政治上經濟上の統一を得一定の方針を以て着々事業の進歩を圖るを得たるに外ならず然れども英國銀行の行爲と雖も亦固より完全無缺と云ふを得ず其資金裕なるに方りては漫に「延期」撰擇等投機的取引の爲め融通をなし資金正統の軌道を脱逸し商況の變

動に應ずること能はず不測の變に遭遇することなしとせず豈に愼まざる可ん哉蓋し延期とは賣買濟み有價證券若くは物品の受入若くは引渡を一期間引き延すものにして前者は英國の「コンチニューエーション」又は「コンタンゴ」大陸の「レポール」なる者にして買手か資力の不足又は或事情の爲め受入を爲す能はず又は之を不利益と思惟するときは若干の歩合を支拂ひ次期に於て同一價格を以て受入を爲すの方法を云ひ後者は英國の「バックワルデーション」又は省略して單に「バック」大陸の「デポール」と稱する者にして賣手が前記と同様の事由に依り同様の義務を履行し次期まで引渡を延引し得るの方法を云ふ我國に於ても買進み賣叩き轉質買戻等の方法ありて弊害更に甚し而して選擇とは英語に所謂「オプション」にして之を分ちて三種とす一を「コール」即ち買選擇とし若干の歩合を支拂ひ一定の相場を以て或期間に或有價證券若くは貨物を購買し得るの權利を云ひ二を「プット」即ち賣選擇とし前記と同様の義務を履行し同様の條件にて賣却し得るの方法を云ひ三を賣買選擇として前記同様の義務及條件を以て賣買孰れにても其選ぶ所に任ずるを得るの方法を云ふ是等の方法は其適用の場合多々あるべしと雖も製造業者か原

料品を購入し又は其製品の代價を豫定するを要する場合等畢竟事を未來に期する處の投機取引たるを免れず其一たび則を踰るに於ては弊害百出或は收拾する能はざるに至らん然れども事の惡に非ずして行の惡きなり

第三節 特別事業に對する特別監督の必要

第一目 銀行事業は其素質上特別の監督を要す

元來銀行は一種の營利事業にして其當事者亦常に學識經驗兼備はり清廉忠良の士たるを期するを得ず資金饒多にして餘裕あるときは其放下を精選するに暇あらず不知不識の間終に投機的事業に融通を與へ爲に恐慌の勢を助長するの誤謬なき能はざるなり英獨兩國の銀行多少其趣を異にすと雖も亦以て同様の弊に陥り起業心を煽動し公衆を誘惑し無謀の投機を促すの結果なしとせず而して奸誦の黨は之を奇貨として漫に會社の發起人となり極めて不確實なる企業に對し株券を發行し之を市場に流浮す然るに經驗に乏しく事實の真相を看破するの力量なき無辜の公衆は周圍の狀況爛漫たるに眩迷し鳩毒を仰ひて猶ほ死の近く

を知らざるが如き形状を呈するは之を史乘に徴して其例に乏しからず然りと雖も斯の如きは是れ變兆にして固より常體に非ざるなり夫れ變兆は一時に屬し久を保つ能はざるは天地の通義にして損失を惡み利益を愛するは人生の常情なり株式の相場漸やく下落の兆を顯す哉其所有者は速かに之を賣抜き損失を避んと欲し復た他を顧るに暇あらず所謂賣急の情勢に陥り之に反し市場は其下落極度に達するを待ちて購賣を敢てせず所謂見送買扣の情勢を顯出し其下落遙かに需給自然の關係より生ずべき價格以下に墜落するを通例とす斯の如き場合に於ては有價證券の下落は日常需要品より一層甚しきものとす何となれば後者は目下の必要の爲め全然其需用を斷つ能はずと雖も前者は全く之を見送ること自由なればなり是に於てや恐慌に際し有價證券の下落は實に甚だしきものありて其垂低落下の勢恰も洪水の長堤を崩壞するが如く其損害の及ぶ所豫め測知す可らざるものあり而して其災概ね蟻穴より生ず豈に蛇穴の大を待たん哉彼の一般恐慌に際し銀行の破産するは外部の壓力の爲め或は已を得ざるものなしとせずと雖も其内部より破綻を生ずるが如きは大に戒めざるを得ざるなり我國及獨逸の近

證券額の
下落は日
常需要品
より甚

例は暫く論外とし英國の如きも晩近グラスゴウ銀行の破産あり西曆千八百七十九年ペーリン兄弟會社の失敗あり同千八百九十年ドムベル銀行の困難あり同千九百一年)

第二目 近年の實例

三十七年に於てもボメラニヤ銀行の支配人中職務濫用と日計表の詐記を以て處刑を受けたる者二人其嫌疑を受けたる後ち無罪の宣告を受けたる者一人を出し諾威のクリスチャニヤ商業銀行が過當に其資金を有價證券に投入し西曆千九百年以來非常の困難に陥り同千九百四年終に破産の不運に遭遇せしが如き實に著しき事例なり最近に於ては北米合衆國ウイコンシン州ミルウオーキー第一國立銀行頭取ビゲロー氏の二百八十萬圓の行金私借の發覺ありて一時金融界を震動せり抑々同氏は米國有數の銀行家にして四十餘年該銀行に勤務し下役より漸次進みて頭取となり該行の今日ある氏の力多きに居り其柱石と仰かれ世の信用甚だ厚く七千五百六十三の銀行及信託會社を包含し二百二十億圓の資本を有する米洲銀行協會の總裁となり百餘萬圓の財産を有し受る所の給料亦甚だ豊か

米國

なりしに一朝指を投機に染め終に前記の非行を敢てせり。此事實の發表は市場に恐慌を惹起するは勢の免れざる所なるを以て州政府は之に先ち該行に注意し支配人等亦之を諒とし大に決心し三百二十七萬圓を準備せり。端然として世上の動靜を窺へり。是に於て主要なる大口の預金者中には著しき異狀を生ぜざりしも貯蓄部預金者は不安の念に襲はれ引出し請求陸續踵を接し翌日に至り尙ほ止まざるの勢を呈せり。是に於てミルウオーキ交換所は該行資産負債の實況を廣告し公衆に向て其安全なるを保證し尙ほ物質的に其保證を確實にせんが爲め必要あれば該行の爲め二百萬圓の支出を爲すべしとの決議を爲し以て漸やく市場を平日の情態に復し行務を進行するを得せしめたり。

佛國に於て西曆千九百五年七八月の比、プリンタムプ貯蓄銀行の支配人ヤルローゾーなる者指を投機事業に染め行金千六百萬法の私借を爲し質物價格の不足三百萬法に達し一場の騒動を惹起し今尙ほ裁判未決の儘なり。元來「プリンタムプ」店は吳服業を本業とし巴里に於て第三位を占め多少名を内外に知られたる者にしてヤルローゾーは吳服店の重役をも兼務せり兼務の弊又恐るべきなり。戒めずんば

ある可らず、又最近の合衆國貨幣頭の報告に據れば同國々立銀行の倒産は其設立總數の五分半にして倒産銀行財團拂戻高は負財の七割五分に達せしに他種の銀行の倒産は其總數の一割七分半に達し財團拂戻の高は四割五分に止まれり復た以て監督の効用を證するに餘りあり

第三目 監督に付き寛嚴の兩説

中央銀行其他の紙幣發行銀行及動産銀行不動産銀行等の如き一定の職務を帯び特權を有し特別の法規を奉ずる者の監督に就ては其規定粗々備はり且つ世論の定まるものありて方今殆ど論争の餘地を存せずと雖も、普通銀行の監督に就ては多少の議論なき能はず、即ち一は放任主義を採り國家の監督は實際に於て効力十分なる能はず、只徒らに其名を美にし事實行はれ難き監督を爲さんとし、公衆をして自ら取るべきの注意を怠らしむるの結果を生ずるの憾ありとし一は監督の粗漫なるより實際生ずる所の重大なる結果を見聞し銀行當事者に對し憤懣の情禁する能はず、過度に其行爲を追究せんとし極端なる干涉主義を唱ふる者なしとせず、前者論旨の實例は屢々之を我國立銀行時代に於て見し所にして、當時公衆は

嚴格論者
は感情に
ず過す可
ら

寛裕論の
根據

銀行の業務の内部當事者の技能、勤惰等を見るに精ならず、單に國立銀行は政府監督の下に在るを以て確實なりとせし事實なしとせず、彼の有名なる國立銀行延期論の主張者中にも國立の二字を惜む者少からざりしは世人の記憶する所なり獨逸に於ても斯の如きの論なきに非ず、今西曆千八百七十年六月十一日の法律理由書を見るに左の如き議論あり

公衆は政府の約束する所の監督に重きを置き爲に自己の注意を怠るの傾きあるを以て、徒らに實際行はれ得ざる監督を約束するは甚だ害あり。政府の監督は投機並に不確實なる事業を妨ぐるを得ざるは勿論却て是が爲に犧牲となる者を増すに至る、畢竟損失に對する最良の保障は各自の監督にありとす云々

又西曆千八百七十九年乃至八十年の起草に係る土地抵當銀行法案に就ても同様の意見を述べたり即ち

政府は其責任をばざる責任を負ふものにして爲に其威嚴を損し、公衆は政府の監督を信ずるが爲に若し之なくんば避けて近付かざるか、又は一層慎重の注意を以て關係したる事業に對して漫りに其資金を放下するに至り爲に損害を蒙むるを免れず云々

我國に於ては近時「宮内省御用」の五宇行はるゝこと甚だ廣く或は濫用の域に進むの感なしとせず、獨逸に於ても近時彼の「ボンメルン」銀行に對して單に帝室銀行家なる名稱に惑ひ過當の信用を置き銀行と業務の實際に立入りて其狀況を審査

要督の必
處は何の
點に起る
哉

るの念なく、漫りに之を信用し遂に大破綻を現出するに至りたるの例あり、是等は徒らに其名を美にするの弊なりと雖も、監督の寬嚴注意の深淺の如きは事業の種類、經濟上利害關係の厚薄等に依り之を區別せざるを得ず、則ち其過失誤謬の關する所單に當事者に止まる者は之を放任するも不可なしと雖も、彼の獨占事業の如きは多少の監督なきを得ず、而して其關係決して當事者及直接間接の關係者に止まらず、延ひて天下公衆の利害に及ぶ者に對しては嚴重の監督を要する哉論を俟たず、今銀行は前記第三の種類に屬す、豈に相應の監督なくして可ならん哉、而して又検査の如きは監督の最有効なる者なり、請ふ次節に於て之を説かん

第四目 検査

一 全體の占有を要す

銀行の監督中最も有効なるは検査なり、抑々検査に國家的、公的及私的の差ありて其執行に定期及臨時の別あり、蓋し國家的検査とは國家の機關を以て之を執行し、公的検査とは公許の職業に依り之を爲し、私的検査とは銀行相互間に於て之を爲し又は銀行部内に於て一組織を設けて之を爲すを云ふ、其國家的公的又は私的

たるを問はず検査擔當者が其職務執行の爲め銀行に臨む時は銀行の全部を其占有の下に置くを検査の第一義とす然らざれば各部の書類證券若くは現金を相互に融通し銀行全部の真相を見るを得ず検査の效用を全ふし能はざるは多辯を要せずして明なり例へば検査官が出納掛の検査を終り未だ貸付掛に至り其検査に着手せざるに先ち出納掛に屬する證券を貸付掛に送付し以て擔保物の欠缺を補ひ又は現金の検査を爲すに先ち出納方の現金を金櫃掛に回附するの間隙なしとせず曾て紐育に於て其例ありしは世人の熟知する所なり故に銀行の事業大にして部局多く検査の爲め數日を要し錯雜混同の憂あるときは検査員は各部の事業を停止し現金及擔保物等に封印を付し検査を進行するの必要なしとせず我國の銀行か國庫の出納を兼るは此點に於て不便なしとせず實に營業時間中に事業を停止するは一種の「クレーター」即ち霸道荒の所爲なりと雖も銀行の業務中既に腐敗黴菌の存在を認る場合に於ては其蕃殖を防ぐ爲に大手術を要するなしとせず而して大手術の爲に全身魔睡若くは局部魔睡術を施すは是れ實に已を得ざるの數なりとす然れとも検査は力めて營業を防げざる様に注意し成るべく敏捷に之

を施行し而かも粗漏なきを期せざるを得ず斯の如き結果を得るは検査員の誠實と熟練とを要するは論を俟たず彼の内部の自己検査の如きは成るべく營業時間後直ちに各部の検査に着手し假令徹宵するも明日の營業に妨害を興へざるに力めざる可らず其各部報告の如きは之を明日に譲り委員長の報告は更に一兩日を後るゝも差支へなかるべし

二 検査は豫知せしむ可らず

凡そ検査は不意なるを要す抑々検査は事實の真相を見るを目的とするものなるを以て苟も漏縫修飾を許さず受檢銀行にして豫め検査員の來るを知るに於ては例令百事整頓して特に修飾の要なしとするも多少の警戒を加ふるの情なしとせず況や特に検査を要するが如き不整理の銀行に於ておや百方其真相を隠蔽する方法を講じ検査の效用をして其大半を失はしむべきは多辯を要せず外國に於ても銀行は豫め検査の執行を探知し相互の間に共謀して現金又は證券等を融通し世俗に所謂「見せ金」の奸策を施し甚しきに至りては大膽にも検査官が甲行より乙行に至るに其乗車中に現金を隠蔽し検査官をして銀行の爲め見せ金を運搬

せしめしの奇談あり、元來斯の如きは事甚だ詭激なるに似たりと雖も、又以て爲し難きの業に非ざるなり、即ち甲銀行は豫め検査官の來るを知り悠々として「見せ金」の用意を爲し、其検査を終る哉、行員甘言を以て彼れ検査官を客室に導き茶菓、巻煙草特に大なるを要す、酷烈なるもの最も可なり呵々を饜し間に乘じ検査官の乙銀行に至る爲に乗用する車の物入に見せ金を隠し置き、其甲行を辭して乙行に到る哉、乙銀行の役員は殊に慇懃に出て迎へ、追従甘言以て先づ之を客室に導き甲行に於けるが如く之を饜し、間に乘し「見せ金」を車中より取り出し検査を受るときは、現金に極印其他の目印なきを以て検査官も其不正を看破する能はざるべし、故に検査官は斯の如き虞あるときは其検査物件が封金なるときは尙かに封袋に記號を付し置くを好しとす、現に米國に於ては或検査官が行員か擔保物の不足を補はんが爲に合衆國公債證書を甲乙兩掛の間に融通するの企圖あるを看破し尙かに之に記號を付し其奸策を檢舉したるの例あり、抑々検査員が検査の爲め畢生の力を盡すは當然のことなりと雖も、受檢銀行が其非行を隱蔽するは其利害に關すること大なるを以て、檢舉の精力も動もすれば隱蔽の巧妙に一籌を輸することなしと

せず、豈に努めざるを得ん哉

三 検査の目的

銀行検査なる者は銀行をして過誤失錯に陥らしめず其法律規則に罪を得るを豫防するの精神に出て併せて不良を懲し債權者を保護し、金融界の安全を圖り、延ひて公安を維持するの目的に出るものなれば漫に隱蔽の檢舉を以て能事とするを得ざる哉、論を竣たす其施行には多少の斟酌なきを得ざるなり、而して實際に於ては検査の時期方面の撰擇、直接間接の警戒不意の突進等種々施すへきの術ありて存す所謂黄河九曲直其中にあり

夫れ時期方面の撰擇は金融の緊縮、疏通及其圓滑を圖るに必要にして直接間接の警戒は象防矯正に効あり而して突進は一部の時弊將に傳播の兆を呈するに當り短刀直入其禍根を斷ち一面の膺懲以て全面の墜落を救ふの術なり、兩葉去らずんば將に斧柯を用ゆるの虞あり、慮らすんはある可らず、其他實地に就て施すべきの方法甚だ多し、然れども是等は固より事實の發生に隨ひ其方法を異にせざるを得ず、所謂實地問題なるを以て豫め之を筆紙に盡して難きは監督其者の素質上固

より其所とす上來論述する所の條理と事實とを玩味し運用其宜しきを得は亦以て過なきに庶幾からん

四 官府検査の缺點

抑々官府の監督は師父の嚴を以て之に臨み發すれば即ち其終を見ざるを得ず事森嚴に過ぎ圓滿なるを得ず漫に發すれば平地に波瀾を起すの虞あるを以て些少の事あるも満を持して放たす動もすれば躊躇逡巡偶々以て機會を逸し臍を嚙むの悔を遺すことなしとせず彼の獨逸の土地銀行破産に際會し検査官は久しく其真相を窮を得ず偶々禍根の伏在するを探知せしと雖も破綻を早めんことを慮り往再其矯正に着手せず終に破産の否運を見しが如きは實に前陳の好例とす加之表面官府の監督は事情通せず動もすれば外面の形式に流れ隔靴搔痒の歎なきを得ず師父の嚴固より其必要なに非るも之に加ふるに慈母の愛兄弟の情朋友の義なくんはある可らず蓋し嚴師父は苟も假借する所なしと雖も慈母は一旦過あるも救ふへきは之を救ひ其爲すなきに至りて已を得す終に之を棄つ然れども尙且つ私かに其改心を期す兄弟は骨肉の真情懇篤の注意を以て互に其過失なき

を祈り其繁榮を喜び朋友は善を攻て憚らず互に過失なきを期し其爲す可らざるに至りては絶交若くは所決を促し以て最後の手段とす是等數者相待て以て監督の效用甫めて全し慮らざるを得ざるなり輓近紐育州に於ては銀行及信託會社は一週年中官の定期検査二回自己検査役の定期検査二回通して四回の定期検査を受けるものとせり前記の州法に據る又以て検査の周到なるを證するに餘りあり

五 公的検査

又英國には「アツカオンタント」即ち計算役と號くる一種の職務ありて破産其他財團の保管賣却及諸會社組合等の帳簿等の検査に従事するを常職とし國家の公認を受け國家機關と共に銀行の検査に従事する公的業務あり此機關は他の拘束を受けることなく最も検査事務に適し頗る有效なるものにして國家機關の足らざるを補ひ監督の効力を増加するに預りて力あり其或は法律西曆千九百年の改正會社法第二十一條以下に依り會社が任命すべき検査役(オーディトル)と重複すべしと論ずる者ありと雖も是れ亦一有効の機關たるを失はず又近時合衆國に於ては交換所に検査の機能を附與すへしとの説あり是れ實に事物の關係其要を得たる

ものにして率先我國に於て之を行ひ以て方今の缺を補はんことを冀望す、又輓近キヤナダに於ては銀行に検査課を置き本支店の業務を監査し成績頗る佳良なり

六 相互及自己検査

然れとも凡そ天下の事寛嚴の分、表裏の別なきを得ず、銀行監督に於て最も然りとす、是に於て哉官府及公的検査に私的検査即ち相互検査及自己検査を加ふるの必要あり、蓋し相互検査とは例へば甲銀行の検査を乙銀行に囑託するを云ひ、自己検査とは同行内に於て検査委員を組織し、之をして行務全體を検査せしめ其成績を報告せしむるを云ふ、後者は紐育等に行はれて特功あり、前者は一見甚有効なるが如しと雖も、方今事業の範圍廣大にして其關係の繞密なる日常事業の經營上多少の秘密なきを得ず、赤々條々之を他店の眼目に曝すは令假被委囑銀行が能く秘密を守り漏洩の虞なしとするも甲銀行の爲め多少の不利なしとせず而して斯の如き検査を要する銀行は固より寒村僻地の小行に非ずして必ずや都會有數の大銀行たるべきを以て多少其行に專屬せる所の特色なきを得ず、然るに被委囑銀行は其事情に通ぜず、宜しく批難すべきも之を看過し、批難す可らざるも嘗に其外形

私的検査

相互検査
は其効力
十分ならず

の如何に依り之を批難し報告其當を得ずして世人を誘惑し、或は不測の災を醸すの因となるなきを保せず故に方今前者は殆ど其實施を見ず、然れども是れ亦一方法たるを失はず時に其利用なしとせざるなり

之に反し後者は頗る有効にして且つ行員をして銀行全體の業務を知らしむるの便あり、此方法は多く監査役が定期株式總會に向て銀行の報告を證明する爲め奥書を爲すに際し施行せらる其組織方法は行中各部より有爲の支配人若くは副支配人支配人なきときは一方を擔當する書記を撰拔し其一人を委員長とし検査事務の全體を委任し、仕拂掛の主任者は割引貸付掛の検査を擔任し、割引貸付掛の主任者は計算掛の検査に任ずると云ふが如く、互に他の掛を検査し其結果を委員長に報告し委員長は之を綜合して監査役に報告す斯の如くするときは一方に於ては各部の擔當者は武士が戰場に於て知己と鋒を交ゆるに當り大に銳氣を加ふるが如き氣合を生じ、居常大に其業を勵み小心翼々過ちなからん事を努め一方に於ては後進有爲の士に銀行全體の事業を知らしめ其進歩を容易ならしむると同時に、銀行の爲には行員の伎倆を試み前途の爲め有爲の人物を得るの便路を開き

自己検査
は甚た有
効なり

便益實に少からじ蓋し銀行は一方より之を論ずれば國民の貴重なる財産を預る者にして大に其確實を期せざる可らず然るに又一方より之を論ずれば始終直接顧客に對し所謂愛嬌的營業の一たるを免れず故に其役目は種々の方面に向て完全なる性質を備へざる可らず佛國の碩儒セニユエル氏曾て事業家の具備すべき素質を論じて曰く一、辨別力 二、程の好き事 三、確實 四、判斷力 五、沈毅冷靜 六、忠直留意 七、理想に趨らざる事 八、記憶力 九、適用力 是れ其要を得たるものにして實に銀行家の具備すべき素質たり先輩の青年銀行家を導く者は是に其標準を採らば庶幾は誤なきに近からん

第五目 株主の不注意

一 株主の冷淡

銀行の監督は之を國家及銀行自身に一任す可らず株主に於ても亦自衛の爲め銀行の爲め法律に於て許されたる權能は勿論一般に銀行業務に注意すべきを至當とす然るに獨り我國のみならず外國に於ても一般株主は頗る會社の事業に冷淡にして最近のフランクフォルト新聞の報ずる所に據れば該市二十一の著名な

る株式會行の株主總會の出席人員最も多きは五十四人にして代表株式三割六歩最も少きは僅かに六人にして代表株式は一割一步而して代表株式の最も少きは僅かに五厘に該當す是れ僅かに一株を有し株式總會に出席し漫りに詭激の言論を試み或は一種の妨害的意思を以て俗に所謂「株式殖民」をなし徒らに事を好む此弊を防ぐ爲め英國にては株式會社の取締役は其株券に付き先買權を有すとの規定ありに勝る萬々なりと雖も一般株主の會社事務に冷淡なるは蔽ふ能はざるの事實なりとす

二 英獨兩國の差違

前陳の如く株主の會社事務に冷淡なるは獨逸現行法に於て株主の一部が總會の招集を請求し取締役之に應ぜざるときは裁判所の許可を要し其手續最も複雑なるに由る然るに英國に於ては同様の場合に於ては株主自ら直ちに總會を招集することを得英法の獨法に優る論を俟たず須らく英法に倣ひ法律を改正すべしと論ずる者ありと雖も兩國に於て斯の如き差違あるは英國人民は其權利を尊ぶと同時に其義務を重し公私の行爲上殆ど義務本位に標準するの美風あるに基ひ

し強ちに法律に差違あるの結果に非ざるべし然れども英國と雖も亦完全無缺と云ふを得ず専門の語に豫備責任法即ちレゼルブ、ライエビリチーと稱し會社の廢業若くは分散のときは各株に割合ひ一定の額を醸出するものとし株主をして一層會社事業に注意せしむべしとの議論頗る勢力あり而して斯の如くするときは會社の株式を以て金融を圖ること容易ならず隨て其株式が投機者流の翫弄物なるの患を減ずることを得べしとの説亦盛なり

三 割賦に對する株主の不心得

元來株主に其原因の如何に注意せず偏へに割賦金の多からんことを望むの情あるは會社をして不法若くは投機的事業に走らしむるの一原因にして斯の如きは大に戒めざる可らず割賦大なるときは株主は之を喜ばんより寧ろ其原因を疑ひ嚴密に之が調査を爲さざる可らず其宜しく厚かるべくして厚きは固より差支へなしと雖も原因に疑あるものは固より之を矯正せざるを得ず而して其薄かるべくして薄きは即ち之を忍ばざるを得ざるは論なき耳抑々會社は永久の者にして一兩年の割賦の厚きを以て一概に喜ぶべきに非ざるなり宜しく其本を治め恒

久に其厚きを保つの基礎を定めざる可らず苟くも其原因を究めず漫に割賦の厚きを喜ぶは猶ほ樹を倒して其果實の採集し易きを喜ぶが如く又彼の蠻民が耕作の爲め文明人より種穀を得るときは直ちに之を貪食するが如く慮を缺くの甚しきものと云はざるを得ず然るに滔々たる天下比々皆是なり而して我國輓近の情況特に深憂に堪へざるものあり豈に寒心せざるを得ん哉若し夫れ單に株式價格の高低に依り喜憂を分つ者の如きは固より投機者の亞流にして社會を蝕害し災を財界に及ぼす者なり當に其排斥を要するのみならず力めて其滅盡を計らざるを得ざるなり

四 株式に對する初度の拂込を増加す可しとの説

又英國には株式會社の設立には株式に對する初度の拂込金を重くするを要すとの説あり是れ會社の濫設を防ぎ株主をして會社事業に一層深き注意を爲さしむるの一助たらざるを得ず方今我國は四分の一以上の拂込を以て會社成立の一要件とす是れ普通生産分配事業の爲には敢て間然する所なかるへきも銀行會社の爲には或は輕に失するの嫌なき能はず英國の如きは即ち會社全體に對して此

説あり亦一考の價値なしとせず我國の現行法は管に初度拂込少きのみならず一株の金額も亦少きに失するに似たり獨逸の如きは其弊を慮り之を一十馬とす佛國は往時二十萬法以上の會社は百法其以上は五百法とせしと雖も西曆千八百九十三年俗論勢を得て二十萬法以下は二十五法其以上は百法となれり斯の如きは是れ立法上の退歩と云はざるを得ざるなり

五 株主の權利に關する我國の現行法

我國の商法第六十條第二項は株主の總會招集請求の事同第七十八條は株主より取締役第八十七條は監査役に對する訴訟提起の事同第七十一條第九十一條は株主の書類閲覽の事を規定し法律は會社の督監に對し株主に相當の權能を與ふ故に株主は之を利用し國家と共に會社の監督を爲し之をして過ちなからしめんことを要す然るに一般株主は平時に於ては會社事務に對し意外に冷淡にして一旦破綻生するに方りては狼狽是れ事とし驚愕措く所を知らざるの場合少しとせず而して權能濫用の弊は却て之なきに非ざるなり又會社に於ては此弊を恐れ株式を有力なる或一方に集中せんとするの情なしとせず是れ亦た常に不

可なしと云ふを得ず單に常識を以て之を論ずれば株式は相應に之を分配し國家の監督と株主の注意とに依り會社の足らざる所を補ふを以て最も安全なる方法とす

第三章 結論

銀行事業の經營管理及監督に就て注意せざる可らざるは既論の如し而して其發達は各國其趣を異にし我國は之を先進諸國の例に鑑み發達の方針を特設銀行に取れり然るに銀行事業の最も發達したる英國は特設銀行法に依らず普通の銀行に於てキャッシ、クレジット即ち保證貸の如き方法を開き實際に於ては農業銀行及工業銀行の事業を併營し米國亦信託會社の設けありて信用機關を區別すること恰も船舶に二重底を設け各部を隔離し一部破壊の影響を成るべく他に及ぼさるゝを計るか如し而して兩國共田舎に於ては貯蓄銀行亦多少農業信用に關係す其實あれは其名を慕ふを要せずと雖も分業法の美なる亦論なきなり我國に於ては特設銀行頗る其功を奏し今日勸業銀行及農工銀行なからん乎不動産抵當の

名義に依
らざる自
然の發達

我國銀行
事業發達
の傾向

根底の誤
るべしに恐

貸付にして普通銀行に附着するもの一層多額にして大體に於て銀行事業の善良なるを得ざる哉疑を容れず、方今商業銀行の貸付に於て多少解放の實あるは特設銀行の効用なりと云ふを得べし、興業銀行は其設立日尙ほ淺く未だ劇かに其眞價を見るに至らずと雖も行動其當を得は近き將來に於て我銀行界の面目を一新するや疑を容れず然れとも不幸濫用の弊を見るに於ては其害之なきに勝るものなしとせず豈に愼まざる可ん哉元來興業銀行の目的に既説の如く主として工業發達の爲め株式の拂込を容易にし以て既成會社の事業の擴張を幫助するにあり然るに若し之を以て不良會社の株式價格の維持に特効ありとするか如きの説あらは實に誤解の甚しきものにして大に戒めざるを得ず凡そ天下の災其末を誤る者は輕しと雖も其本を誤まる者は甚だ重し愼まざるを得ざるなり夫れ金融機關は猶ほ運輸機關の如く、單に汽車を以て之を爲す能はず又單に汽船を以て之を爲すを得ず馬車、牛車、大八車、手車等之に添ひ大小の端艇亦之に伴はざるを得ざるは論なく、各自其分を守り汽車は汽車たり汽船は汽船たらすんはある可らず、其他大小の舟車亦然り抑々特設は分業を目的とす其分限を亂るに於ては分業の功なくし

て却て害あり、何となれば事其目的に副はず、業其組織に應せされはなり豈に愼まざる可ん哉

第二編 第三卷 終

坤大尾

財政と金融附録目録

甲 種

第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係……………	一
第一號の二 英米の詳況……………	一五
第二號 東京興信所……………	五八
第三號 有價證券當座保護預規程……………	六三
第四號 トレンス法の内容……………	七四
第五號……………	一二九

乙 種

第一號 「ルービイ」貨の需用と銀の輸入……………	一四九
第二號 佛國流通貨幣額面の大小……………	一五〇
第三號 本年七月一日の各國正貨準備の有高……………	一五〇

財政と金融坤の附録

甲種

第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係 (大藏省の調査)

西曆千九百年 年首現在	佛蘭西銀行		澳匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
一 月	七四、九四六、一九一	四、五	三八、七二、〇〇〇	六、五	三、〇一〇、〇〇〇	五、〇
二 月	八八、四、六二三	三、四、〇	四八五、〇〇〇	五、〇	二六、〇〇〇	四、五
三 月	二、九一九、八九三	三、五	八〇五五、〇〇〇	四、五	二六三、〇〇〇	四、〇
四 月	四、八四二、七〇五	三、〇	一、八八九、〇〇〇	三、〇	二〇六、〇〇〇	三、〇
五 月	三、七五四、六三六	三、〇	六九、〇〇〇	三、〇	六三、〇〇〇	三、〇

甲一號の一

月	佛蘭西銀行		澳勾銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	二、九七四、六一九	〃	九五、〇〇〇	〃	五二、〇〇〇	〃
七月	二、八〇三、〇二二	〃	一五六、〇〇〇	〃	九四、〇〇〇	〃
八月	二、六八九、一五一	〃	一六、〇〇〇	〃	三、〇〇〇	〃
九月	六二二、〇五四	〃	一四〇、〇〇〇	〃	三七、〇〇〇	〃
十月	一、〇九三、六八八	〃	三八、〇〇〇	〃	七〇、〇〇〇	〃
十一月	一、二七九、一四一	〃	三九四、〇〇〇	〃	九七、〇〇〇	〃
十二月	五六九、一三六	〃	二九、〇〇〇	〃	六八、〇〇〇	〃
同千九百一年	九三、五六二、〇〇〇	三〇	三八、三三五、〇〇〇	四、五	二、九四三、〇〇〇	四、〇
一月	五九三、九四八	〃	七五、〇〇〇	〃	二九、〇〇〇	〃
二月	一、一九八、八三	〃	三六五、〇〇〇	廿八日	一九、〇〇〇	〃
三月	一六一、二〇一	〃	一五八、〇〇〇	〃	六〇、〇〇〇	〃
四月	二、三七八、六七八	〃	二二九、〇〇〇	〃	六、〇〇〇	〃

月	佛蘭西銀行		澳勾銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	九〇五、五二四	〃	九七、〇〇〇	〃	三三、〇〇〇	〃
六月	九二、〇三二	〃	四、〇〇〇	〃	五五、〇〇〇	二十日
七月	三九四、三三四	〃	二七五、〇〇〇	〃	三五、七〇〇	〃
八月	五三七、六七七	〃	一、三一九、〇〇〇	〃	一一一、〇〇〇	〃
九月	二、二〇二、四一八	〃	三七五八、〇〇〇	〃	〇	〃
十月	三二七、六八一	〃	一四九三、〇〇〇	〃	四八、〇三三	〃
十一月	三、三三三、八七一	〃	一〇四、〇〇〇	〃	六八、〇〇〇	〃
十二月	四〇三、三五五	〃	一、〇九二、〇〇〇	〃	四九、三三四	〃
同千九百二年	九一、九五九、四八一	三、〇	四六、六二八、〇〇〇	四、〇	三、〇六五、三三三	三、〇
一月	三八三、四四二	〃	四四三、〇〇〇	〃	六八、〇〇〇	〃
二月	一、八一、一五三	〃	八三一、〇〇〇	六日	三、三三四	〃
三月	二、〇四八、六三三	〃	一、〇二五、〇〇〇	〃	六、六六六	〃
四月	六五八、四四〇	〃	九〇七、〇〇〇	〃	五、三三三	〃
五月	一三九、三〇二	〃	五五、〇〇〇	〃	六八、六六七	〃

		佛蘭西銀行		澳匈銀行		白耳義銀行	
		金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	月	一九二、四二二	〃	二四、〇〇〇	〃	一七、三三三	〃
七月	月	八二二、九六三	〃	一九七、〇〇〇	〃	一四九、三三三	〃
八月	月	一、三六五、八三〇	〃	一、〇六二、〇〇〇	〃	九六、〇〇〇	〃
九月	月	一、二〇〇、三八九	〃	六四三、〇〇〇	〃	五〇、六六六	〃
十月	月	二、三八七、六九一	〃	二五、〇〇〇	〃	一一二、六六六	〃
十一月	月	三二五、三四四	〃	五二二、〇〇〇	〃	一六、〇〇〇	〃
十二月	月	九六五、六八七	〃	二〇六、〇〇〇	〃	一〇四、〇〇〇	〃
同千九百三年	十二月	一〇〇、七八八、四〇七	三、〇	四六、五三九、〇〇〇	三、五	二、九八八、六六七	三、〇
一月	月	二〇二、二四〇	〃	二一〇、〇〇〇	〃	二三四、〇〇〇	〃
二月	月	一一三、二五一	〃	四一、〇〇〇	〃	六六六	〃
三月	月	一九九、七〇九、四五四	〃	一二五、〇〇〇	〃	二六、〇〇〇	〃
四月	月	二〇一、二三四、一七七	〃	一八五、〇〇〇	〃	一一一、三三三	〃

		同千九百四年		同千九百三年	
		金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	月	二二六、四二三	〃	一四七、〇〇〇	〃
六月	月	四六九、五四二	〃	三二四、〇〇〇	〃
七月	月	一、九四八、二五〇	〃	四四三、〇〇〇	〃
八月	月	二二一、五二五	〃	七〇〇、〇〇〇	〃
九月	月	三、三三四、一二二	〃	六〇八、〇〇〇	〃
十月	月	二、一九八、〇三六	〃	一五〇、〇〇〇	〃
十一月	月	八一三、四六八	〃	三五〇、〇〇〇	〃
十二月	月	一、四一九、六九二	〃	五一〇、〇〇〇	〃
同千九百四年	十二月	九四、四八一、五六九	三、〇	四六、四八五、〇〇〇	三、五
一月	月	六七九、〇二八	〃	一四七、〇〇〇	〃
二月	月	二八、二八七	〃	三八三、〇〇〇	〃
三月	月	七二六、二八七	〃	三五六、〇〇〇	〃
四月	月	二、六九六、九七一	〃	一一一、〇〇〇	〃
五月	月	一、二一〇、六九五	〃	二七五、〇〇〇	〃

月	佛蘭西銀行		澳匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
六月	一、六五二、二七一	//	九一、〇〇〇	//	五四、〇〇〇	//
七月	二、二八四、四六九	//	一、六八、〇〇〇	//	一八、〇〇〇	//
八月	一、二〇三、〇六五	//	二一、〇〇〇	//	五八、〇〇〇	//
九月	一、八一九、〇六〇	//	四九二、〇〇〇	//	一六四、六六六	//
十月	一、三九八、六七九	//	五二〇、〇〇〇	//	二五、三三四	//
十一月	二、四六一、五二五	//	六四〇、〇〇〇	//	六九、三三四	//
十二月	四七一、三四七	//	四五四、〇〇〇	//	三九、三三四	//
同千九百五年	一〇六、三四四、二八二	三、〇	四八、四二三、〇〇〇	三、五	三、二六八、六六七	三、〇
一月	一、三六三、九四九	//	二二、〇〇〇	//	三三、三三四	//
二月	五、二二九、二四二	//	一一、〇〇〇	//	四六、〇〇〇	//
三月	三六七、一七三	//	三〇、〇〇〇	//	四、六六六	//
四月	七二三、五八七	//	二六二、〇〇〇	//	一〇、六六六	//

月	佛蘭西銀行		澳匈銀行		白耳義銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
五月	二、八九八、八四三	//	四三、〇〇〇	//	四三、三三三	//
六月	八六〇、四〇〇	//	五七七、〇〇〇	//	七二、六六七	//
七月	三、五四九、八六六	//	二二一、〇〇〇	//	三三、六六七	//
八月	一、五〇九、五八八	//	三九三、〇〇〇	//	三、三三三	//
九月	一、三二二、一〇四	//	六五八、〇〇〇	//	四四、六六六	//
十月	二、〇八三、五一八	//	六四五、〇〇〇	十七日	一〇、六六七	廿一日
十一月	九七六、六九五	//	七四、〇〇〇	//	二、〇〇〇	//
十二月	五一八、九九三	//	六〇二、〇〇〇	//	一四、六六七	//
同千九百六年	一一五、一三三、三〇二	三、〇	四四、八六五、〇〇〇	四、五	三、二四六、六六七	//
一月末	一、二〇二、四七八	//	六〇一、〇〇〇	//	一五八、六六六	//
二月末	一、〇七二、一三三	//	三八七、〇〇〇	//	一三四、六六七	//
三月末	一、九〇三、三七九	//	二三六、〇〇〇	//	一一八、〇〇〇	//
四月末	二、六三七、一六九	//	一六八、〇〇〇	//	一九〇、〇〇〇	//
五月末	一、八九五、八九八	//	三九三、〇〇〇	//	二、六六七	十五日

佛蘭西銀行	金所有高増減		利率及日附	澳匈銀行	金所有高増減		利率及日附	白耳義銀行	金所有高増減		利率及日附
	増	減			増	減			増	減	
六月末	三二一、一四四			二三八、〇〇〇		六日	四〇	五二六、六六六			
七月末	一〇四、五二六			一三二、〇〇〇				六三三、三三三			
八月末	一九〇、三八〇			八九、〇〇〇				九八、〇〇〇			
九月末	一九四、〇〇六			九四、〇〇〇				一四四、〇〇〇			
十月末	二、二七七、六七二			一三五、〇〇〇		三日	四五	二二四、〇〇〇			廿五日
十一月末	二、二四六、〇一九			六四、〇〇〇				二五、三三三			
十二月末	二、〇三九、三六四			三三五、〇〇〇				一八八、六六六			十三日
同千九百七年	一〇八、二三〇、〇四七			四六六、〇九〇				三、一五、三三三			四〇
一月末	二、三九二、九二七			一九、〇〇〇				一三、一三三			
二月末	三六四、四一七			一八一、〇〇〇				三三、〇〇〇			
三月末	一、三〇四、五四六			一、〇三三、〇〇〇				二一、三三三			十六日
											四、五

露西亞銀行	金所有高増減		利率及日附	和蘭銀行	金所有高増減		利率及日附	伊太利銀行	金所有高増減		利率及日附	西班牙銀行	金所有高増減		利率及日附
	増	減			増	減			増	減			増	減	
十一月	一、三三五、〇〇〇														
十二月	一、四七三、〇〇〇														
同千九百	六九、三九二、〇〇〇														
一月	一、五二〇、〇〇〇														
二月	一八二、〇〇〇														
三月	一、七五六、〇〇〇		四、五												
四月	八二二、〇〇〇														
五月	三八三、〇〇〇														
六月	二〇九、〇〇〇														
七月	四五三、〇〇〇														
八月	二六二、〇〇〇														
九月	二、四九〇、〇〇〇														

月	百同											
	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九
露西亞銀行	七二,〇〇〇	二,八三八,〇〇〇	一,三三二,〇〇〇	七六,一六八,〇〇〇	一五五,〇〇〇	六七二,〇〇〇	二,六九四,〇〇〇	三,四一九,〇〇〇	一,三〇六,〇〇〇	四一,〇〇〇	四,一七九,〇〇〇	九七,〇〇〇
和蘭銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊太利銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西班牙銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

月	百同													
	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	
露西亞銀行	三七五,〇〇〇	四,一四五,〇〇〇	三,三四四,〇〇〇	四,三六四,〇〇〇	八五,一八五,〇〇〇	八六五,〇〇〇	五,三〇二,〇〇〇	一,七七五,〇〇〇	五,四二七,〇〇〇	二,四四五,〇〇〇	六,九三五,〇〇〇	八九〇,〇〇〇	一,四〇一,〇〇〇	二,二〇四,〇〇〇
和蘭銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊太利銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西班牙銀行	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

		百同												
		五年九						十年九						
		十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	
露西亞銀行	金所有高増減	一,九二一,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	一,三三七,〇〇〇	一,〇二一,三六〇	一,七三九,〇〇〇	二,四七九,〇〇〇	一,〇二六,〇〇〇	二,九八四,〇〇〇	三,四九九,〇〇〇	一,〇〇二,〇〇〇	三,八六五,〇〇〇	三,五三七,〇〇〇	
	利率及日附	〃	〃	〃	五,五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	和蘭銀行	金所有高増減	四〇,五〇〇	八,二〇〇	九四,三〇〇	五,六三三,三〇〇	二〇八,六〇〇	一七,四〇〇	七五,九〇〇	六七五,六〇〇	三八,七〇〇	四一〇,七〇〇	二一五,三〇〇	
		利率及日附	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊太利銀行	金所有高増減	四四,〇〇〇	七,〇〇〇	五八,〇〇〇	三三,一七〇	一九九,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	六二〇,〇〇〇	四七九,〇〇〇	七六,〇〇〇	一七九,〇〇〇	四四三,〇〇〇		
	利率及日附	〃	〃	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	西班牙銀行	金所有高増減	三三,〇〇〇	四三,〇〇〇	二七,〇〇〇	一四八,九七〇	一七,〇〇〇	三三,〇〇〇	四,〇〇〇	一三四,〇〇〇	七,〇〇〇	三三,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四二,〇〇〇
		利率及日附	〃	〃	〃	四,五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

		百同													
		六年九						十年九							
		九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
露西亞銀行	金所有高増減	二八〇,〇〇〇	三〇,二一〇	四四五,〇〇〇	三二八,〇〇〇	一一五,二四三	一一,六三三	九,〇〇五	一九七〇,〇〇〇	二,五七二	四,六七八	一三,七一四	一,六一三	二四六,〇〇〇	
	利率及日附	〃	〃	六,五	七,〇	〃	八,〇	〃	七,五	〃	〃	六,五	〃	七,五	
	和蘭銀行	金所有高増減	一,〇〇〇	三,〇〇〇	九〇〇	六六,〇三〇	三,五〇〇	二一八,二〇〇	三三三,三〇〇	五八四,七〇〇	五二,七〇〇	七〇〇	一,四〇〇	一,三〇〇	六四〇
		利率及日附	〃	〃	三,〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四,五	〃	〃	〃
伊太利銀行	金所有高増減	一九一,〇〇〇	一五八,〇〇〇	一,一四五,〇〇〇	八二四,〇〇〇	二六,八六九	一,三九〇	一,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	六三,〇〇〇	二二五,〇〇〇	四二六,〇〇〇	六六二,〇〇〇	四九,〇〇〇	
	利率及日附	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六,〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	西班牙銀行	金所有高増減	二二,〇〇〇	三三,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇
		利率及日附	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

甲一號の一

金所有高増減 利率及日附	露西亞銀行		和蘭銀行		伊太利銀行		西班牙銀行	
	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附	金所有高増減	利率及日附
十月末	二,二二〇,〇〇〇	"	二,三〇〇,〇〇〇	五,〇	一,〇九七,〇〇〇	廿二日	五,五	
十一月末	一,二〇九,〇〇〇	"	二〇〇	"	七八四,〇〇〇	"	"	
十二月末	三,八四九,〇〇〇	"	四,五〇〇	"	一二一,〇〇〇	"	"	
同千九百零七年	二一七,九〇四,〇〇〇	"	五,五三六,〇〇〇	"	三二,八八八,〇〇〇	"	"	
一月末	一四七,〇〇〇	"	五三,〇〇〇	"	三〇八,〇〇〇	"	"	
二月末	一,〇三三,〇〇〇	"	三,二〇〇	"	三七二,〇〇〇	"	"	
二月末	五七二,〇〇〇	"	三九九,一〇〇	十二日	一〇七,〇〇〇	"	"	

二

第一號の二 (英米の詳況)

英倫銀行

日本銀行の調査に據る

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
千九百零年 年首	六〇〇	十一日	二九,三四二,三六七	<p>月初來内地ヨリ資金ノ回歸ト海外ヨリ正貨ノ輸入トアリタルカ爲ニ金在高ナ増加セリ而シテ米國ヨリノ輸入ニ係ルモノ最モ多ク月中約三百萬磅ニ上レリ、市場ノ金融ハ極メテ緩漫ナリ月初軍事公債募集ノ風説傳ハリテ市中割引歩合ハ多少ノ引締リヲ告ケシモ資金ノ潤澤ナル結果再ヒ引緩ミシニ月末ニ至リ稍々引締リタリ、英倫銀行ノ金在高ハ既ニ非常ナル巨額ニ上リ此上之ヲ増加スルノ必要ナキカ故ニ同行ハ外國貨幣ノ買入價格ヲ引下ケタリ、本月中金輸入ノ主ナルモノハ露國ヨリノ五十萬磅ニシテ其他ニ見ルヘキモノナシ</p> <p>月初軍事公債三千萬磅募集ノ報ト共ニ市場ノ金融ハ緊縮ノ狀ヲ呈シ英倫銀行ノ貸出増加セリ然レトモ該申込金ノ再ヒ市場ニ撒布セラル、ト共ニ稍々引緩ミタリ、本月中英倫銀行ノ金輸入超過額ハ約十萬磅ニ上レリ、獨逸ニ於ケル對英爲替ハ騰貴シ大陸市場ハ概シテ割引歩合上騰セリ</p>
一月	五〇〇	十八日	六一,五九五六四	
二月	四〇〇	廿五日	四七,〇二〇	
三月	四〇〇		八四,二〇五四	

甲一の二號

一五

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
四月	四〇〇	廿四日	二、七九三、四八五	政府支拂金ノ爲ニ月初金融緩漫ナリシモ後チ引締リタリ、蘇國ニ向テ資金ノ放出始マレリ
五月	三五〇	廿四日	八一七、四四三	月初金融非常ニ緊縮ヲ告ケタルモ月半ニ至リテ形勢一變セリ南阿ニ向テ可ナリ金ノ輸出アリタルニ拘ラス露國ヨリ百萬磅ヲ輸入シタルカ爲ニ英倫銀行ハ金所有高チ増加セリ
六月	三〇〇	十四日	四八八、一六六	月初ハ金融甚タ緩漫ナリシモ月半ニ至リ稍々引締リノ氣味アリ、本月獨逸ノ金融界ハ非常ニ逼迫シテ殆ト恐慌ニ近ツカントシ之カ爲ニ倫敦ニ於ケル對獨及對佛爲替ハ共ニ不順ヲ告ケタレハ英倫銀行ハ獨佛金貨ノ賣買價格ヲ引上ケシニ拘ラス其効少クシテ巨額ノ金ハ是等二國ニ向テ流出セリ然レトモ英倫銀行ハ露國ヨリ五十萬磅ヲ輸入シ又同額ノ金ヲ印度政府特設資金中ヨリ解放シタルカ故ニ結局尙ホ約五十萬磅ノ金チ増加シタリ
七月	四〇〇	十九日	二、〇〇二、五四五	月初金融緩漫ナリシモ巴里ニ對スル金ノ輸出息マス又支那ニ於ケル政治的不穩ノ報ヲ傳ヘテ後ハ引締リタリ、本月中英倫銀行カ佛國ニ向テ輸出シタル(博覽會ノ爲メ)モノ約百二萬五千磅ニ上リ獨逸ニ向テ輸出シタルモノ四十四萬磅以上ニ達シタルニ拘

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
八月	四〇〇		三、七三〇、六四四	ラズ輸入ノ一方ニ於テハ濠洲及埃及ヨリセルモノ僅ニ三十八萬三千磅アリシノミ
九月	四〇〇		七三七、一九一	北米合衆國ヨリ續々金ノ輸入アリタリ然レトモ是レ全ク人爲的作用ニシテ爲替作用ニアラス
十月	四〇〇		三、六八二、五三五	紐育ヨリ金ノ輸入アリタレト國庫債券五百萬磅ノ買上ケ及多額ナル政府支拂金ノアリタルトニ依リ金融ハ緩漫ナリシニ拘ラス市中割引歩合ハ引緩マサリキ、月末ニ於テ歐洲大陸ニ向ヒ金ノ輸出アリシモ月初多額ノ輸入アリタルカ爲ニ結局英倫銀行ハ金所有高チ増加セリ
十一月	四〇〇		五七二、八六五	對米爲替低落ヲ告ケテ金ノ輸出ヲ促カセシモ紐育ハ他ノ市場ヨリ金チ輸入シ又印度ヨリ倫敦ニ向テ輸送中ナリシ金チ紐育ニ仕向ケタルカ爲ニ結局倫敦ヨリノ輸出ハ少許ニ過キサリキ然レトモ前月末ヨリ本月ニ亘リ獨逸ニ向テ金ノ輸出アリ(獨逸帝國大藏省證券拂込ノ爲メ)、月中英倫銀行カ金チ海外ニ輸出シタル額二百五十萬磅ニ達セリ、佛國爲替低落ス

例ニ依リ月初愛蘭蘇格蘭ニ向テ金ノ放出アリ後チ回歸セシモ月末ニ至リテ再ヒ内地ニ向テ放出アリ又英倫銀行ハ月中引緩キ金チ海外ニ輸出セシナリ以テ同行ノ準備ハ減少セリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十二月	四〇〇		三、三二〇、八五八	<p>金融ハ少シク緩和セシモ割引歩合ハ手硬シ、歐洲大陸爲替ハ概シテ逆調(伯林ノ金融ハ非常ニ急迫セリ)印度ニ於テモ金利騰貴シ印度爲替昇騰シ英倫銀行ハ金所有高チ減少セリ</p> <p>歐洲大陸及印度ニ向テ金ノ輸出アリ、米國ヨリ金輸入ノ風説アリシモ實際ハ僅ニシテ其多クハ倫敦ニ來ラズシテ却テ巴里ニ流入セリ獨逸ノ金融緩和シ獨逸帝國銀行ノ準備金増加ス</p> <p>納税額巨額ニ上リ金融緊縮ハ、外國爲替ハ恢復(獨佛兩市場ノ金利ハ低落)巴里ヨリ巨額ノ金ヲ輸入セリ(巴里ハ露國ヨリ金ヲ輸入セリ)</p> <p>外國爲替ハ恢復シ地方ノ商業ハ不況ニシテ内地ニ對スル現金ノ需要ハ減却シタルニ拘ラス納税及公債拂込等ノ影響ニ依リテ金融ハ手硬カリシ、英倫銀行ハ主トシテ南米ニ向テ金ヲ輸出セシモ結局金ノ輸入超過チ示セリ</p> <p>豫算案ノ發表、公債募集等ノ爲ニ金利ハ硬強、米國ニ於テハ商況甚タ活潑ナルニ拘ラス金利ハ可ナリニ安ク、巴里ハ資金潤澤ニシテ外國有價證券モ投資センコトチ努メ、獨逸モ亦金融緩和ナリシ</p>
千九百一一年年首	四〇〇		二八、五四一、一六三	
一月	五〇〇	三日	四、一二二、一五	
二月	四五〇	廿七日	三、九五、六六七	
三月	四〇〇		三二五、九二〇	
四月	四〇〇		三、四、六五一	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
五月	四〇〇		一九六、七二	<p>去月來蘇格蘭及其他ノ地方ニ向テ資金ノ移動アリ、英倫銀行ニ金準備チ減少セシモ月末ニ至リテハ資金ノ内地ヨリ回歸シタルト金ノ輸入トニ由リテ再ヒ金準備チ増加シタリ、巴里ニ於テハ露國公債ノ募集アリ而カモ之ニ關聯シテ倫敦ヨリ巴里ニ向テ金ノ輸送サレタルモノナカリシモ巴里銀行家ハ倫敦手形ノ外ニ組育手形チ所有シテ既ニ組育ヨリ金ヲ取寄セタリ</p> <p>金ノ輸入、資金ノ回歸、商況不振ノ結果資金需要ノ減少等ノ原因ニ依リ金融市場閑散、紐育、巴里、伯林、維納、皆金融緩和</p> <p>金融ハ手硬シ、月末ニ於テハ夏季休日ノ影響ニテ英倫銀行ハ巨額ノ資金チ内地ニ散出セリ、市場ヨリ歐洲殊ニ澳太利、匈牙利ニ向テ金ヲ輸出セリ(同國ニ於テ金貨本位採用ノ爲メ)</p> <p>地方ヨリ資金ノ回收アリ、歐洲大陸爲替ハ概シテ順ナリシモ實際大陸ヨリハ金ノ輸入ナカリキ、月中英倫銀行ハ約二百萬磅チ海外ヨリ輸入セシカ其中ノ大部分ハ印度及濠洲ヨリセリ、引續キ市場ヨリ金チ澳太利ニ向テ輸送セリ</p> <p>前月末ヨリ金融緩和ノ趨勢チ示セリ、英倫銀行初メ歐洲各中央銀行何レモ皆多額ノ金チ所有シ居リ而カモ一般ノ商況ハ甚タ沈靜ナルカ故ニ金ノ移動極メテ小ナリ</p>
六月	三五〇	六日	二、三四七、六二	
七月	三〇〇	十三日	一、〇三三、五二七	
八月	三〇〇		一、〇九七、三二六	
九月	三〇〇		一、二二七、四四四	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十月	四〇〇	三十一日	三、九八三、一六八	金融ハ緩漫ナリシモ割引歩合ハ手硬カリキ、歐洲大陸爲替ハ低落シ金利ハ倫敦ニ比シテ遙ニ高位ニアリ、市場ハ澳獨二國ニ向テ金ヲ輸出セシカ英倫銀行モ亦獨逸、埃及、南米諸國ニ向テ金ヲ輸出セリ
十一月	四〇〇		二、八四二、四六六	歐洲大陸爲替殊ニ巴里爲替非常ニ低落ヲ告ケ金ノ輸出大ナリ是ニ於テ乎英倫銀行ハ前月末日ヲ以テ其割引歩合ヲ四歩ニ引上タリ（其後紐育ヨリ巴里ニ向テ巨額ノ金ノ輸出アリ）月末ニハ金ニ對スル需要減退セリ
十二月	四〇〇		三、三〇五、六七七	歐洲大陸ノ金ニ對スル需要ハ稍々減退セシモ月中年來資金トシテ内地ニ向テ散出シタル金ノ巨額ニ上リタル爲メ英倫銀行ハ大ニ其準備ヲ減シタリ
千九百二年 年首	四〇〇		三、三〇六、六〇〇	金融緩漫英倫銀行ニ於ケル金ノ移動ハ極メテ少ナク僅ニ少額ヲ海外ニ輸出シタルノミ然レトモ市場ニ於テハ地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要甚大ナリ、獨逸ノ金利ハ商況不振ノ爲ニ低落シ、巴里ノ利モ亦低落ス
一月	三五〇	二十三日	四、五五二、一七七	月中續々トシテ金ハ内地ヨリ回歸シ又英倫銀行ノ金ノ輸出入ノ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
二月	三〇〇	六日	一、二三五、五〇六	ニ於テハ輸入超過トナリタリ然レトモ市場ニ於テハ地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要ハ繼續セリ
三月	三〇〇		一、七四九、五一〇	前月中内地ハ巨額ノ金ヲ失ヒタル結果再ヒ内地ニ向テ資金ノ散出アリ、金利騰貴ス、地金ニ對スル佛國ノ需要繼續スルモ和蘭ヨリ英貨ノ輸入アリ
四月	三〇〇		一、七六九、〇〇一	英倫銀行ノ金在高ハ月初來資金ノ回歸ト金ノ輸入トニ依リテ増加ノ一方ニアリシモ月末ニ至リテ蘇格蘭ニ向テ散出セシヲ以テ結局多少ノ減少ヲ告ケタリ、外國爲替ハ順、地金ニ對スル歐洲大陸ノ需要ハ減退セリ、埃及及其他ヨリ英貨ノ輸入アリタリ
五月	三〇〇		一、八、九四二	外國爲替ハ順、巴里爲替ハ騰貴（恢復）シテ同地ニ向テ金ノ輸出ヲ差止メタリ
六月	三〇〇		一、八三三、一六二	金融大ニ緩和、海外ヨリ續々金ノ輸入アリ、英倫銀行ハ市場ニ流入シ來ル金ヲ悉ク吸收セリ、南阿、印度、和蘭等ヨリ輸入シタル金ハ二百萬磅以上ニ上リ之ニ反シテ南米ニ向テ輸出シタル額ハ極メテ少額ニ過キサリキ
七月	三〇〇		一、四七、二九〇	前月末ニ於テ市場カ英倫銀行ヨリ借入レタル資金ノ全部ヲ本月中ニ返済スルコト能ハス、月中金利ハ手硬ク保合ヒタリ、佛國公債借換ノ報ト共ニ佛國爲替ハ低落シ佛國銀行家ハ資金ヲ倫敦

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
八月	三〇〇		四、八七二	ヨリ回收シ爲ニ英倫銀行ハ地金ヲ吸收スルコト能ハス 資金ノ供給少ナク市場ハ英倫銀行ヨリ多大ノ助力ヲ仰キタリ、 月初金融ハ暫ク小康ヲ告ケシモ既ニシテ内地ニ向テ金ノ散出ス ルアリ又コンソル公債ノ拂込アリ爲ニ再ヒ逼迫ヲ告ケタリ尤モ 佛國爲替ノ恢復金ニ對スル歐洲大陸ノ需要ノ杜絶、海外市場(紐 育ナ除キ)金利ノ低落等金融ナシテ緩和セシムベキ原因ナキニ アラサリシモ竟ニ逼迫ノ大勢ヲ動カスニ至ラサリキ、紐育ニ於 テハ農作物出廻資金ノ需要ノ爲ニ金融甚シク緊縮ヲ告ケタリ
九月	三〇〇		五、七五七九〇	月初金融稍々緩和ノ狀ヲ呈セシモ資金ノ供給甚々少ナク且ツ紐 育ニ於ケル一般金融界ナシテ警戒ノ態度ニ出テシメタリ、月中 英倫銀行モ亦金ヲ失ヒシカ重モナル需要地ハ歐洲大陸、埃及、 南米及合衆國ナリ、歐洲大陸市場ハ一般ノ金融緊縮ノ傾向ヲ呈 シタリ
十月	四〇〇	二月	三、二六一、六三四	英倫銀行ハ其準備力非常ニ減少シタルヲ以テ利子ヲ引上ケシモ 亦進テ長期手形ノ割引ヲ決定シタルヲ以テ其後市場ハ緩和セリ 然レトモ其緩和ハ寧ロ人爲的ナリ、外國爲替ハ下落、歐洲大陸 市場ノ金融ハ引締ル、月中英倫銀行ハ埃及南米及歐洲大陸ニ向 テ納二百萬磅ノ金ヲ輸出セリ

千九百三年 年首	十一月	十二月	一月	二月	三月
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
一、三三、七四三	三、七八、〇五四	七九、六七六、八一七	四、六〇五、九四一	一、六六二、七三八	一、六三六、八六九
前月ニ於テ英倫銀行金利ノ引上ケ、外國爲替ノ不順、英倫銀行 ノ金輸出等ニ拘ラス前項ノ理由ニ依リ加フルニ汽船會社合同ノ 爲メ資金ノ紐育ヨリ入來ルアリテ可ナリ緩慢ヲ告ケタリ然レト モ月末ニ至リ年末金融ノ緊縮ヲ見越シテ金利稍々強硬ノ狀ヲ呈 シタリ英倫銀行ハ約百五十萬磅ヲ海外ニ輸出セシカ其内重ナル モノハ南米及埃及ナリ	月初米國汽船會社合同ニ關聯シテ巨額ノ資金支拂ノ豫想ノ爲ニ 金融一時緊縮セシモ其支拂ト共ニ緩和セシカ英倫銀行ノ所有手 形ノ満期、金ノ海外流出等ノ爲ニ再ヒ引締レリ、金輸出先ノ重 ナルモノハ南米及埃及ナリ	英倫銀行ハ内地ヨリ回歸シタルト金ノ輸入トニ依リテ著シク其 金在高ヲ増加シタリ	金融ハ緊縮、英倫銀行金在高ノ増加セシハ一ニ資金ノ内地ヨリ 回歸シタルニ由ル然レトモ巨額ノ英貨ハ南米ニ向テ散出セリ	金融ハ依然緊縮、金ノ輸入ヲ増加シタル理由ハ英倫銀行力金塊 買入價格ヲ引上ケント又本月中旬ヨリ獨逸金貨ニ對スル買入價 格ヲ引上ケテ獨逸金貨ヲ吸收シタルニ由ル、三月末ノコト、テ	

西曆年月日	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
七月			一、八五〇、三三三	
六月	三〇〇	十八日	一、八五八、九五七	歐洲大陸ノ金融ハ概シテ緊縮、和蘭ヨリ佛國及英國ニ向テ金ノ移動アリ 金融漸ク緩和ス、月初來英倫銀行ハ續々海外ヨリ金ノ流入シタルニ拘ラス資金ノ内地ニ向テ放出シタルカ爲ニ殆ト月半マテ其金在高チ減少スルノミナリシカ爾後資金ノ回歸ニ依リテ金在高チ増加セリト雖モ結局月末ニ比シテハ多少ノ減少チ告ケタリ ツランスウヴァール公債ノ募集ハ一時金融ヲ引締メタレトモ外資ノ輸入アリタル爲ニ後チ引緩ミタリ、英倫銀行ハ南阿及其他ヨリ輸入セル總テノ金ヲ吸收シテ五十万磅以上チ得タリ 倫敦ノ金利ハ歐洲大陸ニ比シテ低利ナルカ故ニ大陸銀行家ハ倫敦ヨリ其資金ヲ引去ルノ傾向續生シ爲替ハ逆トナリ歐洲大陸ニ向テ金ノ需要チ生シタリ然レトモ、倫銀行ハ南阿歐洲及埃及ヨリ百六十万磅チ輸入シ南米ニ向テ多少ノ輸出チナセシ結果約百三十万磅ノ純輸入トナレリ 倫敦ノ金利カ歐洲大陸ニ比シテ低利ナル結果資金ハ滔々トシテ歐洲大陸ニ流出シ爲替ハ逆トナレリ(佛國爲替ハ低落シ、伯林ニ向テハ巨額ノ輸出アリタリ)月中紐育ヨリ巴里及伯林ニ向テ金
五月	三〇〇	廿一日	五〇、五四〇	
四月	三五〇		八五〇、五〇四	

千九百四年 年首	十二月	十一月	十月	九月	八月
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇
				三日	
五、二七四、三三三	二、三七〇、五六一	一、五二〇、五三四	三九五、六二〇	二、二九二、一五七	四三、二七六
初緩和セシ金融ハ既ニシテ引締リ月末ニ至リテ再ヒ引緩ミタ	金融緩和、紐育爲替ハ月初軟弱ナリシモ後チ恢復シ歐洲大陸爲替ハ逆トナレリ	農作物出廻資金トシテ北米合衆國ヘノ金輸出盛ナリ之ト同時ニ埃及ヘノ輸出盛ニシテ爲ニ英倫銀行ノ金利引上ケテ決行スルノ恐アリシモ印度ヨリ約百萬磅ノ輸入アリタルカ故ニ月末ニハ金融緩和チ告ケタリ	金融緩和、英倫銀行ハ市場ニ於テ金ノ買入ニ從事シ以テ埃及及其他ニ向テノ輸出チ制止シタリ	金利昂騰、歐洲大陸及埃及ニ向テ金ノ輸出アリ英倫銀行ハ約二百萬磅チ失ヒシカ其大部分ハ是等ニ方面ヘノ輸出ニ由レリ	ノ盛ニ輸出セラレシハ倫敦ヨリ移動スヘキ資金ヲ爲替作用ニ依リ紐育ヨリ輸出シタルナリ然レトモ金融ハ寧ろ緩漫 前月ノ反動ニテ割引歩合騰貴ス然シ伯林及維納ノ金利ハ倫敦ヨリ高ク是等市場ニ向テ金ノ需要大ナリ、英倫銀行ハ印度及南阿ヨリ可ナリノ輸入チ爲シタレトモ獨逸及羅馬ニ向テ輸出チナシタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
二月	四〇〇		一、二九八、七三四	リ歐洲大陸爲替ハ順トナリ英倫銀行ハ大ニ金準備ヲ増加セリ 納税アリタレトモ月初ノ金利ハ甚タ軟弱、歐洲大陸爲替ハ順、 若シ日露戰爭ナカリセハ英倫銀行ハ當サニ利下ケテ決行スヘキ 答ナリシ亞爾然丁ノ金需要甚タ大ナリキ英倫銀行ハ印度ヨリ英 貨五十萬磅地金五十萬磅ヲ輸入セリ
三月	四〇〇		一、六二八、〇五四	月初ニ於テハ資金ノ内地ニ散出セシト多少金ノ海外ニ輸出シタ ルトニ依リテ英倫銀行ハ其ノ金在高ヲ減セシカ後テ資金ハ回歸 シ金ハ海外ヨリ流入シタルカ故ニ漸次増加ノ一方ニアリシモ月 末ニ至リテ再ヒ内地ニ向テ資金ノ散出アリテ同行ハ其金在高ヲ 減少セリ
四月	三五〇 三〇〇	十四日 廿一日	四、二六六、〇三三	倫敦市債ノ募集ノ爲ニ月半ニ於テ一時緊縮ヲ告ケタルコトアリ シモ、月中概シテ大ニ緩漫ヲ呈シタリ、爲替(殊ニ佛國爲替)ハ 低落シ、佛國ノ金需要モ市場ニ局限セラレテ英倫銀行ヨリ直接 巴里ニ輸送シタルモノナシ、亞爾然丁ニ向テ引續キ輸出アリタ レトモ豫想程大ナラス
五月	三〇〇		一、八〇五、一七	日本公債ノ募集、巴里ニ於ケル露國公債ノ募集、佛國爲替ノ低 落等ノ事實アルニ拘ラス金利ハ下向、巴里ノ金需要ハ市場ニ局 限セラレ之カ爲ニ英倫銀行ノ失フ所ハ僅少ナリ、月中倫敦及紐

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
六月			二、四七、八八一	育ヨリ巴拿馬運河買上ノ支拂ノ爲ニ巴里ニ向テ輸送シタル額ハ 約八百万磅ナリキ
七月			六七〇、六七七	半期決算資金ノ需要アリシニ拘ラス金融ハ比較的緩漫ナリキ、 月初佛國ノ金需要ハ依然強大ナリシモ既ニシテ爲替ノ騰貴ト共 ニ其需要ハ減退セリ依テ英倫銀行ハ此機ヲ利用シテ地金ニ打歩 ヲ附シテ金ヲ吸收シ尙ホ金塊買入ノ外ニ埃及ヨリ約三十万磅ヲ 輸入セリ
八月			二〇八五、二六八	金融ハ前月ノ反動トシテ俄然急迫ヲ告ケタリ、外國爲替ハ月末 ニ至ルマテ逆調ヲ持續シ歐洲大陸ノ金需要ハ全月ヲ通シテ變セ ス唯月末ニ於テ少シク減退シタリ
九月			二、一六七、四九〇	英倫銀行ハ海外ヨリ約百八十万磅ヲ輸入シ又現金ハ内地ヨリ回 歸シタルヲ以テ同行ハ金所有高増加シタリ、英倫銀行ノ金所有 高増加及外國爲替ノ騰貴等ニヨリテ金融緩和セシニ拘ラス利子 歩合ハ變動セス
十月			二、一〇一、一三七	金ノ輸入、資金ノ回歸、印度ヨリ巨額ノ英貨輸入等ノ諸原因ニ 依リ金融閑散ノ傾向ヲ生シタリ尤モ月末ニ於テハ獨逸、亞爾然 丁及埃及ノ需要アリタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十一月	三〇〇	一	一九二二、四九一	<p>北海事件ハ金融市場ニ影響スルコト甚タ少ナカリキ然レトモ露國財政ノ運用上獨佛銀行家ハ倫敦ヨリ資金ヲ回收セントシテ巨額ノ金ヲ輸出シ且又農作物出廻資金トシテヴェノス、アイレル及埃及ニ向テ巨額ノ金ノ流出セルカ爲ニ倫敦ノ金利ハ昂騰セリ月ノ前半ハ金融緩漫ナリシモ後半ハ緊縮セリ、露國公債募集ノ準備ノ影響トシテ伯林ノ金利騰貴シ倫敦市場ニ於テハ獨逸及其他ノ市場ニ向テ金ノ需要甚タ大ナリ、英倫銀行ハ更ニ巨額ノ金ヲ失ヒタリ</p> <p>金融ハ緩和セリ、英倫銀行ハ濠洲及其他ヨリ七萬五千磅ノ金ヲ輸入シタレトモ南米ニ向テ五十八萬磅ノ金ヲ輸出シタリ</p> <p>租税ノ納期、鐵道會社配當金支拂ノ準備等ノ爲ニ金融比較的緊縮ヲ告ケタリ然レトモ目先、金融緩和ノ材料多カリキ、外國爲替ハ順ナリ、資金ハ内地ヨリ回歸シ、英倫銀行ハ海外ヨリ巨額ノ金ヲ得タリ、露國公債募集後伯林ノ金融市場ハ却テ資金ダブツキタリ</p> <p>金融市場ハ益緩和ノ傾向ヲ呈シタリ、外國爲替ハ順トナリ、英倫銀行ハ海外ヨリ地金ヲ吸收スルコトヲ得タリ</p>
十二月	三〇〇	一	二六二二、九四七	
千九百五年 年首	三〇〇		二九九二七、二七二	
一月	三〇〇	+	四、四七五、一三一	
二月	三〇〇	+	四、四八五、八二〇	
三月	二五〇	九月 (+)	九〇〇、六九一	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
四月	二五〇	一	三九三一、六七二	<p>金融市場ハ不事靜穩、日本公債三百万磅ノ拂込モ市場ヲ攪亂セス、月初資金ノ内地ニ向テ散出セシモノ例年ニナク非常ノ多額ニ上リ且又月末ニ至リテ蘇國ニ向テ資金ヲ散出セシカ爲ニ英倫銀行ノ金準備ハ著シク減少セリ</p> <p>月初ニ當リテ内地資金ノ需要、歐洲大陸銀行家ノ金買入、佛國爲替ノ低落、事業資金ノ募集等ノ爲ニ金融ハ引締タレトモ月末ニ至リテ緩和セリ、英倫銀行ハ南米ニ向テ金貨ヲ輸出シタリシモ結局金ノ輸入超過トナリタリ</p> <p>月初ニ於テ英倫銀行ハ市場ニ於テ獨リ地金ノ買入ニ從事シタリシモト月末ニ至リテ佛國爲替低落シ其結果金ノ輸出ヲ見タリ然レモ英倫銀行ハ差引金ノ輸入超過ヲナシタリ</p> <p>前月末ハ例ニ依リ金融一時緊縮ヲ告ケタリシモ越月後ハ緩和セリ、月初來内地ニ内テ資金ノ散出アリテ中旬ニ至リ多少ノ回歸アリシモ月末ニ及ヒ南米ニ向テ金ノ輸出始マリタルカ故ニ英倫銀行ノ金準備ハ月中約百万磅ヲ減シタリ</p> <p>日本公債募集ニ關聯シテ金融市場ノ變動甚タシカリシ、英倫銀行ハ佛國爲替ノ騰貴ト共ニ月中約五十萬磅ノ金ヲ海外ヨリ得シモ南米及其他ニ向テ多額ノ輸出ヲナシタルカ故ニ結局輸出超過トナリタリ</p>
五月	二五〇	+	二、〇六四、一六四	
六月	二五〇	+	一、一六二、三七六	
七月	二五〇	一	一、一七〇、七七一	
八月	二五〇	一	一、一七〇、七七一	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
九月	三〇〇 四〇〇	七日 廿八日	二、〇三三、〇五一	日露平和成立後倫敦ノ金利ハ上向トナレリ、外國爲替(殊ニ佛國爲替)ハ逆調ヲ示シ南米及埃及ノ金ノ需用ハ例年ニナク大ナルヘキ豫想起テ又紐育市場ハ金融緊縮シテ同盟銀行ノ法定準備超過額ノ減少シタル等英倫銀行利上ケノ原因トナレリ、月中英倫銀行ハ約二百萬磅ノ金ヲ海外ニ失ヒシカ其重ナルモノハ南米及埃及ナリ
十月	四〇〇	(一)	二、七〇五、〇四七	英倫銀行ハ利上ケヲ實行スルト同時ニ市場ニ於テ高價ヲ以テ地金ノ買入ニ從事シタル結果同行ハ其金在高増加シ又之ト同時ニ歐洲大陸爲替ハ騰貴シ紐育市場モ亦多少緩和ノ形勢ヲ示シタレトモ同行ノ金ノ輸出入ノ關係ニ於テハ約百萬磅ノ輸出超過トナリタリ
十一月	四〇〇	(+)	一、六三六、〇五五	金融ハ緊縮、英倫銀行ハ多額ナル金ヲ買入タルニ拘ラス其準備ハ月初甚タ薄弱ニシテ又民間預金モ減少シタリシカ後チ準備ハ増加シタリ、月中英倫銀行ハ歐洲大陸ニ向テ約七十萬磅ヲ輸出シ又印度ヨリ英國ニ向テ輸送中ナリシ金ヲ埃及ニ向テ輸送セリ然レトモ同行ハ結局八十四萬磅ノ輸入超過ヲナセリ
				月初金融ハ一時緩漫ノ豫想起テ英倫銀行ハ多大ノ助力ヲ市場ニ與ヘタリシモ露國ニ於ケル不穩ノ形勢、其歐洲大陸市場ニ及ホ

千九百六年 年首	十二月
四〇〇	四〇〇
四、二三一、四七九	二八、五三〇、二五一
(+)	(+)
一、八六六、三三四	

シタル影響獨佛爲替ノ低落、亞爾然丁ニ向テ金ノ流出等ノ爲ニ月半ニ至リ英倫銀行ハ其政策ナ一變シ其貸附利ヲ引上ケタリ、月初英倫銀行ハ海外ヨリ地金ヲ購入シ又埃及ヨリ英貨ヲ輸入セシモ月末ニ至リテ巴里及伯林ニ向テ地金ヲ輸出シ又南米ニ向テ巨額ノ金ヲ輸出セリ

越年後金融市場ハ容易ニ緩和ノ模様ナカリシカ大陸市場ノ緩和ト共ニ大陸カ英國手形ノ買入ナ行ヒタル結果倫敦ノ割引歩合ハ軟弱トナレリ然ルニ月ノ十三日頃ヨリ英倫銀行ハ市場ニ於ケル剩餘資金ヲ吸収スルノ策ヲ取りシナ以テ形勢再ヒ變シテ市中金利ハ締リタリ

金融緊縮、市中割引歩合ハ概シテ三步八厘一毛乃至三步八厘七毛ヲ持合ヒタリ本月中英倫銀行ハ著シク金在高増加スルコトヲ得タリ之レハ外國爲替ノ騰貴シタルト一ハ英倫銀行自ラ金買入レニ銳意シタルトニ由レリ

月初ノ金融ハ二月末ト大差ナケレトモ利子及配當金ノ支拂ニ由テ幾分緩和ノ狀ヲ呈セシカ月半以後ハ對米爲替ノ低落(紐育白

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
四月	三五〇	四月五日	五、三四七、八九二	<p>金ノ輸出)モロツコ問題ノ行儀等ノ爲メニ漸ク引締ノ傾向ヲ生シテクテ月末ニ至リテハ納税、株式市場ノ決済、銀行見世金等ノ爲メニ著シク資金ノ需要ヲ増加セリ英倫銀行ハ正貨ノ海外輸入及ヒ内地通貨ノ回歸ニ由リテ金在高ヲ増加セリ</p> <p>月初金融界ハ順調ニ向ヘリ尤モ對佛爲替ハ一時低落セシモ之レ巴里ニ於ケル露國公債募集ノ準備ニ基因セルモノニシテ一時の現象ニ過キス、英倫銀行ハ市場ニ於テ巨額ノ地金ヲ買入レタルノミナラス露國ヨリ英貨ノ輸入アリ市場ニ於ケル資金ノ供給ハ頓ニ潤澤ヲ唱ヘシカハ英倫銀行ハ月ノ五日ヲ以テ公定歩合ヲ三分五厘ニ引下ケタリ、然ルニ其後形勢俄然トシテ一變シ對佛爲替及對米爲替ノ低落ニ由リテ巨額ノ金ハ海外ニ向テ流出セリ、月末桑港ニ大震災アリ、倫敦ヨリ紐育ニ向ケ金ヲ流出セントスルノ虞アリタリ</p>
五月	四〇〇	五月三日	五六九、九九六	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
六月	三五〇	六月廿一日	三、八九五、一八〇	<p>ニ八日以後全行ハ市場ニ於テ地金ヲ吸收スルヲ得ルニ至リ金ノ流出ヲ防止セシカ又印度政廳ノ所有ニ屬スル特定資金ノ幾分ヲ準備ニ繰入ルルコトヲ得タリ(一時七十七志十一片、七五マテ騰貴セシ地相場ハ巴里ニ於ケル露國公債ノ募集後對大陸爲替ノ順トナリ又紐育向金輸出ノ杜絶ト共二月半ノ頃ヨリ七十七志九片ニ低落セリ)</p> <p>金融引緩ノ傾向アリ、英倫銀行ハ漸次金ヲ吸收シ又内地ヨリ資金ノ回收アリタルカ爲メニ其ノ月末ニ於ケル準備ハ前月全期ニ比シ約三百萬磅以上ノ増加ヲ示シタリ月末ニハ上半期末ノコトトテ例ニ依リ金融幾分引締リタリ</p> <p>前月末少シク緊縮ノ氣味アリシ金融界ハ越月後頓ニ引弛ミ金利モ亦下向キタリ、例年ノ通り米國向金ノ需要ト内地向資金ノ散出トノ爲メニ英倫銀行ハ金在高ヲ減セリ</p> <p>月初資金ノ供給ハ潤澤、英倫銀行ノ金在高ハ著シク増加、對大陸爲替ハ順調ナ呈シ、對アルゼンタイン爲替ノ趨勢ハ全地ヨリ</p>
七月	三五〇		三七七、七七八	